

平成 24 年

第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 24 年 12 月 3 日

閉 会 平成 24 年 12 月 7 日

大 津 町 議 会

平成24年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12月3日	月	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
12月4日	火	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
12月5日	水	午前10時	本会議	一 般 質 問	
12月6日	木	午前10時	本会議	一 般 質 問	
12月7日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				5日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町財政事情公表
- 平成24年度大津町教育委員会点検・評価報告書（平成23年度事業対象）
- 平成24年9月例月出納検査の結果について
- 平成24年10月例月出納検査の結果について
- 平成24年11月例月出納検査の結果について

平成24年第5回大津町議会定例会会議録

平成24年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成24年12月3日(月曜日)

	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	6 番 大 塚 龍 一 郎	7 番 新 開 則 明
	8 番 月 尾 純 一 朗	9 番 坂 本 典 光	10 番 石 原 大 成
出席議員	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦	13 番 松 永 幸 久
	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 田 黒 英 生
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長 田 中 令 児	
	副 町 長 徳 永 保 則	企画部企画課長 杉 水 辰 則	
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 徳 永 太	
	企 画 部 長 木 村 誠	総 務 部 長 藤 本 聖 二	
	福 祉 部 長 中 尾 精 一	総 務 課 行 政 係 長	
	土 木 部 長 中 山 誠 也	企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 兼 ね て 行 政 推 進 係 長 白 石 浩 範	
	併任工業用水道課長		
	経 済 部 長 西 本 昇 二	教 育 長 那 須 雪 子	
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春	教 育 部 長 松 永 高 春	
		農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 岡 秀 雄	

会 議 に 付 し た 事 件

承認第6号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成24年度大津町一般会計補正予算(第6号))
議案第65号	菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第66号	平成24年度大津町一般会計補正予算(第7号)について
議案第67号	平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
議案第68号	平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第69号	平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について
議案第70号	平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

平成24年第5回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成24年 11月21日 請 願 第 1 号	中小企業振興基金条例の制定を求め る請願書	大津町大字大津1984番地12 熊本民主商工会・大津班 元島宏明	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成24年 9月10日 陳 情 第 5 号	岡本家西側の町道下森線拡幅に関す る陳情	大津町大字森248番地 森区長 児島清和	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 4 年 1 2 月 3 日 (月) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 経済建設常任委員会行政調査報告について
- 日程第 5 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号))
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 議案第 6 5 号 菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 平成 2 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 2 議案質疑
議案第 6 5 号 質 疑
議案第 6 6 号 質 疑
議案第 6 7 号から議案第 7 0 号 一括質疑
- 日程第 1 3 委員会付託
議案第 6 5 号から議案第 7 0 号まで
請願第 1 号、陳情第 5 号

午前 1 0 時 1 1 分 開会
開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、平成 2 4 年第 5 回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番吉永弘則君、4番源川貞夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、11月26日午前10時から委員会A室におきまして議会運営委員、また大田黒議長に出席を願い、平成24年第5回大津町議会定例会についてを審議いたしました。

まず、町長提出議案の7件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般についてを協議いたしました。町長提出議案のうち、承認第6号については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑・討論の後、表決することといたしました。なお、一般質問については6名でありますので、一般質問の1日目を通告者の1番から4番まで、2日目が5番から6番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から12月7日までの5日間といたしました。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から12月7日までの5日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月7日までの5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 経済建設常任委員会行政調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、経済建設常任委員会行政調査報告についてを議題とします。

経済建設常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会行政調査報告を簡潔にいたします。

第10回全国和牛能力共進会が長崎県佐世保市で10月25日から29日まで開催され、その初日に経済建設常任委員会委員4人と大田黒議長で行政調査を行いました。全国和牛能力共進会は、公益社団法人全国和牛登録協会が主催者であり、全国の優秀な和牛を5年に一度、一堂に集めて優劣を競う全国規模の大会でありまして、雄牛、雌牛の和牛改良の成果を競う種牛の部と肉質を競う肉牛の部に、各都道府県の代表牛484頭が出品され、それぞれの部門で頂点を目指します。審査結果が各都道府県のブランド確立を左右するため、和牛関係者にとって、まさに威信をかけた大会であります。

大津町からは矢護川の村山光弘氏が出品され、大津町初の黒毛和牛全国大会出場ということで、激励いたしました。現地では、村山氏のお父さん、県畜産農協、県職員等約10名が牛の世話をさせており、上位入賞に向けての意気込みが感じられました。大津町から贈呈された紫の横断幕が牛舎の前に飾られていました。共進会会場は各県の特産品の出店や和牛の試食会が催されておりました。28日に発表された結果は、村山氏は若雌牛第2区において出品頭数33頭中優等賞第8位という好成績を残されました。菊池から出品された枝肉は、第2位に入りました。

今後、熊本、そして大津町の和牛が注目されることを願いまして、行政調査報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、経済建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

日程第5 承認第6号 専決処分を報告し承認を求めることについて

（平成24年度大津町一般会計補正予算（第6号））

○議長（大田黒英生君） 日程第5、承認第6号、建設処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。先ほどの自治功労表彰の議場における表彰を許可いただきまして、本当にありがとうございました。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

認定第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町一般会計補正予算

(第6号)につきましては、今回の補正は平成24年12月16日に執行されます衆議院議員総選挙に関わるもので、既定の歳入歳出予算の報告に歳入歳出それぞれ1千103万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億4千761万2千円としたものでございます。承認第6号につきましては、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大田黒英生君) 企画部長木村 誠君。

○企画部長(木村 誠君) おはようございます。承認第6号、平成24年度大津町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、11月16日の衆議院解散に伴い、12月16日に執行が予定される第46回衆議院議員総選挙及び同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係るもので、急施を要したため、11月19日付けで専決処分した予算を報告し、議会のご承認をお願いするものであります。

予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要をご参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1千103万5千円を追加し、予算の総額112億4千761万2千円としたものです。

11ページをお願いします。款14、項3、目1総務費委託金です。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る委託金です。

12ページをお願いします。款2、項4、目5衆議院議員総選挙費です。12月5日から15日までの期日前投票及び16日の投開票に係る管理者、立会人ほかに係る報酬から13ページの節18備品購入費までです。備品購入は、自書式投票用紙読取分類機の購入で、これにより開票時間の短縮を図るものです。款13予備費で、財源の調整をしております。

なお、選挙に係る報酬及び時間外勤務手当につきましては、14ページ以下の給与費明細書のとおりであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大田黒英生君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大田黒英生君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大田黒英生君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24

年度大津町一般会計補正予算（第6号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

**日程第6 議案第65号から日程第11 議案第70号まで一括上程
提案理由の説明**

○議長（大田黒英生君） 日程第6、議案第65号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてから、日程第11、議案第70号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

次に、議案第65号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、障害者自立支援法の改正に伴い、規約の改正を行うものでございまして、地方自治法第291条第11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてですが、今回の補正は、九州北部豪雨災害に係る災害復旧が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7千237万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億21億1千998万3千円とし、第2表で債務負担行為を補正するものです。

歳入では、町税7千700万円、分担金及び負担金9千515万円、国庫支出金6千336万7千円、県支出金3億6千942万4千円、繰入金1億7千万円、諸収入3千383万円、町債6千360万円をそれぞれ増額するものです。歳出では、総務費の271万7千円、民生費1億6千883万6千円、衛生費1千778万円、農林水産費9千170万円、商工費80万円、消防費51万5千円、教育費771万7千円、災害復旧費5億8千212万5千円、予備費444万2千円をそれぞれ増額し、議会費20万5千円、土木費355万6千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第67号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千89万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千581万2千円としたものです。歳入では、分担金及び負担金を532万円、町債860万円をそれぞれ増額し、繰入金303万円を減額し、歳出では事業費を1千89万円増額するものです。

次に、議案第68号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1千645万3千円としたものです。歳入では繰入金を34万4千円増額

し、歳出では総務費 3 万 4 千 4 千円を増額するものです。

次に、議案第 69 号、平成 24 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 万 1 千 2 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 6 百 5 万 8 千円としたものです。歳入では、繰入金を 5 万 1 千 2 万 8 千円減額し、歳出では事業費 5 万 1 千 2 万 8 千円減額するものです。

次に、議案第 70 号、平成 24 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 1 千 7 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5 千 9 百 6 万 1 千 8 千円としたものです。歳入では、繰入金を 1 万 1 千 7 万 5 千円増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を 1 万 1 千 7 万 5 千円増額するものです。

議案第 66 号から議案第 70 号までの 5 議案につきましては、平成 24 年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議案第 65 号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましてご説明いたします。議案集は 2 ページから 3 ページと説明資料をご参照ください。

規約の一部変更の理由につきましては、はじめに菊池広域連合において障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務処理をしておりますが、同法の一部改正によりまして法律の名称が障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活とを総合的に支援するための法律に改正されるものによるものです。

次に、現在の菊池広域連合規約におきまして、副広域連合長は 3 人おくこと及び広域連合議会の同意を得て関係市町の長のうちから選任することと規定されておりますが、広域連合長以外の関係市町の長 3 人が全員副広域連合長に選任されており、関係市町の長のうちから選任する必要がなく、広域連合長以外の関係市町の長をもって充てるに変更されることによるものであります。なお、この規約変更につきましては、構成市町の同文議決が必要となるものであります。

説明資料の 1 ページをお願いいたします。別表改正前の下線の第 4 条第 9 号に中の障害者自立支援法及び第 12 条第 3 項の副広域連合長は広域連合長が広域連合の議会の同意を得て関係市町の長のうちから選任するを改正後の下線の記載のとおり改めるものです。

説明資料の 2 ページをお願いいたします。別表中及び備考の改正前の下線の障害者自立支援費を改正後の下線の規制のとおり改めるものです。

議案集の 3 ページをお願いいたします。附則で、この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行するといったしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第66号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願ひます。併せて、補正予算の概要を参照願ひます。

第1条で、既定の予算の総額に8億7千237万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億1千998万3千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の追加を第2表債務負担行為の補正のとおりとしております。

第3条で地方債の補正を第3表地方債の補正のとおりとしております。

今回の補正の主なものは、7月の豪雨災害に伴う農業関係の災害復旧費と障害福祉サービス費の増などであります。

8ページをお願ひします。第2表債務負担行為補正は、追加で豪雨災害により被害を受けた農林漁業者が収入源の補てんや施設等の復旧に必要な資金の借り入れに対して、利子の一部を補てんするものであります。

9ページ、第3表地方債補正です。農業用施設単独分の災害復旧事業債の追加と変更は、県営事業負担金の一般公共事業と農業用施設補助分の災害復旧事業債がそれぞれ増額となっております。

歳出から説明させていただきます。20ページをお開き願ひます。款1、項1、目1議会費の節12役務費は、町のホームページに議会の議事録を公開するためのデータ変換手数料です。

款2、項1、目1一般管理費は、人事異動や申請などに伴う人件費の補正です。目5財産管理費は、町有地を適正に管理するためのものです。

21ページの目9防犯対策費は、外灯の維持・設置費に関するものです。項2、目1税務総務費の節3職員手当の時間外勤務手当は、災害減免関係事務ほかであります。

22ページをお願ひします。節23過誤納還付金は、確定申告などに伴う町税の還付金です。

23ページをお願ひします。款3、項1、目1社会福祉総務費の節20扶助費、一人親家庭等医療費助成は、実績見込みによる増です。目2障害者福祉費の節20扶助費も、それぞれ利用者の増に伴うものです。

24ページをお願ひします。節23償還金利子及び割引料は、それぞれ前年度事業費の確定に伴う返還金です。目3後期高齢者医療費は保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出金の補正です。目4老人福祉費、養護老人ホーム入所者の増が主であります。目6国民年金事務費は、国民年金システムの整備に伴うものです。

25ページをお願ひします。項2、目1児童福祉総務費の節13委託料は、いずれも利用者等の増によるものです。節19家庭的保育改修等補助金は、待機児童対策として新たに整備をしようとするものです。目4若草学園福祉施設費は、老朽化した食器洗浄機の買い換えです。

27ページをお願ひします。款4、項1、目7子ども医療費の増額は、実績見込みによるものです。款6、項1、目2農業総務費は、人事異動などに伴うものです。

28ページをお願いします。款6、項1、目3農業振興費の節19補助金で、14青年就農給付金は、45歳未満の新規就農者へ最長5年間給付するものです。15大水害対策緊急資金利子補給は、第2表債務負担行為補正でご説明したもので、3年間の利子補給になります。目5農業構造改善事業費も7月の豪雨災害に伴うもので、総合交流ターミナル岩戸の里の減収を補うための指定管理委託料と災害復旧工事費です。

29ページをお願いいたします。目6農地費は、県営かんがい排水事業の増に伴う町負担の増額です。目9農業集落排水費は、人事異動に伴うものであります。款7、項1、目5観光施設費は、岩戸溪谷駐車場の災害復旧工事です。

31ページをお願いいたします。款8、項3、目2公園緑地費は、緊急を要する公園の修繕です。目3公共下水道費は、受益者負担金の増額に伴うものです。款9、項1、目5災害対策費は、7月の豪雨災害に伴い、各行政区で実施されました災害復旧作業の際の機械借上料の2分の1を10万円を限度に交付するものであります。

32ページをお願いします。款10、項2、目1学校管理費の節11需要費の消耗品費は、大津小学校の児童数の増加によるものです。修繕料は、大津小学校の防火扉など急を要する施設の修理です。項2、目2教育振興費の補助費は、対象児童の増によるものです。

33ページをお願いいたします。目3学校建設費は、美咲野小学校建設にかかるものです。項3、目1学校管理費の節11需用費の消耗品費は、大津中学校の生徒数の増加によるものです。節18備品購入費は、大津北中学校の25年度のクラス増の見込みにより、教室用備品の購入です。

34ページをお願いいたします。項5、目2公民館費の節15工事請負費は、陣内地区公民館分館のトイレ改修工事であります。目4文化振興費、節11の印刷製本費は、迫井手地区埋蔵文化財調査報告書の作成です。

35ページをお願いいたします。節19文化遺産育成補助金は、陣内地区の伝統行事育成に係るものです。

36ページをお願いいたします。款11、項1、目1農業施設災害復旧費、農業用施設及び農地等の災害復旧関係です。

37ページ、款13予備費で、補正予算の財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入をご説明いたします。13ページをお願いいたします。款1、項1、目1個人の町民税から14ページの項4、目1町たばこ税まで、実績見込みによる増額です。款12、項1、目2民生費負担金は、養護老人ホーム入所者の増に伴うものです。目6災害復旧費負担金は、農地災害復旧工事の受益者負担金です。款14、項1、目1民生費国庫負担金、節4障害者福祉費負担金は、いずれも実績見込みによる増額です。

15ページをお願いいたします。項2、目1民生費国庫補助金も利用者の増に伴うものです。項3、目2民生費委託金は、国民年金システムの改修です。

16ページをお願いいたします。款15、項1、目2民生費県負担金は、額の確定及び実績見込みによるものです。項2、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金の一人親家庭等医療費補助金も

実績見込みによるものです。節3児童福祉費補助金は、家庭的保育所の改修などの補助です。節6障害者福祉費補助金は、利用者の増に伴うものです。目3衛生費県補助金は、乳幼児医療費の増です。

17ページをお願いいたします。目4農林水産業費県補助金は、それぞれの事業に伴う県の補助であります。目8災害復旧費県補助金は、農業用施設及び農地の災害復旧に係る補助です。項3、目1総務費委託金から目6教育費委託金まで、それぞれの利用に係るものであります。

18ページをお願いいたします。款18、項2、目6財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源を繰り入れるものでありまして、繰入後の年度末の残高は約20億1千万円となる見込みです。

款20、項4、目2雑入の後期高齢者医療療養給付費負担金返還金は、実績に伴うものであります。災害復旧保険料は、総合交流ターミナルの復旧工事に係るものです。款21、項1町債は、第3表地方債の補正でご説明したとおりであります。給与関係につきましては、38ページ以下給与費明細書のとおりです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議案第67号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は、10、11ページになります。今回の補正は、負担金の増額、事業費の組み替えに伴う増額、さらにそれに伴う一般会計繰入金の減額と町債の増額が主なものになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千89万円を追加し、予算の総額をそれぞれ14億5千812万2千円とするものです。

第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正ですが、浄化センター等改築事業の委託費を管渠工事の関連費等へ組み替えることに伴い、事業費の限度額を変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

8ページの歳入から説明いたします。款1、項1、目1負担金は、共同住宅や戸建て住宅などの建設に伴う受益者負担金を増額するものです。款4、項1、目1一般会計繰入金は、負担金等の増額に伴い減額するものです。款7、項1、目1公共下水道事業債は、事業費の変更に伴い増額するものです。

次に、9ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費の中で節8報償費は、受益者負担金の納期前払い報奨金の増額によるものです。目2事業費の中では、浄化センター等改築事業のために、節13委託料として計上していた費用を減額し、管渠工事の一部を前倒して工事するために節15工事請負費を増額するものです。

続きまして、議案第69号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は、11、12ページになります。今回の補正は、職員の人事異動により人件費を減額することに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ512万8千円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億4千658万6千円とするものです。

7ページの歳入では、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人件費の補正に伴い減額するものです。

次に、8ページの歳出では、款1、項1、目1総務管理費は、職員の人事異動に伴い人件費等を減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。議案第68号から説明をさせていただきます。

議案第68号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。別冊の予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は11ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億645万3千円とするものでございます。

まず、歳入について説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお願いいたします。款6、項1、目3その他一般会計繰入金34万4千円の増額は、介護認定支援システム改修委託費として、一般会計から繰り入れるものでございます。詳しくは、歳出で説明いたします。

次に、歳出について説明いたします。9ページをお願いいたします。款1、項1、目1の一般管理費におきまして、節12の役務費を6千円増額しておりますが、これは、国保連合会のネットワークのトラブルにより使用料が増加したことによるものです。款1、項3、目1介護認定審査会費、節13の委託料34万4千円の増額は、法律の改正によりまして国の介護認定システムが変更された結果、それに伴い町の介護認定支援システムを変更するものでございます。款3、項1、目2包括的支援事業費、節7の賃金150万3千円の減額は、ケアマネージャー2人の減額分です。節13の委託料で150万3千円を増額しておりますが、ケアマネージャー不足によりまして、ほかの事業所にケアプランの作成を委託するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第70号をお願いいたします。議案第70号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は、12ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千961万8千円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。説明書の7ページをお願いいたします。款4、項1、目2の保険基盤安定繰入金は117万5千円の増額でございまして、これは額の決定によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。8ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金の117万5千円の増額は、歳入同様、基盤安定負担金の額の決定によるものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。11時から開会いたします。

午前10時51分 休憩

△

午前11時01分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案質疑

○議 長（大田黒英生君） 日程第12、議案質疑を行います。

まず、議案第65号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成24年度の一般会計補正予算について質疑を行います。

最初に、予算書の24ページの老人福祉費についてお尋ねをします。13の委託料で、老人保護措置委託料が1千60万円増加ということですが、説明書を見ますと、説明書の6ページですが、養護老人ホームへの措置入所者の増、これは入所者が増えたというのわかります。民間施設の給与改善費加算算定に伴う措置単価の増によるとなされており、これを読む限りではちょっと意味がわかりませんので、具体的に説明を求めたいと思います。

次に、予算書の28ページです。農業構造改善事業費ということで、指定管理委託料が計上されています。所管の委員会ではございますが、この指定管理委託料については全員協議会で予定の説明がございましたが、全協に出席していない議員もおりますし、本来全協の資料とは予算の説明は別物だと私は考えておりますので、説明を求めるものではありませんが、我々に配付された資料の中で、この指定管理委託について説明にあたるものはないようでありますので、なぜ指定管理に委託料を新たに支払うということになりますので、きちんとした説明資料を添付しないのか、お尋ねをいたします。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の質疑に対してお答えいたします。

老人保護措置委託ということで、先ほど説明いたしましたとおり人数を増やしておりますけれども、こちらについては26人に対しまして当初は3人、その他6人ということで35人分を予算計上しております。今回につきましては、災害時の入所ということで5人光進園のほうをお願いをしております。それから、9月に1人、新たに措置をさせていただいておりますが、今回につきましては、1人当たりの措置の費用が上昇したということで、民間施設給与改善費加算を算定しておりますけれども、

そういう状況で増額にさせていただいております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 荒木議員の質問の中で、11月6日に全員協議会をさせていただきました。そのときの中で、予算関連、それからその説明関係の内容がちょっと違うんじゃないかなということがございますけれども、まず予算項目で今度委託管理料を上げさせてもらっております。そこら辺のところのちょっと経緯をご説明させていただきたいと思います。まず、今回の委託管理料を含めたところの件でございますが、全員協議会のときには災害にあったところの不可抗力ということではございませんが、損失等がっております。その中でどういうふうにこの施設の対処をしたらいいのかということがございますけれども、補てん補償とか、あるいはその当時は委託管理料でしたほうがいいのかという話が出ておりました。その説明の中でございますけれども、復旧工事ということも含めて、実際にこれが2週間ほどで復旧はしたわけでございますけれども、その趣旨の内容でございます。まず、今回の赤字を含めたところの委託管理料、それから補償補てんを言いましたけれども、実際その経緯のちょっと説明をさせていただきます。

○15番（荒木俊彦君） 説明はいいんですけど、なぜ資料を添付せんかということですよ。

○経済部長（西本昇二君） 資料添付ですね。それにつきましては、うちのほうが申し訳ございません、確かに添付してございませんでした。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 現在、我々の議会のほうは、議会改革の活性化特別委員会ということで、議会の改革を話し合っているんですが、この予算書を提示する、あるいはこの説明書を添付するようになったのは10年ほど前からだったと思いますけど、その一方、前進であります。予算書また説明書は少なくとも主権者である町民の方がご覧になって意味が理解できる程度ぐらいはきちんと資料を添付するなり、説明書きをするなり、こういうことが原則だと思うんですが、町の予算書はその進歩が見られないということなんです。そこで、この予算書を作成する担当課、説明書をつくる担当課は多分違うのかなと思うんですが、一つはですね、例えば入札残、美咲野小学校の備品マイナス218万円という計上をされておりますが、説明書を見ますと入札残と。入札による残金が出たから減額をするというようなことは、わざわざ説明書で説明する問題ではないんですね。この予算書の説明欄に（入札算）と書いておけば一目瞭然で、わざわざ説明書を見る必要もないということです。それから、ただいま質問した岩戸温泉の指定管理ですが、新たに指定管理料が発生したわけですから、そういう予算ですから、担当の委員会のために資料を配付すればいいという、そういう悪しき慣習では、町民の皆さんはこの予算書を見ても、あるいは説明書を見ても、全く理解ができないということでもあります。我々も議会の中で、わざわざ入札残は、これはどういうことか説明を求めるなんて、そういう無駄な時間も費やす必要はないと。基本は、町民の方がご覧になって、かなりの部分が理解ができるような、そういう説明、あるいは説明書の作成、こういう観点が抜けているんじゃないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） ただいま補正の概要、あるいは補正予算書の内容につきまして荒木議員のほうからご質疑いただきましたが、ご指摘いただきましたところにつきましては、やはり住民の方々にわかりやすい補正予算の概要等の整理等を進めるように全職員で取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう1点だけ指摘、お尋ねをしておきたいと思いますが、予算書の25ページの若草学園の福祉施設費、食器洗浄機81万3千円、備品購入をするということであります。こちらの説明書の5ページを見ますと、若草学園福祉施設費の備品購入で、食器洗浄機81万3千円と、当初が千円の座取りだったので、その差額を計上したということですが、これはわかりますが、説明書に老朽化に伴う買い換えということですが、少なくとも81万円というのは、安い金額ではございません。数十万円を超えるような備品を買い換える場合、例えばですね、何年に購入して、既に何年経過をしたということがわかるように書くのが説明書のあり方ではなからうかと思うわけです。単に老朽化と、担当職員だけはわかっているかもしれませんが、我々議会もわからない。まして、傍聴される町民の方にはさっぱりわからない、そういう観点が抜けているんじゃないかと思っております。それをまとめる企画課もそうですが、まずもってその担当課についてですね、町民に対する説明責任、その観点がきちんとあるのかどうかですね、確認をしたいと思っております。

それから、予算書の29ページです。6の農地費は、これも所管課であります。上井手、下井手のかんがい事業の負担金が計上されております。詳しくは委員会で質疑すればいいことですが、もう既に上井手の工事が光尊寺の下とか、大松山の下とか、工事が始まっております。我々議会が知らない間に、いつの間にか工事が始まっているわけです。工事することはいいことです。しかし、県の仕事だからということで、知らない間に工事が始まっていたと、どこまでやるのかもわからないということです。それで、説明書の8ページを見ますと、8ページの一番上ですね、県の事業に対する町の負担金であります。当初予算は県が骨格予算であったため肉付け予算に対応するものということで、もう12月議会であります。県の肉付け予算が今の時期に未だに肉付け予算だったのかと、非常に疑問があるわけですね。そういう意味でですね、もっと早く議会に、あるいは町民に、関係住民の方には説明会があったようではありますが、上井手はあそこに住んでいる人だけの問題ではございませんので、町民や議会に対して、本来事前に説明があってもよさそうなものだと思うんですけども、なぜ今の時期にこういう負担金、あるいはこういう説明がなされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 予算書の29ページの関連でございますけれども、ご指摘のとおり、負担金補助及び交付金の中身でございます。当初予算では、荒木議員のご指摘のとおり骨格予算であったため500万円を計上しておったところでございます。今回肉付け予算に対応するというので、事業費の負担金をお願いしております。ご存じのように、今、工事関係等が進んでおります。上井手、

下井手関係の県工事発注ではございますが、県はその繰り越し、平成23年度につきましては繰り越し事業と、それから平成24年度の予算配分ということで工事費として発注しております。25%の町負担の確定でございますけれども、用地交渉等も含めまして、来年3月以降には確定はすると思っておりますけれども、予算額を9月の補正に計上すべきでは確かにございました。その点については、今後大変申し訳ございませんが注意したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

補正予算の概要等記載の不十分、住民の方、あるいは議会の皆様方にわかりにくい、これをもっと十分な説明ができるような補正予算の概要の作成に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第66号、一般会計補正予算について質疑をいたします。

まず最初に、歳入で14ページ、町たばこ税が増額補正されております。1千500万円ということで、計3億円に上ろうかということで、たばこ税の増税による収入増ということと、販売の本数の増であろうかと思っておりますが、この点について、私の所管委員会では医療費のことに非常に頭を痛めております。たばこいろいろな病気、疾病の関係というのは、長らく言われているわけですから、この点についてですね、補正額が増えたからといって喜んでいいものなのかなと思う部分があります。非常に浅い議論になりはしないかなと、増額になりました、町は万歳というのはですね。やっぱりこれが逆にたばこを吸う人が多くなったと。それで、逆に医療費が、病気になられて増額される可能性もあるわけですよ。本当はそういったところを緊密に調べていかないと、医療費の抑制は到底適わないということでもあります。ですから、こういったたばこ税あたりがただ単なる本数の売上げに比例して、きちんと納税されるというのはわかりますが、そういった観点で町の経営なり何なりというものを考えていかないと、今後立ちゆかなくなると思っていますので、このたばこ増税に対する様々な影響というものは、何らかのそういった考え方を持ってあたっておられるのか、非常に重要なことではないかなと、これ、一つのことを言いましたけれども、やっぱりいろんなものが関連しているということですね。そういった観点で見られるかなということで質疑をします。

次に、28ページの目5、節15の工事請負費、その前の13ということで、今、議員が指摘されました。私もびっくりしております。不可抗力でこういった委託料が発生するのならば、7・12の災害というものは広範囲に渡っておりますので、人件費やいろんなそういった労務費あたりを計算するならば、すべてを計算しなければならない。ここだけではないわけですよ。自分が食べるために仕事をして、給料をもらうためにいろんな災害に遭ったものを自らの力で復旧するというものは、自己責任の範囲にあたるかなと。やはり公金を使うには、決定的な根拠がなければ、町民の理解は得られないということです。ですから、この指定管理委託料については、恐らく委員会で深く審議されることでしょう。で、私はこの15の工事請負費に着目したいと思います。この4千万円というもの、

確かに全員協議会では説明をされました。しかし、4千万円ぽんっとOKですよというようなことはですね、やはりできない。これはなぜかと申しますと、今後の見通し、この4千万円によって、あの施設が今から10年、20年使われるんだよというような約束はないわけですから、そういったものをきちんと採算性を考慮して計算で出していかなければならない。建物も設備も非常に老朽化が進んでおります。そういった観点で、今から先もいろんな形で工事や修繕、いろんなものが出てくるでしょう。しかしながら、最近では、山鹿市役所に友人がおりまして、桜湯というものが10億円ぐらいかけてできております。私も行ってみましたけれども、あの10億円かけて、あの施設が求心力があって、いろんな町の賑わいを取り戻すのかなということで質問をしたときにですね、恐らく10億円もかけるならば、どうでしょう、50年、100年の周期で考えておりませんかという僕の友だち、市役所の友だちですね、答弁が100年ですということをはっきり言ったんです。100年を目指しております。うちはですね、そんなことも曖昧なまま、はい、4千万円ぽんっと出しますよ。これは災害復旧の点もありますが、こういったときに、足し算、引き算をきちんと出して、今後の見通しというものはっきり示さないと、この公金の使い方が果たして正解なのかなというふうになってきます。これで効率がよくなった、いろんなものをきちんと説明する必要があると思います。この節の15によって、あの施設を、極論で言いますならば何年使おうと思うんですか。そういったことをきちんと示すことができるか。そういった計算ができていないか。質疑をいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいま、永田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今回、たばこ税の補正増額ということで1千500万円、販売本数の増加ということで今回計上させていただきます。ご指摘いただきましたように、やはり増収になることは大変町にとってもありがたいこととございましたけれども、やっぱり住民の方を健康というものを考えましたときに、やはり今、健康福祉課、あるいはまた保健医療課関係で、今、住民の方々のそういった健康に関わるそういったことを今分析を進めております。たばこに限らずいろんな成人病関係、そういったものがございまして、そういった面の関わりをこれから十分分析をいたしまして、住民の方へのそういった意識の高揚と併せて町で取り組むべき政策的なことを含めて、今後また検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の今回の工事請負費を含めたところでの説明をいたします。

その前に比較的なことを実際どういうふうにしたのかということでございましたが、経緯を述べてみたいと思います。

○12番（永田和彦君） 何年保たせるかでよかです。その説明は全協で受けましたので、何年保つんですか。示されますか。

○経済部長（西本昇二君） 何年保つということは、はっきりいってありません。ただ、今回の7月12日のように、想定できなかったことですが、通常は最低でも、当初の出資計画では30年以上というこの計画ではなっておりますけれども、今回の工事請負で出している分に何年ということの将来

の数字というのは、年数というのは明示しておりませんでした。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑しますけれども、先ほど前段でほかの議員が質疑されたように、本当にこの説明ではわかりません。ただ、我々は委員会主義を取って、このわからない部分というものを委員会によって深く審議してきたわけでありますから、今後はこのことについては委員会で深く審議されることでしょうか。ただ、委員会の審議の内容について、私はたびたび委員長に対して質疑をしても、ほかありませんでしたとかいって答えてもらえませんので、なかなかうまくこの説明と議会の対応というものがバランスがアンバランスかなと思ったりします。ただ、町民の理解を得られるために、要点はここなんですよ、4千万円です、はい、委託料が1千350万円というのが町民の理解が得られるという根拠がなければ、これは出してはいけない公金だろうと思うんですよ。その根拠ですよ。あくまでも、ただ単に今を運営させるために出しますというのか、町民の方々がそれで理解できるかなという、その説明責任というのは、結局説明して終わりましたじゃないんですね。相手に納得してもらわんといかんわけです。町民の方々が納得するというような、そういった説明がこの件についてできますか。再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 委託料の予算の計上でございますが、これが7月12日に発生しております。その計上した積算根拠を、まず過去平成22年、23年、24年というふうの実績に基づいて積算の精査をしております。その中におきまして、大体年間16万人で、月割りですべて調査をしておったところですが、7月、8月、9月と、そういう過去3年間に基づいたところの収支を計算をして、数字的にも、ああ、これだったらということで全部この予算の妥当性というのは根拠に基づいたところでおささせていただきますところでございます。

ちなみに、この数字でございますけれども、実際のまず入館者の減少というのがまず一番でございます。それに伴うところの今回は露天風呂や家族風呂というか、そうした機能が、そのことによっての減少もしております。それから、レストラン等関係に、それも項目ごとに全部過去3年間を割り出して出しておるところでございます。積算につきましては、これはこの法人関係は税理士さん等の年間を通したところでおしますので、それに基づいて町のほうは予算計上をしたところでございます。ちょっと十分じゃないかもしれませんが、根拠はあります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 関連のご答弁をさせていただきたいと思っております。

委託料関連等につきましては、平成22年、23年につきましてはの実績に基づいて、それから今後の、今やっておる営業の平成24年度の実績関係等の精査を今させていただいております。これはもちろん、会社からの報告だけでなく、あそこの会社が公認会計士を雇って中の調査をやっておりますので、うちのほうの担当と、その辺の内容をしっかりと調査しながら、その平均が4月がいくらというような形が出てきておりますので、そういう中から3月までの見込みで今回予算を上げさせていただきますというふうな状況でございます。もちろん、その1カ月、1カ月の関係につきましては

は、しっかりとその辺の書類の精査も公認会計士のほうともしっかりと意見交換しながら、適当であるかどうかというのをチェックしながら支払い関係を委託料でというような形でやらせていただくということをお願いしているところでございます。

それから、工事費関係でございますけれども、この件につきましては、災害復旧を基本としたところで今やらせていただいておりますけれども、これにつきましては若干のリフォームを老朽化している着替えとかいろんなところもございまして、やっぱりただ関係施設が壊れたところだけではどうしようもないということでございますので、若干のリフォームを含んだところでの予算を計上させていただきます。もちろん、これが何年、10年も30年もというようなわけじゃございませんので、せめて5、6年の間はしっかりと運営できるような形の中で、今後については今までの施設管理の計画書が上がっておりますので、それに基づいて計画、整備をやっつけていかなきゃならないというふうに考えておりますので、今回については基本的には災害復旧というようなところを基本にしておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 詳細は委員会で、先ほど言いましたけれども審議されることでしょうか。ただ、今聞いた答弁の中でですね、私はちょっとびっくりしているんですけども、要するに損失補てんなんですよ。民間企業は損失補てんはありません。ということは、あそこの指定管理になりさえすれば、必ず収入をもらえるということなんですね。普通、一般企業の方々は、保険を掛けたりとか、出なかった部分というのは内部留保でそこのところを補てんしたりとか、借入金とか、いろんなことをやります。すべて町が見るということは、根拠として契約書あたりもまた見直しが必要になってくるかなど。多くの町民の方々が被災されている中で、こういった出し方をすると、すべてを補てんしなければならぬというふうになりはしないかなという危惧が生まれます。別の言い方をするとうらやましいですね。多くの被害を受けた方々は、自ら額に汗かいて復旧にあたっておられます。その復旧しました、頑張りましたねって、はい、税金を出しますと言われるのならば、多くの町民の納得を得られるのかなど、そういうふうだと思います。この点についてはですね、恐らく堂々巡りになる答弁になるかと思っておりますので、その点についてはよくよく注意していただきたい。この点について、町長のほうが答弁はもしかするならば、それを凌駕するような答弁があるならばお願いしたい。ないならば、もう下がります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 全部見るというようなことではございませんので、災害復旧の関係で町としての道義的責任もございまして、先ほど言いましたように会社から来る書類ではなくしてですね、しっかりと道筋が通るものについて、こちらのほうでしっかりと精査をさせていただくということで、今回の予算を計上させていただいているところです。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号から議案第70号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第67号、公共下水道特別会計補正予算について質疑をします。

9ページ、歳出のほうで目2、節の13、15ですね、管渠築造工事ほかという形で組み替えが行われておりますけれども、この15についてですね、部長の説明によりますと前倒しということをおっしゃいました。この前倒しというものについてですね、全協のときにある議員が減価償却という言葉をおっしゃられて、企業会計じゃないから減価償却の概念自体を持たないということで、償却というものはよくできていてですね、実は。いろんなその設備に対して10年なら10年、20年なら20年の長きにわたって使うと、そしてそれに対する経費として認められますよといういろんな考え方があるんですよ、その税金の納め方から何から。ですから、この前倒しというのは、使えるものはほとんど使わないと一般の企業というものは利益は出ないんです。前倒しというものは、買い換えになったりとか、本来ならば10年使うものを7年、5年で前倒したということは、残の5年というのは、5年、3年というのは残っていますので、それは重複してしまうんですね。ですから、本当ならば今あるこういう管渠築造というものが本当はまだ持つ品物じゃないんですか。持つ品物というものは長く使うべきなんですよ。前倒しというものが非常に引っかけますので、この点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

言葉の使い方がまずくて申し訳ないと思っております。一応、今回の管渠工事につきましては、次年度以降に工事をする予定でした新小屋と、あと森地区、まだ工事等が、管渠関係の築造工事が終わってない部分について次年度以降予定しておりましたけれども、浄化センター等の工事等の予算をそちらに減額になりましたので、そちらの工事のほうで使いたいということで工事の変更をお願いしているわけでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第68号、介護保険特別会計補正予算についてお尋ねいたします。

9ページ、介護認定支援システム改修委託、説明書では国のシステム改修の中身が変わったと。具体的に聞いても我々がわかるかどうかわかりませんが、どんな中身か、簡単にご説明お願いしたいと思います。

それから、10ページ、包括的支援事業費、単純に同額を組み替えているという賃金から委託料という形になっているんですけども、説明書では臨時職員賃金、ケアマネ欠員のために委託料件数を増加するために不足分を組み替えると。組み替えるということは、委託料に組み替えていると。ケアプラン作成委託に365人分の予算を組み替えるものであるというふうに委託料で説明書きではなっています。そもそも賃金のときにどういった目的でケアマネ雇用していいとしたのか、そのことをお

伺いたいと。私が知っている限りでは、ケアマネージャーさん、非常に多忙で、各施設でマネジメントされている、ケアプランをつくっているというふうに思っております。ケアマネそのものは自分がプランをつくる件数の上限も限られているという中で、やろうと思えばどこまでもやれるんですけども、その範囲内で一生懸命やられているという、そういう人がいっぱいおられます。賃金を委託料に組み替えるという、その経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 金田議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、システム改修の内容でございますが、今回は主に基本システムの改修ということで、5点ほど今回内容を変えている部分があります。一つが、介護サービスの追加の改修、これについては認定調査項目の介護サービス関係の参照部分を少し変えるという部分になっております。それから、任意出力項目等に介護サービスを追加するといった部分があります。そのほか、申請区分の却下等に伴う改修というのがまた2点目にありますが、そのほか、取り下げ区分についての変更却下の部分、それから連携データ項目の追加、そういったシステム上の改修を今回3万4千円の中でさせていただいております。

それから、先ほどの賃金から委託に変えた部分になりますが、これにつきましては当初4名の方が9月にお辞めになられまして募集をしておりましたが、なかなか応募がなく、2名の方を雇用しております。残り2人の方の賃金を今回減額させていただいておりますが、その分でケアプラン作成が不足してまいりますので、今回、その不足分のケアプラン作成ということで360件ほどのケアプラン作成費ということで計上させていただいております。現状、事業所関係はかなり増えてはきておりますが、なかなか全てを委託するというようなことはなかなか難しいという部分と、複雑で困難なケースもかなりあるということで、そういう部分については今後も町の包括支援センターの中でしなければならぬ。また、新規で新たにケアプランを作成するとか、そういったものについてもそれぞれの事業所とは打合せをしておりますが、なかなか全てを委託することができませんので、現状の包括支援センターの職員、それから臨時の職員の方と相談をしながら、併せて各事業書のケアマネージャーさん等のご相談をさせていただきながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 大体説明としてわかったんですが、介護保険制度に関わって、町あたりでケアマネージャーさんと一緒に話をする、そういったこともやっておられると思います。全体的にどうなんでしょう。ケアマネージャーさん、大津町では足りているのか。あるいは、もう少しどうにかせんといかんのか。そういったことはどうでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 再質疑に対してお答えいたします。

先ほども申しましたように、各事業所のほうでケアマネージャーさんのほうの育成、それから市民ケアマネージャーさんをそれぞれの事業所に今育成されております。町としてのケアマネージャーの

方については、現状での最終的なこれだけいるという部分を今この場で言えない状況ですが、私たちが要望したときに来ていただけないという状況がありますので、そういった部分に関しましては、資格はお持ちでしょうけれども、なかなかそういう部分で対応できる方が不足しているというのは現状になっております。

それから、先ほど言いました各事業所に主任ケアマネージャーさんも併せて育成されておりますが、先ほども申しました複雑な部分につきましては、町の主任ケアマネージャーのほうがいろんな打合せの中で協議しなければならない状況がまだありますので、そういった部分では今後十分各事業所のケアマネージャーの方たちと一緒に相談をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○1番（金田俊二君） そういう体制は取っているんですか。ケアマネージャーさん集まる。

○福祉部長（中尾精一君） それは、毎月1回打合会を実施しております。その中で、いろんなケースを持ち寄った部分での意見交換をさせていただいております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで議案質疑を終わります。

日程第13 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第13、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第65号から議案第70号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）、また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号、陳情第5号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時51分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成24年第5回大津町議会定例会会議録

平成24年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成24年12月5日(水曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内隆一 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 徳永保則 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 岩尾昭徳 会計管理者兼ねて会計課長 徳永太 企画部長 木村誠 総務部総務課行政係長 藤本聖二 福祉部長 中尾精一 土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也 企画部企画課財政係長兼ねて行政推進係長 白石浩範 経済部長 西本昇二 教育長 那須雪子 子育て支援課 松永高春 教育部長 松永高春 農業委員会事務局長 松岡秀雄

一 般 質 問

12 番 永 田 和 彦 君

p 37～ p 48

1. 家入町政を検証する！

(1) 非凡なリーダーは人材こそ一級資源であることを知り、適材適所の人材配置で役場組織の能力を増幅させ町を活性化するだろう。

平凡無知なリーダーは、過去に縛られ、生産性を無視した過度の福祉政策や将来性の低いものへの投資を繰り返し、住民負担（税金・料金）を増幅させ、町を陳腐化させるだろう。

過去8年間、町長と様々な角度で町づくりについて政策提言も含め議論してきたが、家入町長だからやれた政策とその成果とは何か。住民の選択が正しかった証拠を求めたい。

2. 今後の方向性を示せるか！

(1) 少子高齢化社会を向かえ、全国ほとんどの自治体が地方債（借金）の返済に苦慮している。計画性に乏しく、将来性の無い事業を繰り返した結果であり、それを容認してきた議会も責任重大である。

我が町は順調に人口が増え、税収が安定しているのは、地政学的優位性が要因だと分析している。今後も地理的条件を合理化し、町の発展に結びつける政策が必要である。

今後の方向性を最後の議会で示すのも、任期満了間近な町長の職務である。

6 番 大 塚 龍一郎 君

p 48～ p 53

1. 町職員の雇用環境について

(1) 非常勤・臨時職員の非正規職員の雇用にあたって、具体的にはどのように採用し、任用を行っているのか。

(2) 非正規職員の採用決定はどこが行っているのか。

(3) 非正規職員の給与体系はどうなっているのか。

(4) 地域主権改革が進む中、国、県からの事務移管や住民ニーズの多様化、煩雑化が想定されるが、正規職員定数の適正化を含めた職員体制のあり方を伺いたい。

2. 職員の住居手当に関して

- (1)平成24年の人事院勧告で、自宅に係る住居手当を廃止すると明記されており、国家公務員では手当が廃止され、地方公務員にも同様の要請がなされている中、本町では本年度も予算化されているが支給の実態、内容を伺いたい。また、今後見直しの検討をなされるか伺いたい。

15番 荒木俊彦君 p53～p64

1. 若草児童学園民間移譲計画

- (1)町の福祉の心を象徴する施設「若草学園」。民間移譲計画から3年間の指定管理の延長に変更。障がい者福祉を損得勘定でとらえているのではないか。誰のため、何のための民間移譲か。

2. 安全・安心、生活環境のまちづくり

- (1)上井手の改良整備、危険箇所の把握と整備の計画性はあるのか。
生活道路の改善など計画性が必要ではないか。

3. 協働のまちづくりについて

- (1)協働のまちづくりの観点から、まちづくり基本条例の遵守の徹底はされているか。
(2)議会議決について
町民から提出され、採択（平成23年3月定例会）された「中小企業への仕事確保を求める陳情」の住宅リフォーム助成の具体化はされていない。
どう考えているのか。
(3)岩戸温泉自然エネ活用決議の具体的検討はされているのか。
議会・町民との協働の具体的実践を。

9番 坂本典光君 p64～p69

1. 私立幼稚園の入園料補助金について

- (1)大津町の私立幼稚園に入園すると入園補助金として2万5千円が保護者等に支給される。
一方、大津の私立幼稚園が満員で入園できなかった幼児の一部は町外の幼稚園に通っている。
この場合、2万5千円の補助金はもらえない。不公平だとの保護者からの声があがっている。

2. 美咲野小学校について

(1) 来年4月に美咲野小学校はオープンする。

①今の段階で各学年の生徒数、学級数はどれくらいか。

②大津小学校の分離校であるが、基本的には現在の大津小学校の先生が赴任されるのか。

4 番 源 川 貞 夫 君

p 75～p 83

1. 社会資本整備交付金について

(1) 平成19年度から平成23年度迄の5年間の前期として、まちづくり交付金事業を活用してきました。道路の整備を主にその他アルコール工場跡地利用、駅前整備、中心市街地整備等を行ってきましたが、後期としての5年間の事業はどのようなことに力を入れて取り組まれるか問う。

2. 保育園の待機児童の現状と今後の対策について

(1) 平成25年度の入所の園児募集が11月30月迄となっていましたが、現況はどうなっているか。

新設のよろこび保育園（90名）、家庭的保育所（15名）、既存の6つの保育園の定員増により待機児童の解消になっているか問う。

1 1 番 手 嶋 靖 隆 君

p 83～p 92

1. 温暖化対策としての緑化推進について

(1) 京都議定書では先進国での温室効果ガスの排出量を1990年から5.2%減らす取り決めがなされている。

今の温暖化の原因をつくったのは、産業革命以降、化石燃料をしてCO₂を排出してきた先進国全体で目標を達成すると申し合せている中で、日本は6%の目標を掲げているが、未だに未達成の現状を踏まえて代替エネルギーの開発、政治的取組み、そして私たち個人の取組みが大切であり意識改革が不可欠であり、地方自治体の姿勢が問われている。

よって、生活の無駄を省くことはもとより、直接CO₂を吸収出来る緑化は足元から取組むことが可能であることから、樹木植栽等の助成措置を行政の一環として独自に取り組む考えはないか問う。

2. 学校事故の補償制度の現状を問う

(1) 事故で最も問題になるのが重大事故の補償問題です。

事故の救済をどのようにするかという問題に留めるべきでなく、定期的事前調査で不備箇所を発見後、速やかに施設や設備を改善することが必要であることから学校の環境浄化及び教育条件の問題を合せて考える必要がある。

よって、当町での過去3年間の事故についてどのように対処されたか見解を伺いたい。

3. 町民相談の利用状況について

(1) 町民相談は、町民が気軽に行き親切に対応され要望等においても即決されていると聞く。

現状を踏まえて一般相談と特別相談の件数と各部別の件数、尚、その内容として要望、苦情、照会等に分けた件数について、どのように対処されたか伺う。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 6 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、あす 6 日が 5 番から 6 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○1 2 番 (永田和彦君) 通告書に従いまして一般質問を行います。早いもので 4 期目も最後の議会になりました。最後に、また町長とこうやって議論できることを非常に、町民の代弁者としてできることを非常にうれしく思っております。

さて、衆院選が昨日告示されまして、国の将来の方向が決まろうとしております。我が大津町も 2 カ月後には新しい町長と議会が、町民にとって大きく期待されるものになることを祈念しておきたいと思えます。

それでは、まず初めに、この質問の通告であります。非凡なるリーダーは人材こそ一級資源であることを知りまして、適材適所の人材配置で、役場組織の能力を増幅させ、町を活性化させたいと思えます。また逆に、平凡無知な、無知は言い過ぎかもしれませんが、平凡なリーダーは過去に縛られ、前例踏襲、また生産性を無視して過度の福祉政策や将来性の低いものへの投資を繰り返しまして、住民負担、これは税金や料金です、を増幅させ、町を陳腐化させる恐れさえあります。過去 8 年間、町長と様々な角度でまちづくりについて、政策提言も含めまして議論してきましたが、家入町長だからこそやれたその政策とは何か。住民の選択が家入を選んでよかったと思える証拠は何かを問いたたいと思えます。町長たる者は、行政全般を計画・実行、全体を統括いたします。我々議員は、町政全般を監視・監督、批判・牽制する役割を持っております。4 期 1 6 年も議員をしますれば、3 名の町長の方々と議論を繰り返してまいりました。家入町長は、私からすれば 3 人目に当たります。そしてまた、私にとって最も長く議論してきた仲であります。町長になられた当時をはっきりと私は覚えております。詳しくは申し上げませんが、互いにある部分、丸くなった部分も多々あるのかなと思っております。年を取ったということでしょうか。言い換えますと、8 年の月日は、家入町長を冷静沈着にさせ、町長としての度量が備わったと感じております。ただ、私自体はそれを認めたくは本当はありません。

なぜならば、政策議論では私のほうが上だと、そういった気持ちがないと議員はやっていけないからであります。

さて、お互いを褒め合うための質問ではありません。立場は違えども、選挙という洗礼を受けてここに立つわけでありますから、町民に対し、約束したことと結果をまとめて、町民の皆様にご報告をしていただきたいと、そのためのこの質問だと理解していただきたいと思います。再度申し上げます。家入町長だからこそやれた政策、またその成果とは何か。住民の選択が正しかった、それを証明する証拠は何か。これは、町長が選挙のときに町民と約束したこと、すなわちマニフェスト、公約があると思います。達成できたのか、町長に聞きたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。永田議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まちづくりの、基本的に住民主体のまちづくりの理念に基づきまして、「みんなでつくろう、元気大津」をキャッチフレーズに、元気な大津町づくりに向けて頑張ってまいったところであります。これも町民の皆さんを初め、議会議員のご理解とご協力によりまして、町の発展のために、また頑張ってくれた職員と共に汗を流したお陰であると。そのお陰で多くの仕事ができきておることに深く感謝をして、お礼をまづもって申し上げたいと思います。これからも年金や介護医療、税の一体改革など、住民の生活問題やTPPや電力の課題など経済問題も、これからもさらに進んでいく高齢化社会の対応が重要な課題となってきたのも確かであるし、地域の力を育成しながら人材育成が必要である。そして協働して人と自然と共に元気なまちづくりをさらに推進していかなければならないというようなことで、まづもって、職員の意識改革とともに人材育成を図っていこうということで考えましたのが人事評価制度におきまして、これまでいろいろと年功序列的な給料体制でございましたけれども、職階制に基づいたところでの対応をやっていかなくちやならない。その第一歩ということで、職員の人事評価をやってきておるところでもありますし、また自らのモチベーションが高まるように、それぞれの研修関係につきましては、自己研修でお願いをするというようなやり方でやらせていただいておりますので、大変職員の意識は上がってきたものというふうに思っております。

また、私が就任直後でございますけれども、南部工業団地の問題がございまして、大変荒れた団地というようなことで、来るべきものの企業も来なくなり、大変ご無理を町民の皆さんにご迷惑をおかけしている次第でございましたけれども、その価格関係等も議会のご相談によりまして、企業誘致が全部できたと。そのためには、やはりまず地元のイズミ車体の社長に自らかけ合いながら、ぜひ来てほしいということと、他のテナントというような企業の皆さんともご相談しながら、あの団地内におきましての企業誘致ができたことを大変私はうれしく思っておりますし、住民の皆さんに対しても、その喜びは確かなものであるというふうに思っております。

そして、また人口増加対策といたしまして、我々としては大津町総合振興計画10カ年計画におきましての人口目標につきまして3万2千でございましたけれども、それが前期計画の中でもうその目標を達成し、後期の目標に向かってまた計画を進めておりますが、これはやっぱりJR団地、美咲野団地の再開発の課題というふうに思っております。これにつきましては、JRさんも東側のほうにつ

きましたの開發につきまして、坪3、4万円はかかるということで、若干足踏みな状態でございましたし、またあその中に学校建設も開發の段階で建設されておりましたけれども、諸般の理由によりまして建設を断念しておりまして、その折につきまして、北小学校の新たな学校建設も含んだところでの問題とともに、そして大津大規模校解消のための学校建設関連等が出てまいりました関係で、J Rといろいろとご相談をしながら、再開發を推進してお願いをしてきたところでありまして、その間におきまして学校建設あるいは住宅完売も終わりました、J Rの事務所も閉じておるような状況でございます。

そのように、J Rの団地の完売関連等について、あの地域だけでも3千人以上の方が今お住まいになられております。

そのように、人口増につきましてもできたことについては、やっぱり三吉原線や西鶴中井迫線の道路の利便性に基づくものも大きな役割を果たしておるところじゃないかなと思っております。そういう意味におきまして、それぞれの大金を使わせていただいておりますけれども、人口増のおかげで経済は回っていくものと思っております。今後につきましても、新たな団地、人口増加のためにも取り組んでいかなくちゃならないところも考えますと、都市計画の用途地域の変更関係等も今後検討していかなくちゃならない大きな課題もあるかというふうに思っております。もちろん、その団地だけでなく、その周辺に、あるいはその地域におきましての保育園や放課後保育関連等の施設も充実させなくちゃならない。これについても、民間関係の活用も生かさせていただいておるというような状況でございます。

また、そのためには便利な一つとしては、駅周辺の開發、それと中心市街地の再開發関係等に着手してまいったところでもあります。そのJ R大津駅の役割が、本当に今、阿蘇くまもと空港の玄関口、あるいは新幹線に伴うところの豊肥線との連携の起点としての大津町の肥後大津駅の活用が今後重要視されてくる。それとともに、この駅の利便性におきましての将来の人口増にもつながる利便な駅として今後活用していかなくちゃならない。そのためには、ビジネスホテル、あるいは多くの企業の皆さんが立地しておりますその関係のビジネスマンの皆さんの利便につながるようなものを今後やっぱり検討していくためには、巡回バス関連等もそれぞれ検討を今後やっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん、子育て関係等につきましても、待機児童の解消というようなことが大きな課題でございましたけれども、3つの施設の保育園につきましては、新たに保育園を建設させていただいております。もちろん、町立の保育園についても定員増をお願いしながら、各施設の定員増も図られ、そしてまた民間によるよろこび園を初めとする新たな施設も建設されて、現在のところ、待機児童についても十分なる解消になっておりませんが、ある程度の解消になってきていると理解をしているところであります。ただし、幼稚園の入園関係でございますけれども、これについては若干まだ課題が残っているようでございますので、2園の幼稚園につきましては、今、十分なる検討をお願いしていきたいというふうに思っております。その件につきましては、町外の入園者についての関係がありますので、その辺を地元住民の子どもさんの入園を優先的にお願いするような形で、今、検討をお願い

しているというようなことであります。

そのように、待機児童関連等の解消にも十分民間の活力を生かしながらやらせていただくとともに、そのための、小学校までの医療費無料化というようなことをいち早くやりまして、その関係で子育ての日本一になるような目標が達成できているんじゃないかなと思います。今後については、中学生の医療費無料化ということはずっと今検討してきておりますので、そのような方向でまた検討をしておこなうかならないというふうに思っております。

それぞれ包括支援センターを初め健診センター、いろんな交流センターを建設させていただいておりますけれども、この件につきましては、今後十分なる活用をできるよう、住民の皆さん、議会の皆さんとともにしっかりとやっていければなというふうに考えております。

また、教育関係につきましても、教育支援センターを開設、その中でいじめの問題関連等につきましても十分指導をお願いしておるところであり、各小・中学校には14人の学習指導員を配置しながら学力向上に当たっておりますし、また子どもたちの安全対策といたしましても、全小・中学校に防犯カメラを設置するなど、今後につきましても耐震関係等については大体終わっておりますので、今後の教育環境整備にも、これからもしっかりと力を入れていかなければならない課題も残っているというような状況で、それぞれの事業をいろいろさせていただいております。農業サイドにつきましても圃場整備関連等についてもやらせていただいておりますが、今後についてもそのような農業指導関連等についてもしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

すべからく答えていただきました。ただ、今の答弁の中では、私はこんなことをやってきて、そしてあらゆることを検討中である。町長もご存じかもしれませんが、我がこの議会です、議会活性化特別委員会というものをつくっております。その中にですね、おもしろい項目があったのが、町長答弁の中、執行部答弁の中で検討中であるというものの検証をしなければならないということなんです。ですから、結局検討中というものは、計画は立てていますということでしょう。しかしながら、それができるか、できないかは、まだ全然不透明ということでもあります。いろいろ言われた中で、私も長く議員をやっておりますいろいろな事実を知っております。私が2期目のときだったです。最初に南部工業団地のことを言われました。あのとき、私2期目で経済建設委員会、委員長は松永委員長でした。私は、2期目に監査委員をぜひさせてくれということでもさせていただいて、この南部工業団地が売れなくて非常に困っていました。そして、すぐ売れる予定だったんですが、これ実際、県の紹介だったもんでですね、荒木町長のときに持ってこられた話だったかと思います。何年も売れ残ったので金利が、それこそ数千万円という計算になってきますので、松永委員長と、固有名詞出してすみませんが、これは大変だぞと、委員長、どうかしましよと。うちは基金も幸い持っている。まず、一括に返済して、そちらのほうでやったならば、その数百万円どころじゃないね、1千万円、2千万円という金利が浮くよ。このまま売れないならば、もっともっと金利は膨らむわけですからという話をして、そのときに町民の方々はこういった話は知らないんですね。実は、そういった形で

議会対応とするのは、万全な対応を委員会としてやってきたつもりであります。そして、幸いにして、その後の努力というのは、これは町長の力だろうと思います。そしてまた、魅力あるまちづくりをしないと、そういった、例えば固有名詞出しますけれども、イズミ車体とかは、やはり大津町が良いと言って来てくれたわけですから、県の紹介が破綻して、その後、郷土愛を持つ方々がそうやって来てくれたということは、これはやはりトップセールスもありきだったかなというふうに認めたいと思います。ただ、いろんな施設あたりをつくるのはいいんですけども、これには将来における経費の計算というものが非常に重要になってくると思います。町長も箱物で申しますならば、例えば町民交流センターや中央公園をつくられました。そして、駅周辺をきれいに整備されたということです。ただ、それが今後長期的に10年以上、30年、50年と使っていくと、それがうまく機能するかどうかというものは、後の人の問題だよというのは無責任すぎるんですね。やっぱり、施設をつくるからには、中長期的な視野に立たなくてはならないと私は思っております。例えば最近ではですね、痛ましい事故で、つり下げ天井が落ちるといったトンネル事故がありました。これは、九州自動車道にも数本ありまして、全国に49本ということです。結局、時が経てばいろんなものは老朽化することです。我々も年を取ります。減します。ですから、そういったことも次の世代にきちんとバトンタッチをするような政策が素晴らしい政策ではないかなと思います。

昨日、体育協会が文部大臣科学賞を受けましたパーティーに出席させていただきました。そのときに、前荒木町長とお会いしまして、荒木町長、あなたがやった政策の中で、私は非常に感心していることが、実は運動公園のことを、汚職問題がありましたので批判して私はこうやって議員になりましたけれども、しかしながら、あの施設自体の目的自体は、本当に的を得てましたねと。本当にサッカーの時代が来ましたねということで話しましたところ、前荒木町長が、永田君、僕はね、世界を見てきたんだよと。ヨーロッパやそんなところを見たときに、これはサッカーの世の中が来るなど、非常に痛感したんだよと。だから、あれに踏み切ることができたんだよという前町長の情報収集の集大成であったかなということです。ですから、あの施設は5年、10年、50年、どんどんやっぱり長く大切に使用していかなくてはならない。それこそ、大津町にはサッカー場があるもんねというものができたわけです。まだ家入町長は小出しかなと、それに比べると。ただ、借金をしろと言っているわけじゃありません。もちろん、そういった町民が誇りに思う施設、それが大切ではないかなと思うことです。ですから、政策的には凡人でも非凡でもないかなと、中間に位置するかなという私の評価でありますけれども、ただ、もう1点だけ、町長にここだけは再度お聞きしたいところが、この役場という組織、これを強化できたかなということです。人事評価を取り入れましたと。人事評価をしてもですね、これをきちんと、これは各職員が、自分はいったいボトルネックを持っているからここを直さなくてはならない。そして、その部局、課において、こういった働きをしなければならないという認識ができないならば評価をしても一緒です。その後の方向性というものを見いだすことができない職員であるならば、それは一緒のことなんです。ですから、本来ならば私は今の世の中の流れを見てもすれば、我が議会というものも情報公開、これは私が1期目のときに言いましたけれども、情報公開を進めていかなければ、密室の会議になりますよということで、今のこの討論自体もですね、議論自体も、

インターネットあたりがあるわけですからどんどん流しなさいと。そして、本当に実力ある人たちの議論にならなければ、町民の負託に答えることができないと私は感じております。ですから、そのときにどうなるかと言いますれば、今後を考えますれば、恐らくもっとも私よりも優れた議員が出てこられて、法令、条例、そんなものに対して詳しく勉強されて出てこられます。間違いないです。そして、情報公開が進みますれば、各係に町民の方が、勉強された方が来られるでしょうね。そして、こういった法律があるじゃないか。町の条例はこうじゃないか。だから、こうすべきじゃないかなというのをきちんと申し述べる町民の方々がこれからは多くなってくると思います。では、何をすべきかということは、やはりそういった人事評価程度のことではなくて、各その職員の質をずっと上げて、三本の矢の原理ですよ。あなたたち3人そろえば、各位の力よりも3人でグループをまた組めば強くなるじゃないか。町民に対していいことができるぞというような強固な精鋭部隊をつくり上げることが町長としての一番の私は仕事ではないかなと思っております。私は監査委員として苦言も申ししてきましたが、職員を叱ることもあります。監査委員は、町長から辞令をもらうものですから、私もそういった町長の部下として働いてきたつもりがあります。だけど、職員の中には、まだまだ認識不足の方がおります。職員の方々は、どこから給料が出ているかというものも知らないんじゃないでしょうか。駐車場に車を置いて役場までまっすぐだけ見て歩くような職員だけじゃだめでしょう。周りを見て、うちの職場、それこそ職場ですよ、職員からするならば、いろんなところを見て、もっともこうすれば町はよくなるぞと、ここはちょっと危険だなということを、そういったアンテナを張る職員をつくり上げることですよ。ですから、町長にここで問いたいのは、町長が現職としておられたころよりも、あなたか町長として職員を指導する立場になって、それ以上によくなったと言えますか。この部分は非常に重要なところだと思いますので、この点を答えていただきたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 職員の能力関係でございますけれども、もちろん私としては大変優秀な職員が今どんどん入ってきておりますので、我々の、例えば機構改革関係とか、あるいは地域支援での担当職員としての地域での住民との交わり、そういうものを60行政区に2人ずつ配置しながら、地域の区役を初めイベント、いろんな形で情報交換をしながら町の仕事についても十分説明をしていくようにやっております。もちろん、その中でしっかりと上司のほう、幹部の課長級につきましても部下の指導をしっかりと徹底するようお願いをしているところであります。もちろん、情報を得たものにつきましても、政策会議というような形を開かせていただいております、その中でどうやっていくかを若い職員、係長級でお願いしながら、次、課長会議の中で、その政策会議で上がったものを十分検討をさせていただいて、我々の庁務会議のほうに出していただいております。

そういうようなシステム関係を見ましても、昔の私たちのときの関係については、なかなかその辺のシステムがなかったわけでありますので、課長会議の中で、あるいは業務評価、人事評価等についても、あまりその辺のところの実績があっても職員一人一人の自覚が少なかったというふうに思っております。しかし、今の職員につきましても、そのような人事評価を初めとするいろんな形で、下の若い連中から素晴らしいご指摘を受けておりますので、幹部の職員についてもしっかりと仕事の

把握をしながら、部下とのコミュニケーションをしっかりと図っていかなくては仕事の推進ができないというのは十分自覚しながら仕事に取り組んでいるものというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 町長が感じていることと町民が感じていることが合致すれば一番いいことでありますけれども、私はこの役場の組織というものを強力にして、町民の皆様方がですね、何かあったならば役場に相談する、役場＝万相談所ですよ。どこに行くよりも役場に聞けば、全て対応してくれるという組織が望ましいと思います。そしてまた、役場の職員あたりは、コンプライアンスを重視しなければならない。法令遵守ですよ。やはりそういったことを徹底してですね、強力な精鋭部隊にしたいなと思ったところでもあります。コンプライアンスと、それと職員が持つべきものは、もちろん愛町精神です。ナショナリズムのことを言うと危惧する人もおりますけれども、そういったナショナリズムがないと、例えば昨年3・11振り返ってみますれば、あの大きな天災と人災も含めたやつがあってですね、これは世界が注目して、世界の方々が腰を上げて、例えば最近では、図書館に行って僕は音楽が好きですからCDを借りたりします。その中では、福島のためにアメリカやヨーロッパのミュージシャンが集まってコンサートをして、売上げを福島に送るとか、いろんなスターがこっちに来て、コンサートして、それを福島に、ぜひ復興の資金にしてくださいとか、そういったナショナリズムを超えているんです、地球愛なんですね。そういった方々もおられるということです。そしてまた、逆に職員を褒めることを言いますれば、その3・11後に職員が加勢に行ったものが2人おります。手上げ方式で。私は、彼たちはですね、引き上げてやるべきだと思います。そういったところに、私が行って加勢をしてくるというような有能な職員がいるわけですよ。ただ、2人しか上がらなかったんでしょう。手上げ方式だと聞きましたけれども、この2人の職員は、やはり変わっています。本当に行動がいつもしゃきしゃきしていますもんね。そういったところです。やはり日頃から気持ちがあるところを持っている職員というものは、一大事があったときにはすぐ駆けつける気持ちを持っているんですね。こういった職員は、それこそ学歴とか、そんなことは一切関係ないんですよ。本当に人格が素晴らしいからなんです。あんまり褒めたらですね、今、恥ずかしいでしょうけれども、私はそういった評価の仕方、やはり心ですね、そういったものがある職員を育ててほしいなと。そして、それに知識が上乘せされれば最強です。そういうふうに思います。ただこの点については、町長も重々承知の上、そしてまた長年現職でやられたわけですから、一遍に変えるというものは難しい。しかし、8年の月日というものは変わらなくてはならないと、そういうふうに思う次第でありました。

次の質問であります、今の検証の後に来るものは、もちろん今後の方向性です。検討中ということ、今後それに対して取り組みたいということにも私は聞こえました。少子高齢化を迎えました。しかし、先ほどの町長の答弁の中では、人口増に成功をしているということも言われました。これはですね、本当に立派なことだと思います。全国のほとんどの自治体というものは、人口はそのまま変わらないか、若干増すとか、そういった曖昧な計算で実は借金を積み重ねてきているんですね。ですから、いざ町民、住民が減った場合は、この借金の返済というものが今まで100人で返していた

ものが90人、80人になったら大きな負担になるのは、これは当たり前のことです。そういった計算もしないことが、今の借金苦に苦しんでいるところでしょう。ただ、うちもそんなことは実は言われないんですね。企業の動向というものは非常に大きいもので、例えば大津町には本田技研を初めとする世界を相手にして企業がたくさんあります。そういった企業がうちの町からもしいなくなったらと考えたら、私もぞっとします。ですから、企業に対しての協力体制というものをいつも取っていかなければならないし、そして雇用の確保に努めなくてはならない。町民法人税、そして住民を増やすことによって、固定資産税をきちんと納めてもらえれば、本当に町長としても施策がやりやすくなるのではないかなと思います。その中でも、私は地政学的にやはり優位性があるというもの、これはたびたび一般質問でも言ってきました。宿場町というものは、やっぱり原始的な、歩いて次の宿場まで行くときに一番気候のいいところ、またポイントとなるところが選んであります。急峻な傾斜地とか、本当に谷底みたいなところは選びません。やっぱりなだらかな地形と、そして水もきちんと出て、そしてまた農作物がよく採れるというようなところがやっぱりそれに当たるのではないかなと思います。それは最大限に利用しなければならないと私は思っております。今、日本は非常に大変な時期でありまして、長引く景気低迷、そういったことを考えますれば、生活保護もどんどん増えてですね、最近の新聞で見ますれば10年で7割も増えているということでもあります。就職難ですね。いい大学、東京6大学を出ても、本来就職できたようなところが、できた企業みたいなのところにもう入れなくなっているんですね。やっぱり、経済自体が萎んできているという証拠であります。実際、きのう私の私的会社で呼ばれて、ある居酒屋さんの忘年会に行ってきました。そこでその社長が多くの業者を前にして言われた言葉が、そういった日本フードサービスというものがありまして、そこが出したデータのことを言われました。このデフレ環境下で日本全体の居酒屋の半分は、もう赤字かもうぎりぎりの状態で、すれすれのところを行っているところがほとんどらしいです。そして、また消費税が10%でも上がれば、その50%黒字がおったとしても、その75%が赤字に至るだろうという調査だったんです。そういった社会保障と税負担、いろんなものを考えますれば、お先真っ暗かなと思う気持ちがありますが、我々も年金の分岐点の人間ですので、私も年金を振り込んでも、恐らくその分は戻ってこないだろうという計算が成り立つ年代になっております。しかしながら、この日本を建てるために頑張ってこられた先輩方々をむげに扱うわけにはいかない、そういうふうを考えております。

それでは、どういうふうに町としては対処したらいいのでしょうか。そういった方向性がやはりリーダーには大切だと思います。しかしこれは非常に難しいことだと私は思うのであります。ここで町長に大風呂敷を引いてくださいとか、そんなことは言いません。やっぱり、町長たるもの、そしてまた町長は再度出馬することを言われましたので、将来に対しての、こんな世の中でも夢や希望というものをきちんと示すことが大切だと私は思います。それができなければ、やはり、はい、町長に出ますよ、議員に出ますよとかいうのはやめてほしいんですね。本当にじゃまな人間ですよ、そういったのは。最近では、議員の年金制度が廃止になるということで、少しは変わってくればいかなと、3期しなければ議員年金をもらえられないから3期するような、そんな議員は町民からみればいない

と思います。公金で報酬をもらっているわけですから。ですから、私は今から先もこんな景気低迷でもきっと何か示せるもの、それは町長の公約でしょう。いうならば、今後また任せてくれるならばというものは、やはりあると思うんですよ。選挙戦略というものは持っていると思います。しかし、ここで今まで現職として、町長としてやってこられた、そして問題点を、もう8年間もされたのでわかっておられると思います。やろうと思っても、職員のとときに思っていたことと町長になったら全然違うと思うんですね。そしてまた、町長になって8年という月日は、十分実力を付けられて周りの首長さんと比べれば、ずっと立場がいいものになっていると。県に対しても、国に対してもというふうに私は感じるんですが、この8年間の実績を踏まえて、今後の方向性、こういったものをぜひこの場で述べていただきたい。こういったことが非常に我が町はいい町長がいるんだよということにつながると思います。やっぱり、町長は8年間しました、はい、終わりました、後は知りませんじゃだめです。やっぱり、今後もこういったことに取り組む。また、引く場合としても、こういったことが問題であるから、次の人はこういったことに取り組んでもらいたいとしてバトンタッチをするべきだと思います。ですから、公平な立場でこの問題をしたわけであります。ぜひ町長の今後の方向性、これをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の夢、目標関連等について、今後誰が町長になろうとも、そのような思いでやっていただければなという思いがあります。もちろん大津町は大好きでございますので、職員とともにそのようなまちづくりに邁進していくためにも、住民の皆さんと、あるいは議会の皆さんのご理解を得る必要がありますけれども、今、国は大変TPPの問題、それから電力資源関係の問題、あるいは介護年金というような福祉関連の問題、大きな問題を抱えて、それぞれの各党の施策がうたわれております。もちろん、大津町におきましても、そのような国の政策が直うちのほうへ影響するのはもう確かでございます。議員おっしゃるように、本田技研を初め、中核のIC産業関連等についても、1円違えば相当140億、あるいは200億円近くの変化が、赤字が出てくるというような、すごいその我々が想像できないような状況が、経済状況が回っているというようなことでございます。そういう意味におきまして、我々はその国の課題事項とともに、大津町が今後どうやっていくかということになりますと、やっぱりTPPにつきましても、大津町の地域の農業、あるいは地域における食・農の関係の掘り起こしをしっかりとやっていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろん、今、迫井手基盤整備をやっておりますけれども、今後につきましても矢護川の災害に遭った地域の圃場整備関連をしっかりと取り入れながら、それはただその整備だけでなく、ひいては北部であれば植林地帯、山を環境の森、いろんな形で今植栽しておりますので、そういう野外活動の、あるいは観光ルートの一つとして、逐次つくり上げていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思いますし、あるいはそういう白川沿いの水田地帯におきまして、その水田の景観とともに白川水系の観光ルートとなるようなものを掘り起こしながら、地域の食を生かしたところでの取り入れを図っていくことが必要ではないかなというふうに思っております。もちろん、電力関係等につきましても、消費者の皆さん、住民の皆さんに直跳ね返ってくるのはもう確かござ

います。今、現在42円というのは、3月までの申請の分でございます、これ変化する可能性も十分ありますけれども、このほかに水力とかいろんな電気利用というか、そういうものを我々としても平成21年度から経済産業省に職員を派遣しながら、国・県との連携を、情報を取りながら、しっかりとした地域での住民の生活に役立つ、あるいは農業関連等にも役立つようなシステムを生かしていかなくちゃならない今後の課題というふうに思っております。現在につきましては、公共施設関係等につきまして、太陽光というようなことの住宅用関係の補助をやらせていただいておりますので、そのような方向に今後もやっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう再資源エネルギーとともに、大津町に人が集まる、本田技研の二輪の関係の研究部門が来ております。もちろん本田ソルテック、あるいは中核関係の工業団地におけるそれぞれの企業との連携が、今、本田のほうも模索をしておりますので、そのような模索の中で新たな企業さんの企業起こしというか、製造製品の開発を企業もやっております。しかし、今回の本田の二輪研究部門の本社が大津に来ましたけれども、大津に住んでいただく人というのは、10月現在でございますけれども、4月になると若干変わるかと思いますが、単身世帯が33世帯、家族世帯10世帯が大津町に住んでいただいております。もちろんそういう、人が住んでいただく、大津を好きになってもらうためには、やっぱり住宅整備とともに、あるいは商業の職の改善をしっかりやっていくところに、皆さんが大津はよかったと、好かれるようなまちづくりをやっていかなくちゃならないんだろうし、もちろん若い研究者のためでございますので、教育環境整備をしっかりと、これもやっていかなくては、人材育成に将来つながってこないんじゃないかなという思いでありますので、今後についてはそのような地域づくり、環境整備をしっかりとやりながら、利便の利いたまちづくりをしていかなくちゃならない。そのためには、今、57号の瀬田地区の4車線改良をやらせていただいております。県のほうで本年度14億円で比丘尼谷の工事をやらせていただいておりますけれども、今後平成26年度まで瀬田の入口のゴルフ場のところまでやりますけど、あとの残りについても逐次やらせていただくということでございますけれども、やっぱり交通の利便、あるいは空港の利便、いろんな利便性を持つために、もちろん中九州高規格道路も今推進しております。熊本大津間につきましても、調査費が付いておるといことでございますし、阿蘇地域についての中九州高規格道路でございますけれども、これもやっぱりトンネルでやるかどうかという検討をやらせておりますけれども、これができれば北九州への工場出荷額、運送というような形に利便がつながってくるし、また大分の関係にできれば、大分竹田市からの大津町へやって来られる経済圏の拡大が図られるものというふうに我々は思っておりますので、このような国・県、あるいはその辺の道路整備をしっかりと整備しながら、大津町が本当に利便性のある町、そしてまた住んでも自然と水と農の素晴らしいまちであるというようなことを今後推進をしていかなくちゃならない計画が今後しっかりと取っていかなくちゃならない大きな課題があると思います。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたしますが、町長あたりは、非常に今、経済のことを含めてずっと言われましたので、確かに為替の問題、重要な問題であります。やはり世界を股にかけて闘うその

企業さんたちというのは、やっぱりその動向というのは一喜一憂される数字であります。日本というものはですね、その景気回復のために低金利政策を長年続けておりますけれども、やはり密接に世界と経済はつながっておりますので、なかなか設備投資までは至らない。国内で設備投資するよりも外国に設備投資をするというような状況でありますので、非常に難しい状況であります。私は地政学的優位性というものを度々いいますが、これは、これさえも時代とともに要望というものは変わってきますので、やはりその要望に対応するのは何かというならばインフラ整備です。やはり道路だろうと思います。この道路を能率化する、いうならば縦や横、そういったものをうまく組み合わせられればということで、町長が本田技研南道を手を付けていただきました。これは、知人ぞ知る、まず私が一般質問をして、あそこはつくるべきではないですか、山林であるから、町の事業としてもそんなに高くはつかないし、僕はあのときに本田技研工業を、やはり大津町というものは企業に対して協力的な町なんだと言ってほしかったんですね。そしてまた、本田技研工業が町に入れた法人税の総額からするなら相当なものです。ですから、決して高くない。それぐらい町はかせしてもいいじゃないかと。そしたら、さすが本田ですね。道をつくるならうちの土地も使ってください、あげますというんですから。それぐらいですね、やはり企業というものは、来たからには大津町に準じて協力もしますよということをつくります。今、その道路のことを言いましたけれども、町長は国道、瀬田周辺の4車線化というものを言われました。私はそれよりもですね、議会の中で反対もありましたけれども、駅前楽善線のことを言ったほうが理に合っています。やはりあれは町長が、それこそ家入道路ですよ。しかし、まだできあがっておりません。じゃ、あの道路をどういうふうに称するか、私なりに考えてみましたけれども、あそこで重要なことは、あの道路をつくることによってどういった経済波及効果があるか、また町民の利便性が高まるかというものを申し述べながら、その方向性にしなければならぬということです。これは、私もこの質問の、言うならば要旨の中に実は書いておるんですよ。私だったならば、例えばこの駅前楽善線をつくることにより、周辺地域が活性化されますと。そして、都市計画と農業振興のバランスを取りながら人口増を計画し、あの周辺のいろんな形で宅地開発やそんなものを発展されていきます。そして、優良農地できちんと集約させていただき、圃場整備もきちんとやっていきますと。ですから、あの駅前楽善線をつくることによって、町はまだまだ北部に対しても、役場よりも北部に対しても発展は無限大に広がっていくんですよと、こういうふうに向向性を言うべきではないかなと私なりに考えておりました。何か翔陽高校の前あたりの、今、空き地になっているところがもう宅地開発されるという話を僕も聞いておりますけれども、やっぱり実はあの道ができることによって、もう経済人は動くんですね。こういった町にしたらいいのになとかいうのがちゃんと出てくるんです。ですから、人というものは、その次を考えます。ですから、道をつくりました、あとは勝手にどうぞというのが、これが一番無責任なんです。そこを描いて見せないでだめですね。この点について、やはり駅前楽善線については町長一言言うべきだと思います。まだつくりかけですから、お願いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 駅前楽善線につきましては、本当に従来からの夢というか、あの地域につき

ましてのあの道路をつくる段階の防災と防犯とか、いろんな形と、北部台地の大きなつながりが大津町になかった関係で、ぜひつくりたいという夢がございます。しかし、今現在、あと平成26年度で完成予定でございますけれども、あれはしいては猿渡のほうがずっと一本縦の線を都市マスの中で計画を上げておいた路線でもあります。もちろん、議員おっしゃるように、都市計画の見直しをしながら、あの地域に住宅地が今後できると非常に便利がいいというか、そして保育園もあるし、学校、小学校、中学校もございます。今のような状況であれば、室小学校のほうも若干減少傾向になってきはしないかなという心配もございますので、ああいう地域における都市計画用途地域を見直しながら、今後についてはしっかりとその辺の方向性を住民の皆さんと色々な形でお話をしなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。あまり具体的に話すといろんな経済人が動き出しまして、なかなか道路と排水の問題もございますので、その辺の仕事の進捗に若干関わる件もございまして、たたき台をつくった段階で地元住民の皆さんにはやっぱりしっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私、家入は思慮深く、そのタイミングを伺っていたんだよというような答弁であったかと思いますが、まさしくですね、未来を予測する、未来をつくる、そういったリーダーが望まれているわけですから、最後まできちんと職務に当たっていただきたいと思います。そして、平成25年3月定例議会において、またこうやって互いに激論をできるように祈念いたしまして、質問を閉じます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時56分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） おはようございます。第46回の衆議院選挙が、昨日告示されました。ある議員が言うておりました。トイレに入っている間に、一つの党がまたできた。12の政党がいろんな政策を挙げて闘っておるわけでございます。TPP問題、エネルギーの問題、いろんな格差社会、いろんな問題を含んでいるところでございますが、ある評論家が言うておりました、自分に一番近い政策、一番気にかかっていることを訴えている党に1票を投じてくださいと。しかしながら、私も迷っております。いずれも、みんな関連する問題でございます。

そうした中で、私は通告書に従いまして、1、町職員の雇用環境について、2、職員の住居手当に関してを一般質問いたします。

まず、町職員の雇用環境についてをいたします。かつての小泉政権が実施しました国と地方の三位一体の改革は、補助金の削減・見直し、国から地方へ税源の移譲、地方交付税の見直しの3つであり

ましたが、その結果は惨憺たるものでございます。全国至るところの地方自治体は、青色吐息の状態であり、地方税が増えたと思ったら、国の補助金や地方交付税が減額されて、歳入の全体額は減少化し、先行きはますます不安となり、生き残りを賭けた市町村は合併に走っております。しかしながら、さほどの益は生まれていない。あとには、合併推進債や合併特例債といった借金だけが残っているのが現状であります。世界的な経済危機、景気低迷の中、人員削減、賃金カット、経費削減の嵐の中で、雇い留め、非正規雇用の拡大といった新しい、厳しい雇用環境が覆っております。若い人が新卒でも就職戦線で悪戦苦闘をしながら、いったん就職活動の中で、あるいはまた社会人生活を一度だけの失敗で、その後非正規雇用からはい上がれないという構造が現実には浮かび上がっております。12月になりましたら、大学3年生がもう就職活動に走っております。4年生の最後の学年生活を就職一辺倒の生活を送らなければならない、そういう現実があるわけでございます。本当にこれでいいのだろうか。私たちの時代に比べまして、本当に今の若者は就職ということだけで本当に大きな試練に立たされていると思っております。格差と貧困の拡大の大きな原因が、また非正規労働者の急増であり、今や民間企業に留まらず、自治体におきましても正規公務員における団塊世代の大量退職と新規採用者の抑制とが相まって、常勤職員から臨時・非常勤職員への置き換えが進行して、その結果として、臨時・非常勤職員は自治体の公共サービス提供の主要な担い手と言える存在となっております。しかし、非正規化が進みますと、公務員の職場の中から地域社会に新たなワーキングプアを生み出す状況にもなっていることであります。民間企業に関する厚生労働省の2010年度調査では、非正規雇用の割合が38.7%、地方自治体職員の場合でも2012年の自治労調査では33.1%を占めております。本町の正規職員数及び非常勤と臨時職員の非正規職員数の実態はいかがになっておるのでしょうか。非常勤・臨時職員の非正規の雇用に当たって、具体的にどのように採用されて任用を行っておられますか。また、非正規職員の採用決定はどこが行われておりますか。また、非正規職員の給与体系はどうなっておりますか。地域主権改革が進む中、国・県からの事務移管や住民ニーズの多様化、煩雑化が想定されますが、正規職員定数の適正化を含めた職員体制のあり方についてお伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大塚議員の一般質問にお答えいたします。

まずは、職員の雇用環境についてのご質問にお答えいたしますが、現在、町には非常勤職員が132名、臨時職員39名の合計171人の方々に働いていただいております。正規職員の数200人ですので、その割合は8割を超えている状況です。臨時的・補助的な業務や特定の学識経験を有する職務に任用しているところですが、その数は毎年増加をしております。これは、第3次大津町行財政改革大綱に基づいた集中改革プランと定員適正化計画により、平成17年の職員数が212名から本年度は201名まで削減をしてきました。老人ホームの民営化や若草児童学園の指定管理の導入などで一定の職員数を減らすことができましたが、住民サービスを低下させないため、非常勤職員や臨時職員で対応したり、専門性が高い教育分野や介護分野において、非常勤職員を任用してきたので、どうしても人数が増加している状況であります。任用における取り扱いについては、今年2月に一般職の非常勤職員の任用に関する要綱等を制定し、任用期間や勤務時間、報酬金額などの金額など明確な

基準を設けました。最近一部の非常勤職員について、応募が少ない状況もあっておりますので、各種手当やアウトソーシングなど、幅広い検討が必要ではないかと思っております。正規職員にしても、権限移譲による事務量の増加、多様な住民ニーズへの対応を初め、今後5年間で大量の退職者が出てまいりますので、新たな定員適正化計画を作成したいと考えております。

次年度は住民の健康づくりをより推進するために、専門の保健師と子育て支援のため、保育士の採用を予定しています。厳しい財政状況の中ですので、簡素で効率的な組織体制をつくり、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するため、正規職員が中心となって行政運営を行っていかなくてはなりません。事務の種類や性質に応じ、非常勤職員や臨時職員などの多様な任用、勤務形態の職員を活用することも必要だと考えております。最少のコストで効率的な行政サービスの提供ができるよう今後も取り組んでいきたいと思っております。

担当部長に詳細説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 大塚議員のご質問の非常勤職員・臨時職員の採用方法や給与体系などにつきましてご説明をさせていただきます。

現在、非常勤職員には特別職の非常勤職員と一般職の非常勤職員、それに臨時職員という3つの形態で任用しております。それぞれ根拠法令が異なりますが、特別職の非常勤職員は短期間、または専門的知識を要する業務に従事させる臨時の職で、任用期間は原則1年、正規職員の勤務時間の4分の3を上回らない勤務時間としております。報酬につきましては個別に条例で定めておりますが、教育相談員、社会教育指導員、地域人権教育指導員などが該当しております。一般職の非常勤職員につきましては、正規職員の欠員補充や事業に伴う人員補充などで、任用期間は3年以内、正規職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲の勤務時間といたしております。保育士、給食調理員、医療事務員など多岐にわたって任用させていただいております。報酬につきましては、県の最低賃金653円を基に730円を時間最低額といたしまして、専門性や業務内容などを考慮いたしまして752円から1千565円以上まで段階的に設定しております。臨時職員は緊急臨時の職で、任期は6カ月以内で、1回の更新が可能ですが、それ以上の更新はできないことになっております。また、勤務時間につきましては、正規職員と同じ時間とすることもできます。今年度、緊急雇用創出事業で19人の臨時職員を雇用している状況でございます。

次に、これらの非常勤・臨時職員の年齢構成についてでございますが、20歳代が27人、30歳代が41人、40歳代が64人、50歳代が28人、60歳代が13人、70歳代が2人となっております。30歳から40歳代が最も多く、全体の6割を占めております。なお、非常勤職員や臨時職員の報酬の見直しは、最低賃金や他市町村の状況などを参考に、毎年10月頃次年度の単価を設定しているところでございます。任用につきましては、12月に各課から任用計画書を提出していただき、2月頃に次年度の非常勤職員、臨時職員の募集の決定を行っております。募集方法につきましては、その都度広報紙やホームページに掲載し、広く募集しております。採用試験は総務部長や担当部課長など3人で面接を実施し、選考しております。現在、任用期間満了前に退職される中途離職者が

増えておりまして、その都度、新たに広報などで募集をしておりますが、募集が少なく苦慮している状況でもあります。登録制なども含めまして、今後いろいろな方法を検討していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 非常勤の採用方法で、広報とかをよく見まして、毎回毎回臨時職員と共に募集がかけられておりますが、非常にその即タイムリーにそういう人材が集まるかなといつも心配しておりましたが、今、登録制度を考慮しているということで、いい判断かなと思いますので、ぜひ年度ごとの登録制度というのをを用いている自治体もありますので、そういう方向にもって行っていただきたいと思っております。

また、先ほど年代別の構図をちょっとお聞きしましたところ、30代から40代の方が6割、この年代でいいますと子育ても大変だろうし、非常にこの生活の糧のこれが中心になるということは、正規職員の方との給与の格差というのも非常に問題になってくると思います。自治体によりまして、ある年代、経験を積みまして、これに段階的に昇給制度もあるということもなされております。これからの地方分権時代はそういう工夫も必要かなと思っております。

また、この地方自治体ということは、中におきましては戸籍や税金や福祉など、非常に自治体の職場は個人情報が入り込んでおります。こういう嘱託職員がそういう職場においてどのような処遇というか、工夫されているかをお聞きしたいと思っております。

なお、またこの嘱託職員の中で一番職場的に職域で多く左右されているというか、一番人員的に多い部署は大体どの辺かなと思っております、その点についてもお聞きしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） まず初めにご質問の最初の処遇関係でございますけれども、それぞれの勤務先の勤務形態・状況もございますので、またご本人さんのご希望の勤務時間帯というのもございますので、その中で考慮させていただきまして、社会保険とかいろいろな面でございますけれども、そういった面で従事していただく形態をご本人さんの勤務形態に合った形での対応をさせていただいております。

それから、各施設関係の主なところでの非常勤職員、それから臨時さんの勤務状況でございますけれども、人数でございますけれども、保育園関係で申しますと、現在非常勤の方が28名勤務されていらっしゃいます。それから、給食センターのほうが調理員の方、それから調理補助、配送を含めまして20名の方が勤務をされておられます。それから、図書館関係につきましては、臨時職員という形で5名の方がフルタイムで勤務されているというような状況でございます。

個人情報につきましては、それぞれ守秘義務等もございますので、採用の場合におきまして、その規定の中に守秘義務という形でのそういった取り扱いを規定させていただいておりますので、そういった面に対応させていただいております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 先ほど保育士関係で23名の方というのが採用されているということでござ

いましたが、11月の熊日で保育士の86%が非正規雇用と、そして経験をおっても非常に大卒の初任給と変わらないと、何年勤めても昇級がないと。非常にその低待遇、仕事は正規並みにやっているが、低待遇で非常に不安を感じていると。待遇改善が必要ではないかというような声も上がっております。経験というのは非常に大切なことでありますし、町長が日頃言っておられます子育て日本一ということになります、その働いている方の職場環境も非常に大切かなと思っております。

次に移ります。2番目の職員の住居手当に関して、平成21年8月に国の人事院勧告で自宅に係る住居手当を廃止することと明記され、県からも平成24年10月に勧告が出されております。既に国家公務員では手当が廃止されております。地方公務員の給与制度は、国家公務員の給与制度を基本として決定すべきであることから、地方公共団体においても廃止を基本とした見直しを要求されていると思いますが、本町では住居手当に関して本年度当初予算におきましても前年度比63万増、808万円ほどの予算措置が取られておりますが、支給の実態、内容についてお伺いいたします。また、今後見直しの要請に対しましてどのような検討がなされますか、お伺いするところでございます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 職員の住居手当に対してのご質問でございますが、住居手当につきましては、大津町一般職の職員の給料に関する条例第9条の2に規定されておりますが、住宅を借りている場合と住宅を所有している場合の二通りがあります。住宅を借りている場合は、家賃の額により支給額も変わってまいります、最高で2万7千円となっております。今年11月分の支給時点で受給している職員は34人で、月額86万2千円を支給しています。一方、持ち家の場合は新築や購入から5年間月額3千100円を支給するものですが、現在17人が対象で、町外がそのうち2名おりますが、月額5万2千700円の支給となっております。この持ち家分については、国では3年前に廃止しておりますが、今年熊本県人事委員会から廃止の勧告を受け、県では経過措置を設けて段階的に廃止することを検討しているようです。持ち家については、手当を支給するというのは、以前国の施策で持ち家政策を進める中で、国や地方公共団体の優遇措置を取り、推進を図ってきたものではないかと思っております。まだかなりの市町村で支給されておりますので、他の自治体の動向を見ながら今後検討していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 先ほど述べましたように、ほとんどの全国の自治体でも廃止の方向に動いている、また廃止の経過措置を取っていると。あと残り38%がまだ支給が継続しているということでございます。60%が見直しを検討しているということでございますが、日頃から公務員優遇等の批判がございまして。また、町営住宅の滞納者に対して非常に徴収でご苦労されていると思いますが、やはりそういう職員の矜持といいますか、まず自分の身から改正しましてですね、この大したというところ、金額としても大きな金額ではございません。もういっそうパッと、きれいさっぱり廃止という方向にやってもらったらいかがかと思っております、その覚悟のほどを最後にお聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 持ち家関係につきましては、我が大津町に住んでいただいて、地域との連携

を図ったりいろいろするためには、やっぱり我が家をその地域に建てて推進していただくのも役割の一つではないかなというふうに思いますし、また持ち家におきましての固定資産税とか、いろんなものも入ってくるというか、損得じゃございませんけれども、我が家を大津町につくっていただく夢を育てるためにも、3千100円は高いものではないというような思いですけれども、ただし今議員おっしゃるように、公務員の優遇というようなことを考えるといかがなものかというような思いもしておりますので、今後十分この辺につきましては検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時36分 休憩

△

午後 1時01分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

大変歴史的な総選挙が昨日公示されました。今や、政権公約、マニフェストというのは約束を守らないという意味で、まさに国語辞典を書き換えなければならないような事態となっているわけですが、国政を抜きに町民の暮らしを守ることはできないと思っております。この十数年来、私たちはまさにどん底に向かって、労働者も、とりわけまた中小企業も、農業も、自営業者も、果てしないどん底に向かって競争を強いられてまいりました。その結果、我が国の社会状況はデフレ経済不況、これは誰もが認めているところでありますが、このデフレ経済不況を打開するには、まさにインフレに転換をしなければなりません。今、政権与党が進めようとしているのは、消費税の増税と、またそれを財源とした100兆円、200兆円規模の新たな公共事業の大盤振る舞い、そのことによって強制的なインフレ社会をつくり出したいというのが願望ではなかろうかと思っております。確かにインフレになれば、為替相場も円の価値が下がって、いわゆる円高が是正をされ、円が安くなる。海外との競争ももっともっと楽になるということは事実であります。しかしこれは、まさに財政も、経済も、破綻に導く最悪の選択だと私は思います。そもそもデフレ経済が引き起こった原因は、国民の所得がどんどん低下する中で、消費購買力が冷え込み、物やサービスが、消費が増えない。実際、この十数年来、先進国の中では我が国日本だけが経済成長がストップをしている。つまりこれを打開するには、その逆向きの政策、国民の所得を上げる、削られる年金をやめる、所得を上げない限り、このどん底の息詰まった経済を打開することはできないと確信をいたしております。

そういう中であって、町は行財政改革という看板の下で、とりわけ大津町の福祉の心を象徴する施設であります若草児童学園、これを民間に移譲する、あるいはそれを取り下げる、そういうことを現在行っております。もともと行財政改革は無駄の見直しをする、効率的な行政を行う、これは当然のことではあります。地方自治体の最大の仕事は、住民の福祉の充実を進める。地方自治法にはっきりと書かれているわけです。この原点を忘れるような今回の学園の民間移譲は問題ではなかろうかと思

います。現在、若草児童学園は、指定管理者の下で民間の社会福祉法人が運営をなされております。そして、一番最初の全員協議会の中で、来年4月から民間法人に学園を譲り渡す、つまり町が建設をしたあの学園の建物、備品、全てを民間の法人に無料で譲渡をすると、いわゆるタダで差し上げますと。また、土地も無料で貸してあげますと、これが民間移譲の実態であります。次の全員協議会では、こうした学園の類似施設が県内にできる、新たにできるということで、今、この民間法人に譲り渡したら、その民間法人の経営が厳しいことが予想されるというふうに説明がなされております。ですから、結果的にあと3年間指定管理を続けて、その後に民間移譲をするという方針が変更されました。私は、指定管理そのもののほうがベターだと思いますが、しかしこの方針の転換は非常な矛盾を抱えております。そもそも民間に譲り渡してしまうと町の持ち出しがなくなると、財源が助かると、そういう下で民間移譲をしようとしたと。ところが、今度はその譲り渡す予定の民間法人が経営が大変だろうと、その業者のことを心配してこれをまた撤回をする。こういうことではですね、何らかの事情で親元から離れて若草学園で生活せざるを得ない、そういう障がいのハンディを抱えている子どもさんたちの暮らし、これをさておいて、特定の福祉法人、特定の民間業者の経営を優先して児童や保護者を振り回してしまう、障がい者福祉をもてあそぶことにつながると私は思います。そこで、一体誰のための、何のための民間移譲なのかと、町長にお尋ねをいたします。

具体的に、3点ほどお尋ねしますが、タダで差し上げるという学園の施設、減価償却等をすれば、その資産価値は現在いくらになるのか、はっきりさせていただきたい。

それから、譲渡しようとしているその法人は、現在のこすもす会、このこすもす会との約束で、またこれを前提にしてあなたのところに譲り渡しますよとしか考えられませんが、それでいいのかということです。

第3点目は、そもそも民間譲渡は、入っている子どもたちや保護者が望んで始まったことではないということです。現在の指定管理制度のままで新たな事業展開は可能であるにもかかわらず、あえて民間に譲り渡そうとするのは、まさに政治権力と業者の身勝手ではないですかということです。

1回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の若草学園民間移譲の計画についてのご質問でございます。若草児童学園の管理運営につきましては、平成20年度から5カ年間の指定管理制度を導入し、管理運営を社会福祉法人にお願いしているところであります。これまでの経過としましては、平成18年2月に策定された第3次行財政改革大綱において、町の全ての公の施設について検証を行い、今後の管理運営についての方針を出すとしております。この大綱の基本方針に沿って、具体的に取り組む後期改革プランでは、若草児童学園の民営化を検討する施設に上げており、検討しているところです。これからも施設利用の子どもたちが安心して安全に生活ができるよう、利用者それぞれの個別計画を基に適切な支援を行っているところです。生活支援等を行う職員の雇用状況も含め、施設の管理運営について、保護者会の役員会や総会で関係者の方からご意見をいただいているところです。損得勘定ではなく、適切な施設の管理運営と、そこで働かれる職員の雇用形態などを中長期的な事業計画の展開として考

え、施設を利用する子どもたちへの適切な支援やサービスが将来の自立へ向けた相談体制も併せて展開していきたいと思えます。

今後の若草学園の管理運営につきましては、現状の利用者への支援状況や保護者の要望等を基に、現在の指定管理者である社会福祉法人に3年間の指定管理の継続をお願いしたいと考えております。

なお、今後の方向としましては、施設利用の皆さんが、それぞれに適切な支援を受けられるよう専門的に支援を行っている町内の社会福祉法人への公募を前提とし、健全な財政の管理運営や職員の適正配置、地元住民の雇用継続、新たな事業展開を踏まえ、民間移譲について検討していきたいと考えております。

詳細については、担当部長から説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） こんにちは。若草児童学園の民間移譲方針から指定管理継続への変更に係る現状と推移についてご説明をいたします。

当初、計画をしておりました民間移譲につきましては、先ほど町長も少し述べましたけれども、現状で先ほど荒木議員のほうからもありましたけれども、県内のほうで新たな特別支援学校が検討されております。そして、熊本市のほうで新たに県立、それから市立の支援学校が開設を予定されております。それに伴いまして、先ほどもありましたけれども、熊本市周辺からの支援学校への入学希望者の減少、併せて若草児童学園の入所児童も減少することが予想されるということで、新たに検討をしたところでございます。特に今後の事業展開を考えますと、中長期的な計画策定がないと大変今後の計画が不十分になりますので、再度十分検討を要するための3年間の指定管理制度の継続を現在準備しているところでございます。特に保護者の方とお話をさせていただいた中では、そこにおられます子どもさんたちの適正な生活支援はもちろんですが、そこで働く職員の方たちが満足して支援していただけるような給与体系が必要ではないかというような保護者のご意見がありました。それから、将来、子どもたちがどのような方向に行くか、そういう部分の相談をいつもしていただきたいということで、学園の中にそういう相談の支援体制を設けてほしい。併せまして、できれば学園に残って生活をしたという保護者の方もたくさんおられました。そういうことで、今後将来に向けた相談支援、生活訓練、就労支援、それからグループホーム程度の生活支援、それから通所事業につきましては、療育児童デイサービス等の新たな事業展開拡充にも取り組んでいただければというような保護者、これは入所の保護者の方、併せて通所の保護者、それから卒園生の保護者のほうのお話を少し聞いております。その事業展開をするためには、現状の施設事業では限られておりますので、施設等の整備が必要になってくる部分もあります。そういった部分でも、民間であれば補助等の事業がありますので、そういう部分の活用ができますが、公立の場合は現状での補助制度がない状況でございます。十分な検討が必要になってくると思えます。

それから、現状の減価償却の部分になりますが、建物の状況としましては、平成13年の3月に完成しております鉄筋コンクリート造りの平屋建て1千499平米、耐用年数が47年になっております。事業費が4億5千200万円で、建築額が3億7千900万円で、11年を経過しております。

総務課の管理システムにより減価償却を計算しますと、耐用残年数が36年、残存価格が1億5千780万円となります。今後の民間移譲の中で十分な検討が必要になってくるというふうに思っております。今後とも施設入所、通所等の利用者の適切な支援を確保するとともに、管理運営の適正化や相談業務、療育等のさらなる事業展開を考えて、引き続き民間移譲する方針での検討をしていきたいと思っております。

それから事業の部分につきましてですが、現在指定管理の中での事業展開ができる部分もありますが、施設の利用の広さ等の部分を考えますと、なかなか現状の拡大が難しい状況になっております。現状の事業を少し拡大というのは可能だと思いますが、それ以上、大きな事業を展開するとすると施設の整備が必要になってくると思います。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 問題点としてですね、残存価格が1億6千万円ほどの価値があるわけです。

この、要は町民の財産であります。これを特定の社会福祉法人にタダでくれてやるということであれば、町民の納得は得られるだろうかと私は疑問に思うわけです。

また、公募を前提となさっておりますが、公募をやるのに無料で差上げますというのは、これはまた相矛盾することです。公募をするのであれば、これはいわば入札ですよ、入札をかけなくちゃいかん。入札にかけたらこの社会福祉法人が落札するかわからないということになるんです。私が保護者会の説明会でご意見を聞いた限りでは、現在のこすもす会、この社会福祉法人の運営に満足をしている。もし民間になるのであれば、このこすもす会が引き続き運営をしてほしいというご意見でした。しかし、完全に民間になれば、町の責任が全くなくなって、今、町がバックで支援をしてくれているから、子どもたちも保護者も安心をされているということでもあります。この点はどうですか、全く考慮されていないわけですね。とりわけですね、もしこの現在のこすもす会がこれを引き受けて運営をするようになった場合、私は町長じゃないですけど、私は先々の経営が非常に心配される。現在の国の法律では、児童が暮らすこうした施設は、国からの、いわゆる財源措置が非常に少ない、運営が非常に厳しいと、大人の施設よりも厳しいというように指摘をされております。経営が先々苦しくなったら施設の改修が滞ったり、職員の給与賃金が引き下げられる、これは目に見えているわけです。ですから、今聞いた限りではですね、少なくとも現在の指定管理でやって、新たな事業体制とおっしゃいますが、それはこすもす会が別のところでやればいいわけです、近くに、大人の施設をつくとか、生活をする施設をつくとか、グループホームをつくとか。ですから、現在の指定管理であっても全く問題はないんですよ。子どもたちにとっては、そのほうが安心なんです。町長、もう1点だけお尋ねします。何が何でも民間移譲することが本当に子どもたちの利益に合うのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大綱に基づきまして民間委託方針で検討させていただいております。もちろん、議員おっしゃるように、町が責任をもってやるのが一番安心ではあるかと思っております。ただし、我々

としても、今の施設の中で子どもたちの新たな自立支援の施設関連等を考えたときにいかがかなと。それにつきまして、大津町の今、45名の子どもたちが入所しております。もちろん、町内は4名の方が入園しておりますけれども、新たな事業というのは、今後についてやる場合、どのような形でやるかということに対して、町がそれに十分なる施設をつくりやっていくということになると、先ほど担当部長が申したように、国の補助事業関連等は今一切なく、単独でやっていかなくちやならないというような状況に今なっております。もちろん、これまで若草児童学園は引水のほうにありまして、こちらのほうに移転した段階においても、しばらくしたら民間にお願いできればなというような形で進められてきておりました。しかし、その中におきまして、我々の直営でやるとなかなか子どもの加入も大変厳しい状況であり、町単独での人件費を3千万円、4千万円出しながらも正職員は少なく、臨時職員で対応してきておるような状況が今まで、過去にそういう状況で運営をしてきております。そういう中におきまして、指定管理制度というような形で雇用の確保や賄い材料の関係についても十分対応できるようにお願いをするというような形で進めてきております。もちろん、町立の施設関連については、清風学園というのがありましたけれども、やめておられます。また、小国学園もそうでございますけれども、そのままでは児の施設では運営が難しいというようなことで、者の施設も兼ねて運営を今やられておるようでございます。そのような者の施設の運営をやっていく中におきましての施設整備関連をやるためには、補助事業がらみを取り入れながらやっていかなくちやならない。そういうような状況になると、民間の中でやっていける状況が一番好ましいんじゃないかなというふうに思っております。ただし、あそこの今の指定管理しておる法人組織については、大津町の障害児の皆さんの保護者によってつくられた施設でありまして、そういう関係で今大きく育ってきているとか、発展しておるような状況の中、これはあゆみ園というような施設がございます。それをこすもす園が、法人がやっておるような状況でございます。そういうような施設管理の運営と児童の今後の自立については、しっかりと検証をしていかなくちやならない段階に来ているというふうに思っております。先ほど担当部長が申しましたように、熊本市の政令都市に伴うところの支援学校関連等と施設関連等がうたわれておるような状況でございますので、今後については指定管理をしながら、その方向性をしっかりと見だしていくというようなことで、3年間の指定管理制度を今回お願いしているというような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国から補助金が、公立のままだと補助金が来ない。これを最大の理由としているようですが、私立であれば補助金が来る。そうであれば、こすもす会が別なところで、近くに自分たちでつくればいいんですよ、大人の施設とか新たな事業を。そうすればその問題は解決をいたします。もう子どもたちの安心の生活をもて遊ぶようなことは、私はやめるべきであると。国が出さんならですね、県に要求するべきですよ。県内から子どもたちが通ってくるわけですから。子どもの生活から出発して考えないと私はいけないと思います。

時間がありませんから、次にいきます。

安心・安全生活環境のまちづくりについてであります。7・12の過去経験したことの無いような

大雨と言われておりますが、その中でとりわけ上井手の中でも町の中心部を走る天井川部分については、本当にいつ決壊をするか、いつ水が氾濫するか、本当にひやひやした状況でありました。それでこの上井手の危険箇所の把握と整備の計画性、併せて生活道路の改善をちゃんと計画的に進めているかという点であります。ご承知のとおり、この5年間、まちづくり交付金事業で50億円のお金を投資して大きな幹線道路、あるいは中央公園駅前整備がなされてまいりました。個々にはどれも必要なものだと思いますが、一つは町全体のまちづくりの整合性が非常にきちんと話し合われてこなかったんではないか。例えば、交流センター、この準備会をつくって検討なされましたが、まちの周辺の人たちは、あそこにできよつとは一体なんかい、何のためすつとかいた、誰が使うとかいたとしよつちゅう聞かれます。ちゃんと説明もなされてないし、相談もなされていなかった結果ではなからうかと思えます。そういう整合性の問題。それから、同僚議員の質問でもありましたが、駅前楽善線、今、一番難工事のところをやられておりますが、駅前楽善線は楽善食堂のところまでの計画でしょう。ところが、今、町民が実際利用している楽善食堂から南側の道路は生活道路として使っているわけですよ、人間も歩いている、子どもも歩く。ところが、そっちはずっとほったらかされて、まだ人間が全然通らんようなところだけを先に工事をする。これはちょっと、町民の生活感覚からちょっと逆転をしているんじゃないかと。本当であれば、町民が一番身近な、使っているところを先にやって、難工事を後に回すとか。水の問題とか当然予想されますけど、それも頭に入れて、もうとっくに楽善食堂のところは改良されていいはずですよ、予算も付いているんだし。そういう何かな、計画性の発想が問われているのではないかと思います。

そこで具体的にお尋ねをしますが、上井手の件についてまずお聞きします。現在、上井手の改良整備が、まさにいつの間にかかなり大々的に工事にかかられました。県の工事だからですね。ところが、我々議会にもこの情報は知らないし、当の行政側が補正予算を遅らすということまであるわけです。上井手というのは、天井川でもし決壊したら市街地が水浸しになってしまうという意味で、非常に危険性・緊急性があると思うんですけど、この危険箇所の把握と整備の計画性はあるのかと、簡潔にお答えいただきたいと思えます。

それから、生活道路の改善についてであります。私はお隣の菊陽町の財源を調べてみました。この5年間、いわゆるまちづくり交付金事業をやってきた5年間の1年間の平均が普通建設事業で大津町は21億円、菊陽町は18億円。そのうち大津町は交付金事業で補助事業が約17億円、菊陽町は4億円ということで、菊陽はもう大きな事業は完成させておりますので補助事業は当然少ない。一方で、町単独事業はですね、大津が3億5千万円に対して菊陽町は13億円です。担当にお聞きしたら、区画整理の予算が入っているのではなからうかと言われましたが、それもあつたでしょう。しかし、過去10年間の大津町の平均と比べますと、単独事業の予算は毎年1億円少なくなっております。そういう意味でですね、予算の面からも大津町的生活道路の改善がもう菊陽と比べたら、極端に言えば100年遅れていると言わざるを得ないと思えますけれども、改善するところはいっぱいありますよね。とりわけ舗装もされていないような通学路、車の離合場所もないような通学路、こんなところがいっぱい放ったらかされております。この際、町全体のそういった問題になるところを全部洗い出して、

通学路が何点とか、そういう優先順位も付けて計画を立てる必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の生活道路関連と町の道路計画についての質問でございます。極端に言えば、楽善線は前から使っております、食堂前は。しかし、あれをちゃんと上井手のほうに流すためには、下流域の整備をしないと簡単に引っ張るわけにはいかないというのが問題です。もちろん、あの十字路のときに下側へ、日向川へ流そうとしても、流域の問題があつて許可ができなかったというような点もあります。いろいろなそういう課題事項もあるわけでございますので、今、駅前楽善線はしっかりとその辺の防災がらみのところで防犯も兼ねたところでの都市計画道路の見直し、それをやりながら、路線の変更もしながら、関係道路として必要な道路として平成26年度までにやらせていただいております。もちろん、町内の箱物関連等について大分批判を受けておるようでございますけれども、包括支援センターは肥後銀行跡、文化伝承館は法務局の跡、こういうのをそのまま放っておけば、その中央街は寂れたというか、シャッターの町で困るというようなことで、まちづくり協議会にお願いしながら、この地域を皆さんでどのような地域にしたいかというようなことを宿題に出しながら、将来的には駅から北側の上井手を通したところの宿場町、あるいはその昔の誇りとする経済中心、あるいは交流の場としての場所づくりにできればということで4、5年かけてまちづくり協議会のほうにお願いをしてきたわけでございます。もちろん、素晴らしい案ができておりますけれども、これは一概に、一遍にできるものではございません、金が必要でございますので。それで、早速、上井手の件につきましても、この件についても菊陽大津領域の中での土地改良事業絡みでございますので、この辺についてはそれぞれの区の役員、区長さん、交流推進員ができておまして、その計画の下で関係を大体今年目途がついているような状況でございますけれども、一部なかなか用地交渉ができないところも出ておるわけでございます。ただし、その中におきましての右岸側の整備を今やらせていただいております。もちろん、これについては県営事業で十分我々も地域の皆さんのその区長さん関係の代表者の皆さんとご相談しながら、危険箇所を十分やらせていただいているということでございます。もちろん、林食堂の前とか、あるいは大巖寺のところとか、あるいは後迫の水月さんの前とか、いろんな形を整備することによって、これはただ整備ではなく、上井手沿いの観光ルートの一つとしての活用もできるような景観をびしっとつくっていただければなというような思いの中で、そのプラスアルファについては町も出さなくてはならないというような思いで、上井手整備をやらせております。もちろん、私が町長になった当時は、小松屋のところの上井手関連をやらせていただいておりますけれども、新たなまちづくりの上井手を活用したところでのルートとしての道づくりを考えなくちゃならないというような形で今中止をして、今後の上井手整備を兼ねたところでの道路の活用を図っていきたいというふうに考えておるところでもあります。今後については、やはり下流の大津地区ができれば、鍋谷の上のほうの、あるいはその上の瀬田裏関係の砂防ダム、そういう大きな砂防ダムの計画もなされておるようでございますので、十分その辺については県にもご相談をしております。地下水の保存、親水のそういうためにも、瀬田裏にちゃんとした水を溜めるようなことはでき

ないかというような形でご相談はしながらやらせていただいておりますけれども、今言ったように下流のほうからというのが条件になっております。もちろん、大津の場合で関連等、第一開発によりますと、鉄砲小路の近くにおきます湧水地の問題も出てきておるようでございますので、これは地域と共に検討しながら造っていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

道路の整備関係でございますけれども、これは平成17年に大津町振興総合計画策定時に各地域に校区別の意見交換会を実施し、各地域から道路の新設や改良などの要望を聞き、これを点数化して順位を付け、平成18年度から順次補助や起債を活用して道路の新設改良事業を行ってきております。町の中心部においても、まちづくり交付金事業や社会資本整備交付金により、幹線道路や集落を結ぶ道路などの整備を行ってきているところでもあります。一部、中心部以外の地域において、村づくり交付金事業や県営事業、補助整備事業等により、道路を含むための道路の整備も併せて行っているところでもあります。県関係とか国道関係につきましては、先ほども申したように57号や中九州、あるいは瀬田龍田線や瀬田熊本線、熊本大津線などの整備が進められております。今後についても、県にしっかりと矢護川大津線のバイパス関係等についても要望をしっかりとしていかなければならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、一般財源を使いながら、局部改良や維持補修工事として整備を進めておりますが、これも下水道関係の集落排水関連等における道路関連の補修整備関係も行わせて、併せてやらせていただいております。しかし、議員ご指摘の集落内や住宅地内の道路においては、その箇所により整備の方法など違ってまいります。簡単にできるもの、あるいは家屋を移転して新しい道路をびしっとつくるのか、部分改良あるいは離合箇所関係で済むのかというようなことで、今、大津町内においてもそのような問題点を指摘されておりますので、その辺の計画設計も今やっておるというような状況でございます。今後についても各地区の地形などにより各地域の皆さんとともに区長関係、あるいは議員のご意見を聞きながら道路整備をしっかりとやっていく方向で考えております。もちろん、大型道路の楽善の側溝整備、あるいは吹田団地の側溝、あるいは町営住宅関連等の側溝整備等も併せてやりながら、吹田団地の東側の道路や日吉ヶ丘の東の道路関連等も十分整備しながら、そこに住まわれておる皆さんの生活利便を図っていただいておりますので、今後についても各地域の皆さんの意見を採り入れながら、今後整備の見直しをしながら、十分なる順序、順番を決めながら整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長が一生懸命やられてきたと、それは当然であります。しかし、今言った上井手改良整備、委員会でそういうのがあるのかとって請求をして初めて出てまいりました。関係者だけは知っていたみたいですが、第一次計画、第二次計画というふうにございます。今、第一次計画があと1年か2年ぐらいかかるみたいですが、第二次計画にも載ってない危険箇所はまだあるんですね。今、右岸のほうは確か県が今やってくれています。しかし、今度は反対に町側のほうです、左岸。多分、町が単独でやらなきゃいかんのだらうと思いますけれども、県がそこまでやってくればいいですけれども、しかしそういう危険箇所を把握をしているのかといたら、それはしとりませ

らって答えるしかないでしょう。だけん、まず危険箇所は全部明らかにして、そうでないと計画が立てられんですよ。そのやっておられるのはわかります。今度、今、整備されているのは大々的にやられてすごいなということはわかりますけれども、そういう計画性をほしいということです。

それから、生活道路の改善の計画性ですけれども、地域から出てきたやつを点数化している、これもまた私もきちんと見たことは、私が見落としたら申し訳ないですけど見たことがない。だから、これも全体を、町全体を明らかにして、やっぱり公平にやっていかないとまたおかしな案配になるわけです。ここばやって、こっちはやってくれんと。町民にちゃんと説明できるような計画でないといけません。そのためにですね、私は体制も充実させるべきであると思います。今、例えば災害関連で人手が足りずに残業代だけどんどん増えて、誰か病気になるんじゃないかなろうかという心配もございしますが、5年間のまち交がもうほぼ終わるんですから、今度ですね、地域に密着したところにもっと焦点を当てて、体制も充実をして、計画をきちんとつくっていただきたい。このことをお聞きしますけど、時間がありませんので次のやつに関連していきます。

協働のまちづくりについてであります。大津町のまちづくり基本条例の第4条で、町民及び町は、次に掲げる基本原則に基づいて協働してまちづくりを推進するものとしますとなっております。まちづくりは、町民自らがやるというのは当然であります。住民自治の原則、2番目が情報共有の原則、3番目が参画の原則であります。その4番目にですね、協働の原則というのがうたわれております。これがとりわけ重要かと思えます。まちづくりは町民と町がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互理解と信頼関係を深めながら力を合わせて協働をするとなっております。そこでですね、じゃ協働ってなんだということですよ。この協働がですね、役場の隅々まで理解がなされているのかなというのが非常に疑問なわけです。そこで、町長にもお渡ししましたが、例えば日向市の場合では、協働のまちづくりの指針というのをつくって、協働のまちづくりとは具体的には、例えば情報がちゃんと公開されてないダメですよ、あるいは行政は積極的に情報を公開して、説明責任を果たすことが大切ですよと、こういう指針が書かれて、多分庁内に徹底されているんだと思うんですが、大津町はせっかく立派な条例をつくったにもかかわらず、その魂が徹底されていないのではなからうかということをお聞きしたい。

それから、議会の議決の件であります。町民から出された陳情、あるいは請願がこの間議会で可決をしてきました。その中で、具体的にお聞きしますが、住宅リフォーム助成の具体化、小規模業者登録は既にやっただいております。この点は時間がないので答えてもらわなくていいです。住宅リフォーム助成はなぜ具体化されないのか。その陳情の趣旨に沿った形ですよ、町長のお考えはそら当然あると思いますが、しかし協働のまちづくりを進めるということであれば、町民から出てきた意見を議会が議決した。その趣旨に基づいて、それから逸脱をしないように具体化するのが行政の責任ではないですか。それから、岩戸温泉自然エネルギー活用決議、こちら議会が議決をしましたが、具体的検討はなされているのか。この2点についてお尋ねをいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の協働というような形で、町と住民の方々が一緒になってまちづくり

に汗をかくことであると理解していますが、大津町まちづくり基本条例では、協働という概念を「町民と町がそれぞれの役割及び責任を自覚し、まちづくりのために、共に考え協力し行動することを言います」と提示してあるとおりでございます。大津町における協働のあり方としては、まちづくり基本条例にありますように、町民と町が共に考え協力し行動することを基本方針として、住民の皆さんが主体となった公益性の強い活動を行うに当たり、共済や事業協力、講演、補助や助成、委託などを通じて支援していきたいと考えており、町に対する提言等については町が考えている協働とはちょっと違うとは思いますが、貴重なご意見でありますので尊重するとともに、十分な検討が必要であると考えております。

以上のような協働に関する考え方について、住宅リフォーム制度に対する町の対応状況でございますが、個人の住宅リフォームに町が補助するに当たり、どれだけ公益性があるかが問われますので、そのあたりをしっかりと検討していただいているところであり、本年度町は森林認証を取得し、地元産材の認定が可能となったことにより、認定・認証木材を活用した場合等であって、かつ耐震や住宅の省エネ化につながるようなリフォームについては助成制度を検討したいと考えております。また、所得制限を設けるかどうかも併せて検討したいと考えているところでもあります。

岩戸の里の自然エネルギー活用についてでございますが、7月12日の平成24年7月の北部九州豪雨災害で岩戸の里温泉が大きく被災し、災害関係等の対応に追われてしまったところであり、露天風呂や家族風呂が復旧できないまま内風呂のみで2週間で仮復旧しましたが、利用者は大きく落ち込んでおります。今議会に復旧工事費として4千万円をお願いしているところではありますが、町としては1日も早い完成、完全復旧を目指しておりますが、災害による復旧予算とともに、今後老朽化による施設や温泉設備の改修等に多額の費用がかかると見込んでおります。ボイラーも平成23年度で更新したばかりでありますので、もうしばらく現状を維持させていただき、今後の重油コストや薪ボイラー導入コスト等を比較しながら慎重にしていきたいと考えております。その辺の経過説明のキャッチボールが足らなかったところは反省をさせていただいておりますが、担当部長をもって答弁をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 岩戸の里についての現状を含めてご説明をいたします。

荒木議員のご指摘のとおり、そういう比較関係をしたのかということではございますが、今、町長が申しましたように、7月の豪雨でまず緊急的な再稼働をするということではございました。中身につきましては、ボイラー関係は自然利用ということで薪が岩戸の里において、今、郷土の会の方の申請で薪関係はそこに設置されております。これは申請によって町のほうが財産でございますので、そういうところには取り組んでいるところです。決して今後考えていないとかそういうことではございませんが、そうした形で取り組みはしているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議会が議決した事項で、その趣旨を原則としながら、それに上積みをするのであれば大歓迎です。町産材をさらに上積みするとか、耐震にするとか。議決したことは住宅リフォー

ムに助成をしてほしいということです。これが基本なんですよ。それをどっちか置いて、じゃ町産材だけ補助するなんていったら、協働じゃないですよ。自分の考えの一方的押しつけになるんですよ。有名な言葉に幸せの押しつけは、相手にとって決して幸せとは限らないという言葉がございますが、協働の精神であれば、町民から出された意見を最大限尊重する、これが協働のまちづくりの絶対原則ではないかと。それから、薪ボイラーについても検討なさる、確かに水害がございましたので、当面の復旧が優先されるのは当然であります。調査研究ぐらいはするべきですよ。どこか使っているところもあるわけですから、そういう努力を私は求めているわけです。そこを最後に言いますが、協働の原則でそれぞれの、町民と町はそれぞれの責任と役割分担を認識するとなっておりますが、そのほかにですね、第11条では、情報公開と情報共有のことがうたわれております。情報はですね、圧倒的に行政が持っているわけです。ですから、これを積極的に持っているやつをわかりやすく町民に提供しなければ、積極的にやらないかんですよ。例えばこの上井手の計画も担当職員は知っていました。それはちゃんとやっている。しかし、我々議員も知らん、これでは協働ではないんですよ。

それから説明責任と応答責任が求められる。これも、例えば上井手のことばかり言いますが、ここに住んでいる、近くに住んでいる人だけの問題ではないんですよ、これはもう。上井手が決壊したら、下は全部水害でやられちゃうわけですから、誰もが納得できるような説明がほしいわけです。多分、ほかの議員の方々もこういう凶面は多分見ていない方が多いのではなかろうかと思います。これが協働のまちづくりであると、これを職員に徹底してほしいということと、職員のやる気をやっぱり引き出すためにもですね、やる気を引き出して、権限をやっぱり拡大せんといけないと思うんですよ。職員のところである程度判断できるような権限ですね。町民から喜ばれて、初めて職員もやる気がさらに増していくという好循環の協働のまちづくりが私は進むと思いますけど、最後にその点について町長にお尋ねをしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 協働について、やっぱり事業を推進するためには相手がおられる。その相手に対して事業目的関連等しっかり説明することにより理解していただく。そして、また役場のほうの行政のやり方についてもご理解していただく。それが一番である。ただし、我々がやる前に、やっぱり素案についての説明、これはもう町が一番情報を持っておりますので、素案についての説明をやっぱり、素案づくりをしながら住民の皆さんの意見を伺っていくと。ただし、全部が全部受け入れるというようなこともできないものでありますので、その辺の意見交換はやっぱりやっていかなきゃならない。それが協働のまちづくりであるというふうに思っております。特にこれから我々がお願いする、していかなきゃならない事業だけでなく、福祉関連等についての地域福祉における危機管理の意識の問題もやっぱり協働で守っていただける、そんな気持ちがやっぱり職員一人一人の全体の200人の職員がやるんじゃなくして、担当は2、3人しかおらないと。それをしっかり情報を各職員全体での情報把握をしていきたいということで、我々もちゃんとしたそのインターネットとか、我々の事務での連絡は取っておりますけれども、その辺の関係についてまだまだ指導不足であるのは確か

ございます。そのためには、地域職員をやっておりますので、皆さんのその今年の仕事とか、いろんな形で説明をさせていただいております。ただし、それはやることについての説明でありますので、その前の説明が必要であるというようなご指摘であるようでございますので、その辺のところは十分我々としてはまず議会のほうに説明をしなくちゃならないという責任を持っております。議会と相談しながら、そして次は住民や区長さんや民生委員さん、いろんなリーダーの皆さんたちと意見を交換しながら、地域住民に広く行き渡っていけるようなシステムをやっぱりしっかりとやっていかなくちゃならない。我々だけではどうしようもないので、そういうまちづくりは多くの皆さんの一人一人の汗を掻いていただくことが一番であるというふうに思っておりますので、そういう協働のまちづくりを今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ぜひ、協働の精神を引き続き徹底を図っていただきたいと思います。
終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分より再開いたします。

午後2時03分 休憩

△

午後2時11分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、私立幼稚園の入園料補助金についてであります。役場の職員さんや議員の皆様は十分ご存じなのですが、幼稚園と保育園の違いは、幼稚園は学校教育法に基づいた学校であり、保育園は家庭の事情で乳幼児を保育できない場合に保育を行う児童福祉施設です。幼稚園は教育を行う場であり、保育園は親の代わりに保育をする場という違いがあるようですが、現実には、幼稚園でも保育の概念を持っていたり、保育園でも教育に取り組んでいたりするようです。もう少し踏み込むと、幼稚園は学校教育法で定められており、幼児の心身の発達を助長することを目的にしています。保育園は児童福祉法で定められており、日々保護者の委託を受けて保育にかける乳児または幼児を保育することを目的にしております。つまり、両親とも仕事をしている家庭でないと保育園には預けられないということでしょうか。そのほか、年齢・保育時間の違いがあります。幼稚園に入園可能な年齢は3歳から5歳、保育時間も平均4時間です。それに対して、保育園は年齢の幅が広く、時間も長く設定されております。延長もあります。子どもたちが小学校に入学して学校から帰っても親が仕事から帰れない、つまり鍵っ子ですが、その対策としてあるのが学童保育です。20年ほど前に私が天津小学校のPTA会長をしていたとき保護者からその要望で、学童保育をつくってくれという要望で、天津小学校PTAをあげて学童保育開設運動を行いました。町に陳情しました。これに革新系の議員さんが賛同を示し、それに反発した保守系の議員さんたちとの争いに巻き込まれましたが、幸い当時の荒木町長、家入福祉課長の英断で天津小学校と室小学校に学童保育が誕生したわけであります。その学童保育は

広まり、今ではなくてはならないものとなっております。しかし、当時開設に向け運動していた私たちから見ると、できてからのうれしさの反面、新しいものをつくるというのは大変だと実感したと思います。

ちょっと横路に逸れましたが、今、大津町には公立の幼稚園が2つあります。大津幼稚園定員170名、陣内幼稚園定員85名、私立の幼稚園は、大津音楽幼稚園定員260名、白川幼稚園定員160名、全て満員であります。今現在、大津町の幼稚園には入れない幼児の何人かは近隣の町の幼稚園に通っております。ある日、住民の方から電話がありました。大津町内の幼稚園には空きがないということで、仕方なく子どもを菊池市の幼稚園に通わせております。大津町の私立幼稚園に入園するときに2万5千円町から補助金をもらえると聞きました。町外に通わせると補助金はもらえないそうです。おかしいではありませんか。私たちは大津町内の幼稚園に空きがないから仕方なく菊池に通わせているんですよ。私たちのほうが補助金をもらうべきではありませんか。不公平ですと、こういう内容でありました。調べてみますと、大津町には大津町私立幼稚園入園料補助金交付要綱というのがあり、その第2条に、入園料補助金は、本町に居住し、町内の私立幼稚園に幼児を入園させ、入園料を納入した保護者等に対し、次に定めるところにより補助金を交付するものとする。1、園児1人当たり限度額2万5千円とあります。この部分でございますが、やはり住民の方から電話がありましたように、これには少し矛盾があり、不公平ではありませんか。お尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の私立幼稚園の入園料の補助金についてのご質問でございます。今、議員おっしゃるように、大津町では公立・私立幼稚園等の負担格差の助成を目的として、保護者等の負担軽減につながる措置として大津町私立幼稚園入園料補助金交付要綱を平成19年に制定、平成19年度より施行ということで、本町に居住し、町内の私立幼稚園に幼児を入園させ、入園料を納入した保護者等に対し、園児1人当たり2万5千円を限度、実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度額とするとして補助金の交付を行っております。本年、この制度も6年目を迎え、坂本議員のご指摘のケース、町内の私立幼稚園が満員でやむを得ず町外の私立幼稚園に入園させざるを得ないケースが発生し、所管の教育委員会、学校教育課で検討していたところです。今後は町内の私立幼稚園の2園と調整を図りながら、当補助金制度の必要性、公平性を確保し、補助金の適正化を図り、本年度から施行できるよう前向きに検討していきたいと思っております。議員おっしゃるように、大津町におかれる保護者の皆さんについて、なかなか幼稚園に入ることが厳しい状況であるのは確かでございます。その2園の私立幼稚園に対しては、このような補助制度を設けておりますので、できるだけ大津町の町内におられる児童を入れてほしいという検討のお願いの文書を出しております。内容によりまして、二つの幼稚園等についても、町外の子どもたちが来ておりますので、そういうことのないように今検討しながらお願いをしておるということで、そのような取り組みをそれぞれの園で今検討をされ、実施されておるところもあるようでございますので、そのような形で、できるだけ町外の幼稚園に行っている方、今回については申請があった段階で遑って支払うということになるかと思

ますけれども、できるだけ大津町の中で幼稚園教育を受けていることによって、それぞれの学校での友達の輪も広がってくるために必要ではないかということで、幼稚園関連の経営者の皆さんにもそのようにお願いをしておるといような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 第2問目に入ります。

大津小学校の分離校として、来年4月に美咲野小学校がオープンします。保護者の方々は準備委員会をつくって心待ちにされていることと思います。これも振り返れば20数年前に当時の西岡町長が当時の大津小学校がマンモス校になったので、新しい学校をつくりたい。さらに、この際、大津小学校を廃校にして新しい学校を西と東に2つつくりたいと発表されました。この部分は私は一般質問一回言ったことがあるんですけども、少し聞いてください。そこで私たちは、大津小学校の名前を残せという運動を展開し、名前を残すことに成功したわけですが、今度は新しくできる新大津小学校のPTA準備委員会の委員長をやれとPTAのほう、あるいは皆さん方から言われお受けしたしだいです。このPTA準備委員会は、新しい学校に赴任する先生方がまだ誰かもわからない中で、まだ先生がいない中で、保護者だけで新しいPTAの設立に向け準備をするわけでございます。そこで、私たちは気付いたのですが、何も無いところに組織、やり方、ルールの素案をつくるのは素晴らしいことだなということに気がつきました。まさに、改良、改革がいかんなく発揮できる場面でした。日本というところは割と保守的な国だと思うのですが、一度できた体制を崩して改革・改良するのは易しいこととは言えません。先ほど学童保育のことを述べましたように、新しいものをつくり出すときもかなりの抵抗を受けます。しかし、何も無いところに新しいものをつくるのは抵抗がありません。思う存分素案をつくっていけるということでもあります。その準備委員会で、皆さん方で話し合ったことのほんの一部なんですけど、地区の呼び方が今までの学校は、これは旧大津小学校ですね、一分団、二分団という消防団みたいな古い呼び方をしておりましたが、これは時代にそぐわないから子ども会に変えよう。どこの地区かわかるような呼び方にしようではないか。例えば、引水子ども会、灰塚子ども会などがあります。そういう案をつくって皆さん方で、地域で検討をしながら、現在多分こういふふうに呼んでいると思います。

2番目に、PTAの役員にはお母さん方が多いから父親も出て来れるような組織にしようということでもあります。母親だけだと意見が偏る、バランスを考えたほうがいいと、こういうことはみんな考えていたわけですけども、先ほどから言いますように、現在ある組織を改良・改革するのはなかなか難しかったですね。だけども、何にも無いところから素案をつくるんだったら、いとも簡単にこれはできました。以前私PTAの研修会をやっておまして、これもずっと20年以上前の話ですが、阿蘇の、たしか佐藤さんという方だったと思うんですけども、講演会を開かれて、鳥の話がされました。鳥は、まずオスの鳥とメスの鳥がおり、子育てをするのですが、母親の鳥は一生懸命子育てをする。しかし、ある日、いつか父親の鳥はその鳥を巣から下に落とすと。要するに、自然の摂理の中では、父親と母親というのは、自然と違う動きをするんですよと。この父親の役割は自立させることですよと、そういうことを講演会でおっしゃいました。だから、自立させるためにいつまでも巣にい

てはいけない、巢から早く出ていけというふうにして子どもを突き落とすと、こういうふうな話でありました。それが人間に当てはまるかどうか、私はわかりませんが、しかしながら、そういった部分もあるだろうと。とにかくお母さんだけで物を考え進めるよりも、そこに父親も加わってやったほうが、より自然な社会に近い意見が出てくるのではないかと。これをちょっと進めますと、男女共同参画型社会とちょっと似ているのかもしれないかもしれませんが、そういうバランスを考えたほうがよいということで、そういう考え方を入れて、ある程度そうなるようにPTAの組織を企画したわけがあります。そうしますと、その企画した段階で、さあ、これからの大津小学校PTAというのは、こういう形になるだろうと。目に浮かんでくるような形、例えばそこにこういう人がいて、こういうお母さん方がいて、お父さん方がいてと、そういうことを皆さんで夢見ながらやったわけでございます。そういうことで、このPTAの準備委員会というのは、非常に大事なものだと思っております。ただ、今まで前の学校、つまり大津小学校でやっていったとおりでいいやというふうに加え、帳面消し程度に考えて進めていたら進歩はないかもしれません。しかし、美咲野小学校PTAの準備委員会も頑張っておられることでしょう。そういう中で、今、美咲野小学校のオープンを皆さん期待して待っているところでございます。

1番、今の段階で各学年の生徒数、学級数はどれくらいになるか。

2番目、大津小学校の分離校ですが、基本的には現在の大津小学校の先生が赴任されるのか、あるいは全く新しくなるのか、全然わからないのか、教育委員会にお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） こんにちは。坂本議員の美咲野小学校についてのご質問にお答えいたします。

議員のほうからお触れいただきましたように、来年4月の開校に向けまして、施設整備面は準備を整えて、あと残りわずかとなっております。ぜひ新しい学校として該当地区の保護者・子どものみならず、町民の皆さん方からも喜んでいただけるような学校にしたいという願いを持っております。施設面につきましても、地域と共にある学校づくりが進められるような形態の学校づくりのための施設設備も一部考えて導入しているところでございます。

また、PTAはPTAのほうで、先ほどおっしゃいましたように、美咲野小学校、まだPTAという組織はできておりませんが、準備委員会ということで、今、大津小学校の中で立ち上げられまして、諸々の検討をなされている段階でございます。私どももそちらの皆さん方と意見交換しながら、遺漏のないような形で開校に結びつけていきたいと考えているところでございます。

ところで、まず今の段階での各学年の児童数、学級数はどれくらいかというお尋ねでございますけれども、本年10月1日現在、通学区域は後迫区の一部、上大津区の一部、それから美咲野区、高尾野区、新小屋区になりますけれども、今申しました通学区域の住民基本台帳の登録によりまして、来年の4月に開校する美咲野小学校の各学年の児童数と学級数は次のとおりでございます。1年生が3学級の101人、2年生が3学級の94人、3年生が3学級の91人、4年生が2学級の77人、5年生が3学級の83人、6年生が2学級の68人となっております。1、2年生は35人学級、3年

生から6年生までは40人学級による学級編制でございます。通常学級が現在16学級、全児童数が現在のところ511人となっております。ただし、現段階では特別支援学級の新設がまだ県教委のほうで決定されておりませんので、障害児学級になるだろうと思われる子どもたちも、今、通常学級の中に入れた中での学級数でございます。特別支援学級の新設につきましては、熊本県教育委員会のほうに4学級の新設を今お願いしているところでございます。知的障害児学級1学級の対象児が4人、自閉症、情緒障害児学級が2学級の9人、病弱児学級が1学級の1人でございます。この要望が通れば通常学級が16、特別支援学級が4、合計20学級となります。現在もなお引き続き美咲野小学校校区におきまして、美咲野地区を初め、周辺の住宅建設ラッシュが続いておりますので、児童数も今後また増えると思います。ですから、現在の推移を見ていきますと、来年の4月の開校時には多分550人を上回るのではないかと見込んでいるところでございます。

次に、美咲野小学校は天津小学校の分離校であるが、基本的には現在の天津小学校の先生が赴任されるかということについてのお尋ねに対してお答えいたします。平成25年度の教職員異動につきましては、基本的には熊本県教職員異動方針並びに異動細則に基づいて行われます。その方針の主なものを申し上げますと、1番目は全県的視野に立ち、勤務実績に基づき適材を適所には位置する。2番目に、職員組織の適正化のため、広域交流及び異校種間の交流を積極的に行う。3番目、校長・教頭の人事については、指導・運営能力等を総合的に勘案し、適材を確保するとともに、若手の登用に努める。4番目が、新規採用教職員については、将来にわたっての育成も考慮しながら適正配置に努める、これが大きな方針でございます。この方針を踏まえまして、また異動細則が細かにあるわけですが、主なものを紹介しますと、次の者については、特に異動を考慮するという項目がございます。それはどういうものを指すかと申しますと、現任校に引き続き7年以上勤務の者。それから、同一地域内、例えば天津町内の学校を引き続き15年以上勤務している者。この者については、原則として異動をさせるということでございます。それから、初任以来3年を経過した者。3年採配というふうに呼んでおりますけれども、初任以来3年を経過した者は、原則として再配置を行うというものがございます。逆に今度は交流を行わないことを原則とするというものについては、管外交流です。例えば菊池管内から玉名管内とか、その他の管内に異動をさせようとするときにはですね、同一教育事務所管内の勤務が3年未満の者、そういうものは管外には出さないという大きな決まりがございます。それから、管内交流、菊池管内にあっては、同じ学校にまだ勤務年数が2年未満の者、この者については原則として異動は行わないということです。それから初任以来3年未満の者、こういう細則がございます。ただし、学校全体の活性化とか、また教職員個々人の諸々の環境を考えてどうしても異動させたほうがよいという場合には、この細則以外の異動もあり得るということでございます。

そのような方針と細則に基づきまして、異動事務は大まかに説明しますと次のような順序になります。まず異動調書と申しまして、教職員個々人の希望と家庭事情等を提出する書類がございます。その書類を校長に出しますので、その個々人が出した異動調書に基づいて校長が一人一人の教職員と面談を行います。またそれを踏まえて、校長と私教育長とで次年度の学校教職員組織の適正化または学校運営上の課題等について意見交換をします。それぞれの学校の次年度の教職員配置構想を立てます。

それを持ちまして、菊池教育事務所のヒアリングに教育長と校長は臨みます。必要な要望事項はこのとき強く伝えていきます。3回ほどありますので、その機会を捉えて必要性等を踏まえて要望してまいります。しかし蓋を開けますと希望どおり、要望どおりにならない場合が多いのが現実でございます。ただ、美咲野小学校は天津小学校の分離校でありますし、新設校でありますので、教職員配置については特段の配慮が必要であると考えております。児童保護者、地域の実態を知る者、それから天津小学校のよさを引き継ぎ新しい息吹を吹き込める者の存在が必要であります。ですから、相当数は天津小学校からの異動をお願いしなければならないと考えております。また、分離後の天津小学校の活性化にも配慮しなければなりません。大規模解消によって天津小学校も美咲野小学校も子どもたちに目が届き、教育が充実し、効果的であったと実感していただけるような、そういう職員組織を配置しなければならないと考えております。そのための条件整備の一番は、今言いましたように、もう教職員の適正配置でございます。両方の学校を視野に入れまして、実情を細かに伝えて、適正な異動がなされますように強くこの後のヒアリングで要望を伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） 私もその一般質問で美咲野小学校をぜひつくっていただきたいと要望・提言してまいりましたし、家入町長がそういうふうになされたことは、非常に素晴らしいことだったと思います。この前の9月に、私たち経済建設委員会では建設途中のこの美咲野小学校の中を見せてもらったんですけども、より素晴らしい学校だなというふうに思いました。やっぱしこれからの新しい天津町をつくっていくのにふさわしいような活力ある学校になっていてもらいたいと思います。

これで終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

午後2時41分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成24年第5回大津町議会定例会会議録

平成24年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成24年12月6日(木曜日)

出席議員	1 番 金 田 俊 二 2 番 府 内 隆 博 3 番 吉 永 弘 則 4 番 源 川 貞 夫 6 番 大 塚 龍 一 郎 7 番 新 開 則 明 8 番 月 尾 純 一 朗 9 番 坂 本 典 光 10 番 石 原 大 成 11 番 手 嶋 靖 隆 12 番 永 田 和 彦 14 番 宇 野 光 廣 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 大 田 黒 英 生
欠席議員	13 番 松 永 幸 久
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 堀 川 美 紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 総務部総務課長 田 中 令 児 副 町 長 徳 永 保 則 企画部企画課長 杉 水 辰 則 総 務 部 長 岩 尾 昭 徳 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 徳 永 太 企 画 部 長 木 村 誠 総 務 部 長 藤 本 聖 二 福 祉 部 長 中 尾 精 一 総 務 課 行 政 係 長 土 木 部 長 中 山 誠 也 企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 兼 ね て 行 政 推 進 係 長 白 石 浩 範 併任工業用水道課長 経 済 部 長 西 本 昇 二 教 育 長 那 須 雪 子 子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春 教 育 部 長 松 永 高 春 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 岡 秀 雄

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

なお、松永幸久君より欠席の届け出がっておりますので報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

源川貞夫君。

○4 番 (源川貞夫君) 皆さん、おはようございます。通告順に従いまして、ただいまから 4 番議員、源川貞夫が一般質問を行います。今回の質問は 2 問でございます。一般質問も 2 日目に入りまして、昨日、同僚議員からもまちづくりについて、町民と町との協働のまちづくりということで同じような質問がありました。重複するところがあるかもしれませんが、質問をいたします。

まず、1 問目は社会資本整備総合交付金についてであります。この社会資本整備総合交付金とは、どのようなものに対して出するのか、具体的に例を挙げて説明をお願いしたいと思います。平成 1 9 年度から平成 2 3 年度まで 5 カ年を前期としてまちづくり交付金事業の約 5 0 数億円を活用いたしまして、駅前楽前線等の道路の整備を主に、そのほかアルコール工場跡地利用、駅及び駅南側の整備、それから中心市街地整備等をやってまいりました。まちづくり交付金事業といたしまして、前期が終わり後期としての 5 年間の事業はどのようなことに力を入れて取り組まれるのか問います。いつも町長は、町民との協働のまちづくりと住民主体、みんなでつくる大津町と言われておりますが、まちづくり推進協議会は今年の 3 月に解散をいたしました。今後のまちづくりについて、町民が提言や要望ができ、一緒に参加できる組織なり協議会等をつくる考えはないのか、お伺いいたします。

政府は、従来の個別に出していた補助金を一本化、統一化した社会資本整備総合交付金という名目に代わり、その中には道路、下水道、治水、住宅、まちづくり等があります。その中の一つの事業として、まちづくり交付金事業が入っていると思われまます。具体的に、従来のまちづくり交付金事業としての個別に該当する事業にはどのようなものがあり、またその計画を大津町として、町長として考えておられるのか問います。

今月の 2 5 日で家入町長の 2 期 8 年の任期が終わり、3 期目に向けて立候補されますが、今後の大津町の方向性を示すのが今議会が最後であります。6 月の議会でも質問いたしましたが、人口が減少している他の市町村から見れば、大津町は人口が増えていいなとうらやましがられることがよくあり

ます。きのうも同僚議員からも言われましたけれども、人口が増えるということは、町にも活気が出てきます。しかし、それに伴い、インフラ整備等、いろいろなものが必要になってくると思います。大津町が今までのように、今後も人口が増加し続けるための将来像、ビジョン等をどのように描いておられるのか、町長にお聞きいたします。

1 問目、終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。源川議員の社会資本整備交付金関連等についてのご質問にお答えします。

まず、社会資本整備交付金の内容については、後ほど担当部長のほうから詳しく説明をさせていただきます。平成19年度から平成23年度までの5カ年間で進めてまいりましたまちづくり交付金事業ですが、これにつきましては平成17年大津町振興総合計画の策定時に、各地域で校区別の意見交換会を実施し、さらには住民アンケート調査等により、住民の意向を聞き、要望が強かったものを中心に構築したものでありまして、町中心部の振興を図るための事業として、JR肥後大津駅を中心とした550ヘクタールを整備区域とする各種の事業を実施してきたところでもあります。議員ご質問の平成23年度までの5年間に続く後期5年間の事業はどのようなになっているかについてですが、平成24年度からの事業につきましては、前期5年間の計画の残事業を中心として展開しているところです。すなわち、前期で完了しなかった駅前楽善線や門出2号線などの道路整備、あるいは前期に事業展開できなかった上井手景観整備などを後期の継続事業として計画し、さらに基幹事業に関連性がある効果促進事業としてのリフト付きマイクロバス購入など、補助対象に含めた事業を策定しております。住民の意見をどのように反映するかについてですが、前期事業では、まちづくり協議会を立ち上げ、意見交換会を行いながら、中心市街地の再開発を進めてまいりましたが、新たな社会資本整備事業総合交付金につきましては、今回の計画が前期計画の継続事業を中心としたものでありますので、協議会などは立ち上げておりません。議員ご質問の住民間の声を反映するためには、現在各地区に配置しております地域づくり推進員である役場職員により、各地域の意見を聴取していきたいと考えております。

このような事業を推進する中で、計画的なものとは進めなくてはならないものがたくさんありますので、将来の夢の展望と言われますと、駅前楽善線の完成に伴うところの北部台地関連等の都市計画用途地域の見直し関係や排水関係が駅前楽善線で計画予定しておりましたけれども、給水関係の問題がございますので、新たな台地の排水事業の計画を取り入れてやっていかななくてはならない大きな課題もあるかと思います。もちろん、そのような事業とともに、文化ホールからジャスコ駅前関連等の南側の道路関連につきましても推進を図りながら、地域の活性に役立てていきたいというようなことを考えております。もちろん、57号からマルショクのところの道路、後迫線でございますけれども、これにつきましては前に菊池の排水関係の事業に伴いまして計画をしておりましたけれども、一応中止になっておりますけれども、我々役場のほうでも調査いたしまして、大変危険な水路に上がっておりますので、いつ陥没するかわからないというような状況でございますので、この辺の検討を県

と十分相談しながら道路の改良関連等もやっていかななくてはならないし、あるいは新生町の東側になりますけれども、前々から救急車も入らないとか、そういうような箇所がございます。そういう箇所の離合箇所関連等の整備計画を今やっておりますので、そういう住宅生活の安全性を考えたところでの道路整備関連をやらせていただければなというふうに考えております。

詳しい内容につきましては、また担当部のほうで計画をしておりますので、具体的に説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 源川議員の質問にお答えいたします。

まず、社会資本整備交付金事業の制度についてご説明申し上げます。まちづくり交付金につきましては、平成14年に三位一体改革の流れの中で、地方分権の趣旨を踏まえて、従来の単独の補助制度から新たに統合された補助制度として創設され、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的に創設されました。さらに、それぞれの町が個性あふれるまちづくりを進めるため、地域の歴史、文化、伝統、風土等の諸条件と住民ニーズや地域が抱える課題を把握し、それに対応したまちづくりを推進してまいりました。また、まちづくり交付金は個別事業に対する支援制度ではなく、都市再生整備計画に基づく支援制度で、その都市再生整備計画に記入された内容の範囲内であれば柔軟に対応できる交付金制度でした。そのまちづくり交付金は、平成22年度から社会資本整備交付金として名称が変更されました。これは、従来からの国土交通省関係の補助事業を全てこの名称に統一したものであり、まちづくり交付金も、その枠組みの一つとなるように制度化されております。すなわち、国土交通省の各種事業を、1、活力創造基盤整備、2、水の安全・安心基盤整備、3、市街地整備、4、地域住宅整備の4つの分野として基幹事業に位置付け、その分野ごとに整備することとしております。大津町関連では、都市計画関連の旧まちづくり交付金と公営住宅整備補助金、道路整備課関連の道路整備補助金、下水道課関連の下水道整備の補助金がありますが、それらの全ての名称が統一され、事業としては各分野ごとに実施しております。なお、補助率は旧補助事業がそのままスライドされておりますので、旧まちづくり交付金関連は補助率が40％になっております。

次に、平成24年度からスタートしております社会資本総合交付金のまちづくり交付金事業分野の現計画ですが、先ほど町長から説明がありましたとおり、前期のまちづくり交付金事業の継続事業、さらに前期計画で後期事業として予定されていたもの、そして基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業として現実に行っている事業を補助事業として財源を補填するように計画しております。現在の事業として具体的に上がっているものにつきましては、継続事業として都市計画道路駅前楽善線や、それに関連する町道室新生通り線、駅周辺整備に関連する門出2号線があり、前期計画で後期予定事業として位置付けられていたものについて、上井手公園整備、上井手景観整備、町道美咲野大津線や大津小分離新設校区内の通学路整備などがあります。また、基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業として、小型動力ポンプ購入、小型動力ポンプ積載車購入、リフト付きマイクロバス購入などの事業を計画しております。現在のこれらの事業を総合した現

時点での合計金額は5カ年で14億4千万円となっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 今、さすがに広範囲といいますか、全ての分野に広がっているといいますか、それを一本化されているということですが、先ほども言われましたように、まちづくり協議会での提案できてない分、特に上井手地区ですね、上井手の駅前から上井手線の公園づくり、それは今どの辺まで進んでいるのでしょうか。というのがですね、上井手の学習会とか、それから区長さん、町民の意見集約のための区長さんたちとの懇親会、それから文化財保護員とも一緒に会議をしていきたいとか、歴史体験ゾーンとして、散策エリアとしての方向性をより具体化して、上井手地区住民との協議の充実を図りたいというのが今後の課題として協議会のほうから出されていると思いますけれども、それは具体的に実施されているのか、また今からされるのか。特に今回、7月の大雨によりまして、きのうも言われましたけど、私も現場を見に行きましたけど、まずこちらのほうから言いますと鶴口の橋のところですね、林食堂さんのところ、それから光尊寺のところ、それから小松屋のところ、何箇所がですね、特に新しく今、駅前楽善線ができたところに流木がつかえて、商店街のほうといいますか、駅のほうに水がどんどん流れてきておりました。ということは、まず上井手を整備しないことには、公園をつくっても、また同じようなことになりやせんかなど。やはり上井手の改修が一番先決問題といいますか、今現在も復旧工事を、大松山の下あたりされていますけれども、それは復旧であってですね、大々的な洪水対策というのが、土地改良区のほうでも議論されておりますけれども、今日も朝出てくるときにある人から言われました。もうさしおり、上井手の中にブルドーザーを入れてでも、ユンボを入れてでも、確かに蛇のように曲がっております。曲がっているところは、みんな砂が溜まってですね、たしか20年ぐらい前にも話が出たそうですけれども、ブルドーザーなりユンボを入れる、いつでも入れられるような用地確保といいますか、それは住民の方から理解ができると。してもらえばですね、まずそのいろんな嵩を上げたりする前に、それも必要ですけども、それと平行して今溜まっている泥を、具体的な話が去年ぐらいに100万円ぐらい予算を組んでもらうような話になっていたんですけれども、それも流れてしましまして、水害が起きたというようなことでございます。そういうのも含めましてですね、上井手対策が一番必要じゃないかなというふうに思います。その点についても、答弁をお願いします。どの辺まで進んでいるかですね。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃるように、上井手関連の観光と文化というような形で、それぞれの団体の方が子どもたちや、あるいは町外の皆様とともに学習を進められているのは確かでございます。まちづくり協議会のほうにおきましても、上井手振興の部会もつくられてご意見も伺っているというふうに思っております。もちろん上井手の問題でございますけれども、今、大々的に大松山、あるいは日吉神社までの間とか、あるいは鶴口橋の近く、そういうようなところを今やらせていただいておりますけれども、それは新農地・水関係の事業でやっていただいております。我々としては、例えば大松山の上は、大田黒製材所に行くまぶ（間歩）がちょうど町道の下を走っておりますの

で、その辺の関係です、どのような対策が採れるのかというような宿題もいただいておりますし、またその町道と上井手河川との間の区間をどのような対策ですか。今、ただ雑木を切っておりますけれども、将来的にまた竹が生えたりいろいろするから、その辺の管理をしっかりとどうするのかという地元からの宿題もいただいております。これは、もう工事のときに説明をやってきた段階で地元からの意見もそういうふうになってきているというふう聞いておりますし、我々もこの大松山から昭和園までの散策、観光ルートとしての位置付けをするならば、やっぱりそういうところの町道とか、そういうものの区間をしっかりとした景観を整えなくてはならないというふうにも思っております。もちろんそういうような上井手関係等については、逐次今後の計画の中の素案をしっかりとつくりながら、それぞれの協会、観光準備委員会も立ち上げておりますので、地域の皆さんと共に相談をしていきたいというふうに思っております。

昔、4、5年前になるかと思っておりますけれども、上井手沿いに新緑の木を植えようかというようなことで民間の方にお願したんですけれども、土手がくずれるとか、石垣がくずれるとか、いろんな形でちょっと抵抗があったというようなことでありますので、いろんな形で今後について十分な検討をしていくためには、地域の皆さんとも我々としてその観光ルートの目的、あるいはそういう施設関連等については、関係機関の皆さん、あるいは関係者の皆さんと十分相談しながらやっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 町長のほうからまとめたような形で答弁いただいたんですけれども、先ほど最後に言いましたけど、応急措置じゃないですけれども、泥を今、溜まって堆積している泥がどやんかならんかなという話が、きょうも朝言われましたし、それも十何年前か、一遍、特に小学校ができる前に引水の上が堤防が決壊して、今の小学校のところに水が流れてきたのは、ちょうど私が消防団に入ったときだったと思うんですけれども、そういうこともありました。その後、1回ぐらいはあの辺をしたと思うんですけれども、全体的にですね、あっちこっちで曲がっているところの内側というのはどうしても土石が溜まります。それをしても、また4、5年もしたらまた同じようになるという話もありますけれども、そういうので、先ほども言いましたように、100万円ちょっと予算を組んで去年してもらはずでしたけれども、それも優先順位といいますか、そういう形でできなかったんですけれども、近いうちにそういうのをしてもらえればということもあまして、ちょっと答弁のほうをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 今の源川議員の質問でございますが、上井手の中に土石が溜まっているということでございます。予算等は要望したということでございますが、今、町長が申しましたように、水利事業、灌漑排水事業で事業整備を行っているところです。仮に浚渫をした場合に、今の灌漑施設の事業は、ずばり南側ですけれども、野面石というところがまだ残っております。現在してある護岸の分、野面石がありますので、あまりにも浚渫していきますと、今度はそこから水が漏れるというような状態で、今、そのこのところの補強の護岸工事をさせてもらっておりますので、そのこのところを十

分また調査はしますけれども、現実にはそこがまず護岸が壊れないようなところを補強しておりますので、当然今後については、浚渫についてはですね、考える部分があるかとは思いますが。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 何しろですね、民主党政権に代わってからということを書いていいか知りませんが、土地改良区の予算も65%がカットされました。去年、今年とまた県のほうからも少しずつ補正、補正で補充はしてもらったんですけども、やはり65%カットに、それに対して90%、95%というような予算しかありませんので、なかなかこう厳しい面もあると思いますけれども、町のほうでも少しでも予算立ててもらえるのがあればですね、お願いしたいというのが私の願いでございます。

続きまして、次はこれもきのうも出たと思うんですけども、大津町は日本一の子育てしやすい町、子育てに優しい町を目指しております。これをもっとほかの市町村に我が町をPRし、子育てするなら大津町でと、住むなら大津町にということを経験した形でPRをしてもらい、転入者が増え、人口が増えることを願うものであります。それに関連しまして、保育園の待機児童の現状と今後の対策についてお聞きしたいと思います。来年ですね、平成25年度、来春の入所園児募集が11月30日で締め切られております。その後も随時募集をされるということでございますけれども、現時点で、12月1日といたしますか、11月30日でもいいんですけども、大津町の待機児童の状況をお伺いしたいと思います。新設のよこび保育園が90名、これは定員ですね、家庭的保育所が15名、既存の6つの保育園が各々120名、その内の1つ、杉水保育園は140名の定員となっております。このように、定員増により待機児童の解消になっているのか、これもお伺いいたします。定員に對しまして、話によりますと25%ぐらいまでの140名から160、70名程度の入園者で園のほうにはお願いされているということですが、それもいろんな要件がありましてですね、敷地面積とか、先生の人数とか、生徒に対しての人数とか、そういうのもあるそうですけれども、そういう形で今されておりますけれども、今後5年後、10年先とまではいきませんが、一応5年、10年先までの予想としてですね、先ほどから言っています人口、特に子どもの数が増えていけばいいんですけども、それが10年後ぐらいになったときに、どこで調整といたしますか、されるのか。悪いことは考えんほうがいいんですけど、いい方向で増えていくことを願いたいんですけども、やはりそのときの状況によって変わるとは思いますけれども、そこはどこで、調整という言葉がいいか何かわかりませんが、それもちょっとお伺いしたいと思います。

それから、兄弟で別々の保育園を、同じ保育園じゃなくて違う保育園に通わせておられる親御さんがおられるのか。それか、保育園に預けるのはあきらめたという話も聞きます。別々の保育園に兄弟で行った場合、保育園の行事とか、送迎もされている保育園が多いんですけども、そういう送迎とか、そういう面で相当お母さんといいますが、ご主人の場合もあるかもしれませんけど、そういうのに影響があると思いますけど、そういう方がおられれば、もし数字がわかればですね、わからんと思いますけれども、多分そういう方もおられると思います。先ほど言いましたけど、調整じゃないですけども、人気がある保育園には順番待ちのようになったかと思うと、人気がないといいますが、評

判がよくない幼稚園がもし出てきたら、そっちのほうは空きが出るというようなことも起きてはきやしないかというように思いますけど、その辺もお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の待機児童関連でございますけれども、これにつきましては、町の子育て支援に関する行政政策につきましても、議会の同意と理解をいただき、県下でも子育てしやすい町として、出生や転入者が増加している状況であることは、もうご承知のとおりだと思います。これまでに保育所の環境整備にも力を入れてまいりまして、児童数の増加や核家族化や共働きによる保育所のニーズも高くなり、待機児童の解消に努めておるところでもあります。10月1日の基準日の待機児童については、昨年度が37人でしたが、新規保育所開設により、今年度は12名となり、待機児童の解消に大きくつながっております。現在の就学前の人口を見ますと、出生数も増え、転入者も増加傾向にありますので、今後の保育所入所申込者数次第では、待機ゼロにするということは厳しくなってきたおるんじゃないかなと思います。新年度に向けてのよろこび保育園の定員を90名から120名に変更し、さらに各園と協議をしながら、弾力化による入園増、そして今回の補正でお願いしています家庭的保育室など、待機児童の解消に向けて取り組んでおります。もちろん、今は人口増で、これから10年ぐらいは大丈夫だろうというような施設の園長先生たちとご相談をしております。ただし、10年後、もし人口増じゃなくて減少になってきた場合については、待機児童の関係もなくなってきましたけれども、そのときには元に戻すというか、90名定員にお願いするか。それよりも、まだまだ減少するというような形になるときは、町立の保育園関連等で調整をいたしますということをお各園にお願いしております。もちろんそういうお願いの中で、定員120名の増員をお願いしております。もちろん施設保育園等については、やはり職員の雇用の関係もございまして、その辺を十分考慮しながら、何年か先までにはこういう状況であるという情報をしっかりと取りながらやらせていただきたいというふうに思っております。もちろん、先ほども前の議員さんの質問にありましたように、幼稚園2園についても、しっかりとその辺の対応をやっていただくようお願いを今しているところでありますので、だいた待機児童保育にかけるものでなくして、働きたいけれどもというような幼稚園希望の方もたくさんおられて、今、大分お待ちかねのようでございますので、2園に対しても受け入れできるような町民の皆さんの子どもさんが教育できるというようなことをお願いをしております。もちろん、各小学校と一緒にありますので、地元での幼稚園教育を希望しているというようなことで、2園の幼稚園にもそのようなことで検討をお願いしているというような状況でございます。

詳しくは、また担当部長のほうから説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） 県内に待機児童がいるのは、現在菊陽町、それから合志市、西原村、益城町、熊本市と大津町でございます。近隣では、平成25年4月から菊陽町で2園、西原村で1園が新たに開所する予定です。合志市においては、今年の4月から2園開所しましたが、8月時点で既に満杯状態となり、待機児童が発生しております。11月からは家庭的保育事業も開始

されているようでございます。本町でも待機児童解消の施策として、平成19年度から保育所整備に対する補助を行い、増改築4園、新規保育所創設の私立2園、県内初の家庭的保育事業にも取り組んでまいりました。保育所整備を行った結果、保育所定員も増加した上に、弾力的運用による定員以上の保育についても可能な状態にあります。10月に開所しましたよろこび保育園の90人に対して、10月に70人、11月には85人、12月には94人の入所となりました。

さて、平成25年度の保育所入所は、11月末現在で107人の申し出が 있습니다。来年3月の卒園時が173人おりますが、保育士に対する児童数制限のため、新年度の入所可能な数は110人程度と思われます。107人の申し出に対して110人が今現在入所可能な数ということになります。よろこび保育園の90人定員を新年度から120人に定員増の見込みでございます。さらに、弾力化による入所をお願いできれば、それプラス30人程度の入所が可能になるのではと期待しているところです。また、今回補正で予算計上しました新規の家庭的保育室の2カ所を整えば、0歳から2歳児対象に10人の保育が実施できます。年齢、保育士数や面積等により異なりますが、全体で最終的には150人程度の入所が可能になれば、現時点では待機児童の解消となるものでございます。しかし、今後12月以降の新規の申し込み状況しだいでは、待機児童が発生することとなります。入所希望児童数が多く、保育所への入所が困難状況ではありますが、なるだけ入所できるように努力してまいりたいと思っております。

それから、先ほどありました兄弟の件でございますけれども、担当のほうでは把握しておりますけれども、ここでちょっと数値は把握しておりません。ただ、そういう場合には、必ず内容等をお聞きいたしまして、園のほうと相談いたしまして、調整いたしまして、そのようなことにならないように入所をしている状況でございます。

○議 長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 先ほど菊池郡内といいますか、の状況まで言われましたけれども、合志市の場合ですね、受け付けする順番で3日間、私も正直言いまして徹夜しました、順番待ちで。その受け付けをするための順番ですね。園側としては、そこは言っていないけど、もう自然と早い者から受け付けるとい形でしょうね。だから、大津ではそういう多い場合は抽選されているのか、完全な順番なのか、受付順なのか。そういうこともありますので、町営住宅なんかは皆さんがおる前でガラポンか、そういうので抽選という話も聞きましたけれども、そういう保育園の定員に対して多い場合ですね、受付順なのか、それとも何日締めで締めた時点で抽選をされるのか。そのところをちょっとお伺いしておきます。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） 源川議員の質問にお答えいたします。

まず、源川議員のご質問の中で抽選ではないかということでございますけれども、多分幼稚園のケースをおっしゃっているんじゃないかと思えます。幼稚園は確かに、今、私立のほうで2園ございます。昨日の町長の答弁の中にもあったと思えますけれども、大津町以外の町村からも幼稚園の場合は申し込みして入ることができますので、私立の2園につきましては大変多くてそのような状況になってい

と思います。恐らく調整はされていると思いますけれども、抽選とか、そういったことではないか
と思います。保育園に関しましてはですね、一応申し込みを受け付けまして、内容を審査いたします。
その内容の中で、保育所入所の基準というのがございまして、基準の点数化をしております。そうい
う保育が必要な掛ける度合いといいますか、その度合いによって点数が高い順番に入れているという
状況でございます。

○議 長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 最初言いましたように、日本一の子育ての町ということを目指しておられます
ので、そして何遍も言いますが、子育てするなら大津町にしようと、家も大津に建てようというよ
うな形で、人口が増えることを望んでいるわけでございます。

これで、質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。10時55分より再開いたします。

午前10時42分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして一般質問を3項目に
ついて行いたいと思います。

まず、1項目につきましては、温暖化の対策と緑化推進について。2項目が、学校事故補償制度の
現況について。3項目が、町民相談の利用状況について伺いたいと思います。

まず、第1項目であります温暖化対策としての緑化推進についてでございます。京都議定書が19
97年に採択され、2005年に発動され、先進国の温室効果ガスの排出量を1990年のレベルで
5.2%減らしましょうということで約束がなされました。それも今の温暖化の原因をつくりだしたの
は、産業革命以降、化石燃料を使用してCO₂を排出してきた先進国がその範を見せなければならな
いという共通責任と言えます。原則でもありますし、先進国が先に対策をすると誓ったのですが、こ
の京都議定書の約束期間として2008年から2012年の間5.2%を先進国全体で目標を達成する
ということでした。日本はその中で6%という独自の目標を掲げまして進めたわけですが、
2005年の段階で1990年の排出量が7.8%の排出量を増加させていましたので、約14%の削
減が必要とされてまいりました。今後、抜本的な対策が強いられてまいりますが、2050年にこれ
だけの削減ができるかと言えば、代替エネルギーの開発とか、政治的取り組み、企業の取り組み、各
家庭での取り組みが肝要と思います。このような現況を踏まえて、私たち自ら身近な意識改革が不可
欠になってまいりました。地方自治体の姿勢が問われてまいります。温暖化の進行により、日本列島
も熱帯から亜熱帯へ移行する中で、自然による災害が頻繁に発生しております。また、低地では、車
両の増加に伴いましてCO₂の発生量も増加し、環境の再生が急務と思われれます。現状を見まして、
森林はもとより、低地で農地植樹による緑地化、豊かな地下水はもとより、保全機能並びに防火性能

向上、自然と人類との共生、合意形成の下に環境保全のために緑化推進は不可欠要素と思われます。よって、環境にやさしい街なみ形成ができれば、大津町に住んでみたい、住んでよかったと言えるような環境整備を行うためにも、町独自の総意により緑化推進要綱なるものを制定し、樹木、生け垣、植樹の意欲向上、植樹を図るため助成措置を設けることが肝要と存じます。町長の今後の取り組みの見解を伺いたいと思います。

1 項目目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の温暖化関連等に係る緑化推進のご質問でございますけれども、温室効果ガスの削減は、地球温暖化対策にとって極めて重要な手段であると思っております。きょうの熊日新聞にも記載されておりましたように、エネルギー活用関連等についての問題・課題が記載されておるといような状況で、心配をしておるところでもあります。当大津町におきましても、ご承知のように、振興総合計画のまちづくりの基本目標の中で、「人と自然、共に生きるまち」を1番目に定めて、広葉樹の森づくりや環境の森構想に基づき、周辺自治体や企業等の協力を得ながら、現在23団体、約129ヘクタールの植栽を行っております。また、平成元年度から「日本一のつつじの里」を目指して、毎年2千本を自治会や教育施設、福祉施設などへ無料配布し、さらに花いっぱい運動としてのパンジーなどの花苗を行政区などに半額助成で配付しております。そのような状況の中で、緑化の推進をしているところでもあります。さらに、発電時に温暖化の原因となるCO₂などの大気汚染物質を発生させない太陽光発電システムの導入に対しての助成制度や行政区などを対象にして、地域の自然・景観や環境の保全や整備に関する活動に対して、地域づくり活動支援事業の中で補助を行っております。これらの取り組みの中でも、環境の森や広葉樹の森づくり事業は周辺部に広大な森林が大きく広がる大津町の特性を生かした効果的な事業であると考えております。特に、京都議定書に基づく樹木等によるCO₂の吸収量は98%が森林による吸収、2%が都市緑化による吸収であるとのことですので、そのことから、森林への植栽についての効果が高いことが伺えると思います。議員の提案の樹木植栽等に対する助成事業につきましては、熊本市や菊陽町においては実施されておりますが、大津町において前述のとおり、多様な取り組みを実施しているところであり、事業効果や他の市町村の状況を検討する必要があると思います。また、道路や公共施設における植樹等につきましては、一度整備すれば維持管理費の確保が毎年必要になるため、近年はなるべく維持管理が少なく済むようにする傾向になってきているようです。緑化推進は大切なことであり、今後行政や企業、住民と一体となった事業展開をさらに推進してまいりたいとは考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の温暖化対策としての緑化推進についてのご質問で、他市町の取り組みについてお答えいたします。議員ご指摘のように、温室効果ガスの削減の一つとして、CO₂を吸収する樹木や植物の果たす役割は重要であり、大津町においては周辺部に広がる森林を生かし、広葉樹の森に57ヘクタール、環境の森に72ヘクタールの植樹を計画的に実施してきたところです。

京都議定書に基づく2010年度の樹木等によるCO₂の吸収量は4千990万トンとされており、先ほど町長の説明にもありましたように、そのうち98%が森林による吸収、2%が都市緑化による吸収であるとのことですので、このことからこれまで町が行ってきた森林への植樹の効果が高いことが伺えると思います。

ところで、議員ご提案の樹木植栽に対する助成につきましては、菊陽町において実施されておりますが、その実績については、補助率2分の1で限度額5万円の補助金を支給するもので、平成21年度は24件87万5千円、平成22年度は24件85万9千円、平成23年度は13件48万6千円の実績があります。また、平成24年度については補助率を3分の1に引き下げており、11月末現在で7件28万円が支出されている状況です。平成25年度以降については、さらに縮小する方向で検討していると聞いております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再質問を行います。

本町における緑化推進と環境整備につきましては、再度私はずっと提唱してまいりました経緯がありますが、確かに大津町は約500町歩の森林を有しておりますし、その涵養林としての役目は十分果たしていると思いますし、またCO₂の削減も果たしているということを今言われたとおりでございます。しかし、現状では車社会の中で排ガスの発生により、住み良い環境とは言えないと思います。大型トラクターとか通ると臭いがするというのが現況ですね。そういうことを見ますと、果たしてそのCO₂削減ができるかなという感じもしております。

それから、昭和36年、それから40年に入りましてから、特に街なみのブロック塀というのが普及しまして、もう30年を経過しております。多数見受けられますし、老朽化もしておるようでございます。強度の振動が発生した場合には倒壊するということは必然的にもあろうかというふうに感じます。特にその中でも通学路に面したところもかなりございますし、その辺を踏まえながら、今後ブロック塀あたりを取り除くときにはですね、必ず生け垣をするような奨励措置というのが大事ではないのかと思います。そういう手助けというのも、行政再度でも考えなければならないと思います。そういうことによって、住み良い街なみを形成していくということが大事ではないかと思います。先ほど熊本市、それから隣の菊陽町のことを出されましたけれども、このことについては全国的に取り組んでいる形が出ておりますし、先般、委員会研修で赤穂に行きましたときも、景観条例の一環として取り組んでいるということを見ました。いわばその緑化、特に宅地における緑化の修景工事ですね、修景工事といいますのは、生け垣をつくりますというような形を取れば、その2分の1は30万円を限度で助成するという措置も取ってございますし、そういうブロックを壊してつくる経費も見るといようなことでもございました。それから、既存の工場等が今までのフェンスあたりを取り除いて生け垣の、いわばグリーンフェンスをするということに対してもですね、資本金1千万円以上であれば6分の1ですかね、限度200万円ですがそういう補助も出しているといようなことで取り組んでおられるわけでございます。特に熊本市につきましてはもうだいぶ長いです。あれは、キャッチフレー

ズとしては、「あなたの周りを緑にしよう」というキャッチフレーズですけれども、家庭の森づくり、それから緑のまちづくりですね、それから事業所の森づくりという3つの大きいテーマの中で助成をしているということでございます。以前は、何十年前でしたか、熊本城にあがれば「森の都」といいますか、そういう雰囲気があったわけですが、現在はもう高層ビルあたりが立って、ほとんど森という感じはしません。そういうこともあったんだろうと思いますが、特にこれについては、いわば保全課を設定して取り組んでいるというような状況でもございます。

それから、先ほど町長のほうからつつじも日本一ということで取り組んでいるんだということもおっしゃいましたけれども、私も団地あたりもずっとみますとつつじがほとんど植わってないんですね、5分の1植わっているかな程度で、少ないわけです。ですから、そういうつつじあたりも一つの低木として緑づくりするならば、やっぱり1軒に2、3本ぐらいつつじを植えていくような状況にしなければと思うんです。そういうようなことも踏まえまして、特にこの助成措置というのは、促進するためには効果があるんじゃないかなというふうに感じます。

それと、運動公園の入り口の右側ですか、あそこにかかなりの面積が空白状態であります。弓道場のあるところまでですけれども。せっかくつつじの里であるならば、ああいうところを、玄関口をピシッとつつじを植栽していかなければならないんじゃないかなと思います。そこら辺、町長の考えはどうでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の緑化推進の関連でございましてけれども、議員お住みの美咲野団地については、建築条件の団地で素晴らしい団地ができているようでございます。そのように、コンクリートから植栽というような形にもっていければ、議員おっしゃるようにCO2の問題とともに地震関連等の災害の減少にもつながってくるものというふうに思いますとともに、大津町のつつじの町というようなこれまでの歴史の中での、どうも桜のほうに一步抜かれているような感じもしますので、そういう意味におきまして、つつじを植えていただけるような地域関連等につきましても、十分地域支援職員の中から説明をしながら、そういう中での事業の推進を図っていただければなということで、しっかりと大津町つつじの町としての推進を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再度質問したいと思います。やはり大津町は、景観ということに関してはなかなか疎いんじゃないかなというふうな感じもいたします。街なみの構成そのものがバラバラであるというふうなことでございまして、そういうことを考えますと、やはり緑化ということは、いわば快適なまちづくりの創出でもあろうかと思ひます。事業所、個人も含めまして緑化を進める必要があるということは十分認識されておりますので、ぜひ緑化促進の助成措置というのを検討されて、実践に向かって進めていただければと思ひます。日本一といいますと、やはり全体的、総合的につつじが植わってないと日本一になりません。そこら辺を十分認識されたほうがいいんじゃないかと思ひます。これももう7年になりますかね、群馬の館林市に行ったんですが、あそこあたりはもう750年のつ

つつじの木があるんですね。そして、駅から市役所まで5、600メートルありましたけれども、全部つつじがずっとこう軒先に植えてあった記憶がございます。そういうことで、やはりやるならば徹底してつつじの里をつくり上げていただきたいと思います。

次に、学校の事故補償制度の現状についてですけれども、事故で最も問題になりますのが重大事故の補償問題であると思います。その際、事故の救済をどのようにするのかという問題に留めるべきではなく、定期的に事前調査で不備箇所を発見後、速やかに施設の整備改善が必要ではなかろうかというふうに思います。学校の環境浄化及び教育条件の問題を含めて考える必要があろうかと思えます。よって、本町での過去3カ年の事故についてどのように対処されたのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） こんにちは。手嶋議員の学校事故の補償制度の現状についてのご質問にお答えいたします。

学校は、児童生徒の命を預かり、命を守る使命を担っています。ですから、常に危機意識を持ちながら児童生徒等の安全確保に努めなければなりません。このことを踏まえまして、学校保健安全法では、次のとおりうたわれております。第27条には、学校においては児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項について、計画を策定し、これを実施しなければならない。28条には、校長は当該学校の施設または設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障があると認めた場合には、遅滞なくその改善を図るために必要な措置を講じ、または当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする明記されております。これらに基づきまして、各学校は保健安全計画を策定し、安全点検及び日常的な安全指導を怠りなく行っております。法令では、定期の安全点検は学期に1回以上となっておりますけれども、町内の小・中学校におきましては月1回確実に行っております。そのほか、学校行事の前後や災害時等が発生しましたときには、臨時の点検もしております。また、児童生徒等が最も多く活動する箇所については、日常点検も行っているところでございます。教育委員会としましては、年1回専門業者による遊具の安全点検を行っております。また、年3回、教育委員と担当職員とで学校訪問をいたしますけれども、その折には施設設備等の目視点検を実施しております。点検等により不備や危険箇所が見つければ、学校で対応できるものは、即学校で措置し、学校ではできないものについては教育委員会が現場確認後、緊急性のあるものにつきましては予備費で措置をしているところでございます。安全確保に万全を尽くす努力をしておりますけれども、学校管理下においてやはり事故は発生しております。幸い過去3年間には重大事故は発生しておりませんが、重大事故につながりかねない事故は発生しております。例えば、一番心配しましたのは、平成22年でしたけれども、大津小学校の1年生が下校中、通学路の路側帯から急にはみ出しまして車道のほうに出たとき、後ろから来たワゴン車と接触し、車に巻き込まれるという事故がありました。救急車で日赤に搬送されましたが、幸いなことに命に別状はなく、回復し、後遺症もありませんでした。交通事故は命に関わる重大事故につながりやすいものですので、交通安全指導徹底をさらに図っているところ

でございます。

ほかに、学校内で休み時間や放課後や部活動中などにおいてケガをしたり、骨折をしたりなどは起こっております。今のところ軽微なもので済んでいます、その主な原因は児童生徒個々の不注意によるものが多いものでございます。落ち着いた学校生活態度、それから危険予知能力や危険回避能力を高める指導を、さらに強化していかなければならないと考えております。

ちなみに、学校管理下で児童生徒が負傷したり病気したりしましたときは、それが治癒するまで、最長10年間ですけれども、医療費が日本スポーツ振興センター災害共済給付によって保護者へ支払われます。この共済は、国と学校設置者と保護者の三者による互助制度でございます。保護者による掛金は小・中学校で920円、年間の掛金でございますけれども、幼稚園で270円となっております。この災害共済給付金を受けた町内の児童生徒は、平成22年度は小学校128件、中学校110件、幼稚園3件でした。平成23年度は小学校91件、中学校116件、幼稚園1件となっております。あつてはならないことですが、万一学校管理下で重大事故が起きて負傷疾病が治った後に残った障がいにつきましては、その程度により1級から14級に区分され、障がい見舞金が、また死亡に至った場合には死亡見舞金がスポーツ振興センター災害共済から支払われます。しかし、被災児童生徒に障がいが残ったり亡くなったりした場合、学校設置者の過失責任が問われた場合は、設置者は損害賠償を請求されます。設置者と保護者の間で示談、調停、判決などより損害賠償額が確定しましたら、設置者は既にスポーツ振興センターから給付された障がい見舞金や死亡見舞金と損害賠償額との差額を保護者に支払うこととなります。

命より重いものはありません。一人に一つだけの命を守るために、日常的な施設設備と生活上の安全点検並びに安全指導及び人的・物的面からの教育条件整備等に細心を払ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 質問ではございませんけれども、中学校、過去3カ年の間は、もうほとんど事故がなかったということでありまして、その前もあっておりますけれども、重要な事故にはなっていないようにあります。これは、やっぱり学校側の定期的な管理がなされていたということが言えると思いますし、その努力に対しまして敬意を表したいと思います。

詳しく、今、日本学校安全会のことについて説明いただきました。やはり我々が一番心配するのは、そういう大きな事故があった場合どこが責任を持つのかということが一番でございますし、またそれに対応していかなければですね、これはやはり児童たちに対しても済まないわけでございます。特に医療費輩出に対する見舞いとか、それから死亡見舞いとかというような高額になってまいりますので、その点を今後十分に、こういうことを使わないような状況になることを望むわけでございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3項目でございますけれども、相談に対する利用状況についてでございます。町民相談は、町民が気楽に行き、それなりに親切に対応されているということでもございますが、現状を見まして

も一般相談と、それから特別相談との件数、それから各部との件数をお尋ねしたいと思います。広報等では、ただこういうことをやっているということだけしか載っておりませんので、その内容として要望、苦情、照会とかはどのようなふうにあるのか、その件数等を、どのように対処されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の住民相談の利用状況等についてのご質問にお答えいたします。

町民相談については、法律相談、行政相談、年金相談、そして税務相談や特設人権相談、教育相談、そして消費者生活相談やDV相談、高齢者相談、障がい者相談、育児相談や心理相談を行っておりますとともに、そのほか社協に委託しております心配ごと相談や心配ごと児童相談や身体障がい者相談等を現在実施しております。それぞれ年1回の合同相談会から年2、3回の人権相談、月1回の相談や毎週1回の相談、そして教育相談などは毎週5回、または地域包括支援センターのように随時対応と、多様で幅広い相談ができるよう取り組んでいるところでございます。多様な住民ニーズに応え、住民の方々が安心して過ごしていただけるように今後も各種相談を充実させていきたいと考えております。相談の内容等につきましては、部長をもって説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 手嶋議員ご質問の町民相談の利用状況について申し上げます。多岐に渡っておりますので、初めに住民課所管での相談状況につきましては、2名の弁護士に委託しております法律相談が月の第2、第4金曜日、24回の開催で、平成23年度の相談実績につきましては年間135件で、相談事由の多いものから申し上げますと、一番初めに金銭、2番目に相続、3番目に不動産となっております。相談後に相談者が関係機関等の相談によりまして解決できる事例が多いようでございます。

次に、総務大臣の委嘱を受けた行政相談員1名によります行政相談は、月1回、第3木曜日に実施しており、平成23年度の相談件数は12件で、その相談の主なものにつきましては道路整備に関する相談や相続に関する相談等となっております。

次に、熊本年金事務所相談員3名によります年金相談は、月1回、第3水曜日でございます。平成23年度相談実績は272件、年金手続きについてのご相談となっております。これらの相談は全て無料での相談となっております。

次に、人権推進課では、人権擁護員による特設人権相談を6月、10月、12月の年3回、役場大会議室で開催をいたしております。平成23年度の相談並びに平成24年度10月までは相談はあっておりません。

続きまして、税務課所管での相談状況につきましては、南九州税理士会菊池支部所属で、町内の2名の税理士にて実施しております。10月から3月までの月1回の年6回、午前10時から午後3時まで住民相談室で無料で実施をいたしております。平成23年度相談実績につきましては16件ございます。相談内容では、相続税や贈与税などの国税に関する制度に関する相談が主なものでございます。また、町税につきましてはの相談につきましては、税務課で対応しているところでございます。

次に、消費生活相談につきましては、毎週火曜日、熊本消費者協会に委託して実施しております。相談内容につきましては、出会い系、ワンクリック詐欺、また高齢者は訪問販売の相談が多くなっております。件数につきましては、平成23年度で26件となっております。今後も多重債務者問題に対応するために、関係機関と連携いたしまして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育部所管での教育相談につきましては、教育支援センターにおきまして、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで相談を行っております。相談には事前の予約が必要でございますが、常時2人の教育相談員がゆっくりと時間を掛け、お話を伺いながら対応しておるところでございます。町民からの相談では保護者の方が最も多く、平成23年度では1千357件の相談のうち1千259件が不登校に関するものでございます。不登校の児童生徒が家から支援センターを訪れるようになり、教育相談員が子どもたちや家族の心の触れ、学校に通えるまでになった事例があります。将来を担う子どもたちの一人一人に応じた対応が求められ、家族、学校、地域と連携した相談事業となっております。

次に、健康福祉課所管での相談状況としましては、心配ごと相談が実施されております。相談といたしましては、相談内容が多岐に渡っており、家族、健康、生計が多くなっています。年代別と合わせて考えますと、生計中心者が家族や生計についての相談、または高齢者が今後の生計や健康のことについて相談といったパターンが推測されます。相談処理といたしましては、行政機関や社会福祉協議会等の他機関への照会が45.5%と多く、次に相談して話したことで安心されたのが27.7%となっております。解決を含めると8割以上の方が納得され、解決に至る道筋を見い出しており、一定の成果が上がっていると考えます。

次に、障がい者相談支援センターでは、相談員が受けた件数は年間相談人数と件数から一人に対して数回掛けて相談ごとを解決していくパターンがあります。児童と成人の相談の割合はおおよそ3対7となっております。相談内容としましては、福祉制度の利用や経済的なことが多く、成人はほぼ全体と相談内容の人員は変わりませんが、児童では教育や保育のことと福祉サービスの利用が相談内容の約7割となっております。福祉制度の改正などによりまして、わかりづらくなった福祉サービスをいかに生活に活用していくかが主な相談内容となっております。

次に、保健医療課の相談状況としましては、65歳以上の高齢者についての相談業務を地域包括支援センターにおいて対応しております。平成23年度における相談総件数は約1千200件に上り、毎年増加傾向にあります。分類といたしましては、困難事例や虐待関係の緊急性を伴う相談と一般相談、そしてそれ以外の緊急性の比較的小さい日常生活・介護・医療などに関する相談となっております。相談の対応といたしましては、地域包括支援職員、担当の介護支援専門員や介護保険係、社会福祉協議会の権利擁護担当者等が出席の下で緊急ケース会議を行い、関係者の意思統一を図りながら慎重かつ迅速に今後の打開策を検討しております。また、関係機関に引き継いだり保健福祉サービスの利用につなげたり、介護保険申請を行ったりしております。そのような一般的な相談の中で最も多い相談内容は、介護・日常生活に関する相談であります。次に多いのが保健福祉サービスについての相談でございます。高齢者外出サービス支援事業、はつらつ元気づくり事業、職の自立支援サービス事

業についての相談が主になっており、全体の相談件数のおおよそ20.9%を占めています。これらのサービス利用に関しましては、毎週火曜日に当センター内で認定会議を開き、利用が認められた方が実際のサービス開始となります。3番目に多いのが介護保健サービスについての相談でございます。通所リハビリ、訪問リハビリ、住宅改修についての相談が主であり、全体のおおよそ5.8%を占めております。

以上が主な町民相談の状況でございます。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再質問いたしたいと思います。

今、詳細に詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。状況等が把握できました。これに関しまして、各部門ごとに相談員が出ておられますけれども、この相談員の選考というのはどういう形でされて、任命されているのか。それから、任期はどのような形でされているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 手嶋議員の再質問で、相談員さんの任命、それから任期ということでございますけれども、それぞれに各所管でそれぞれの相談員さんがいらっしゃいますので、それぞれの相談員さん方に対しまして推薦またはその関係者の方々からのそういった要請に応じた形とか、いろんな対応で任命されているというようなことで、任期につきましては、それぞれの規定等の中で任期が規定されているというふうに思います。ただ、相談員さんにおきましては、町からの相談とそれ以外の弁護士さんあたりにつきましては委託協定とかいうような形がございますので、そういった相談内容に応じてそれぞれ協定委託したりとか、それぞれ任命とか、そういった形がそれぞれ違いますので、そのほか具体的にはちょっとそれぞれの所管で対応しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） これだけの行政相談をされておりますけれども、こういう中で、特に相談者と相談を受ける側のトラブルといいますか、そういうことは今までありませんでしたか。その辺をちょっと教えてください。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまのトラブル関係についてでございますけれども、それぞれにただいま申しましたような形で、ご説明申し上げましたような形でそれぞれの相談員さんとそれぞれにこの相談者の方が内容に応じてご相談なされておりますので、継続的にするものもございますので、それにつきましては、職員とまた相談員の方、また関係機関と連携しながら、数回なり掛けてじっくり解決へ導くというような形で相談をされていると思います。ただ、どうしてもできないという部分につきましては、やはり継続して対応しているというようなことが現状ではないかなというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 丁寧な説明いただきましてありがとうございました。町民の相談ということは、やはり町民の一つの考えといいますか、ニーズあたりも把握できますし、また行政に対する要望等も見えてくるんじゃないかなと思います。大変相談される方々にご苦労されているかと思えますけれども、やはり住民が安心して生活できることが願いでございますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時39分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成24年第3回大津町議会臨時会会議録
- 平成24年第4回大津町議会定例会会議録

平成24年第5回大津町議会定例会会議録

平成24年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成24年12月7日(金曜日)

	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	6 番 大 塚 龍 一 郎	7 番 新 開 則 明
	8 番 月 尾 純 一 朗	9 番 坂 本 典 光	10 番 石 原 大 成
出席議員	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦	13 番 松 永 幸 久
	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 田 黒 英 生
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長 田 中 令 児	
	副 町 長 徳 永 保 則	企画部企画課長 杉 水 辰 則	
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 徳 永 太	
	企 画 部 長 木 村 誠	総 務 部 長 藤 本 聖 二	
	福 祉 部 長 中 尾 精 一		
	土 木 部 長 中 山 誠 也 併任工業用水道課長	企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 兼 ね て 行 政 推 進 係 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 西 本 昇 二	教 育 長 那 須 雪 子	
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春	教 育 部 長 松 永 高 春	
		農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 岡 秀 雄	

平成24年第5回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成24年 11月21日 請 願 第 1 号	中小企業振興基金条例の制定を求める 請願書	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成24年 7月27日 陳 情 第 2 号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を就 学前まで拡充することを求める意見書提 出に関する陳情	継 続 審 議	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成24年 7月30日 陳 情 第 3 号	陳情書 「上井手改修について」	継 続 審 議	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成24年 9月10日 陳 情 第 5 号	岡本家西側の町道下森線拡幅に関する 陳情	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 4 年 1 2 月 7 日 (金) 午後 2 時 開議

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	各常任委員会の審査報告について	質疑、討論、表決
日程第 3	委員会の閉会中の継続審査申出書について	議決
日程第 4	委員会の閉会中の継続調査申出書について	議決
日程第 5	金田俊二君の議員辞職の件について	議決

午後 1 時 58 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに平成 2 4 年第 3 回大津町議会臨時会会議録及び平成 2 4 年第 4 回大津町議会定例会会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) こんにちは。ただいまから経済建設常任委員会に付託されました案件について委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 6 6 号関連、議案第 6 7 号、議案第 6 9 号、請願第 1 号、陳情第 5 号、陳情第 3 号の 6 件です。

当委員会は審議に先立って、1 2 月 4 日の午前中に関係する 7 カ所の現地調査を行い、同日午後委員会 C 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第 6 6 号関連、平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について。

経済部農政課関係。目 5 の農業構造改善事業費、目 6 の農地費、農業用施設災害復旧費以外について先に審議を行いました。

委員より、2 名分の予算計上となっているが、要望が 2 名しかなかったのかとの質疑に対して、執

行部より約20名の新規就農者に通知を送付し、個別ヒアリングを行った結果、国の要件を満たす該当者が2名であったとの答弁がありました。

次に、農業構造改善事業費の委託料としての支払いの妥当性及び委託料額の妥当性について審議を行いました。

執行部より、農政課長から12月5日に会議前に事務局より配布してある別紙資料により、根拠・金額等について説明がありました。

委員より、協定書に基づくリスク分担表により協議され、ほかの事例も検討されており、応分の町負担は理解できるとの意見がありました。

委員より、他の事例も精査してあり、予算措置は妥当であるとの意見がありました。

委員より、指定管理は行政処分であり、協定に基づく不可抗力の想定外の自然災害の項に該当する。施設の損壊により経営が成り立たない状況が現地でも確認できたので根拠としては成り立つとの意見がありました。

委員より、減収額とはどのようなことか。減収額の50%を委託料として支出するのか、それとも赤字の補てんということかとの質疑に対して、執行部より、減収額とは、当初見込めたであろう収益と施設被災後の収益推計額の差額で、過去2年間の実績を基に積算している。減収額の50%を委託料として支出するのではなく、公金であることを踏まえ、経営努力を促し、それでも赤字や未復旧の施設により減収となった場合、その実額を税理士等との協議により支出を予定しているとの答弁がありました。

委員より、高森温泉館は直営だと思うが、収入と支出の差額分、いわゆる赤字部分はどのようにしているのかとの質疑に対して、執行部より、赤字については一般財源からの補てんと思われる。支出額には職員1名分の人件費が含まれると確認しているとの答弁がありました。

委員より、委託料からの支出は妥当なのかとの質疑に対して、執行部より、他の自治体等の事例等も調査した結果、委託費から指定管理料としての支出が妥当であると判断しているとの答弁がありました。

委員より、委託料の1千350万円は動かないのかとの質疑に対して、執行部より、動かないとの答弁がありました。

次に、岩戸の里の工事負担費について審議を行いました。

委員より、復旧工事費の3千万円はどのように積算したのかとの質疑に対して、執行部より、8月臨時議会で可決いただいた調査費で2つの改修（案）の提出があり、これを基に公共工事等の諸経費等を見込んだ概算額となっているとの答弁がありました。

委員より、今回の工事で燃料費の軽減が図られるのかとの質疑に対して、執行部より、高温の泉源を直接熱交換させることで、シャワータンクの加温に要するA重油の節減が図れると見込んでいるとの答弁がありました。

委員より、災害保険はどの範囲まで適応されるのか。2千万円の歳入根拠はどのようなものかとの質疑に対して、執行部より、町の施設は全国自治協会の建物災害共済に加入しており、岩戸の里も加

入している。建物共済なので家屋が原則だが、ポンプ等の諸設備工作物等も加入することができるため、岩戸の里の場合はフェンス等の外溝等を除き主要な設備については加入している。不可抗力の自然災害の場合の共済金は50%との規定がある。仮復旧工事も共済金の対象となっていることから、今回の復旧工事、既に完了している仮復旧工事、予備費充用によるがれき撤去工事等で約4千万円と試算している。その50%の2千万円を保険料と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、農地費の上井手・下井手地区県営かんがい排水事業負担金について審議しました。

委員より、農地費の県営かんがい排水事業の補正分においては、7月ごろから県営工事の場所は決まっていたのか。また、7月豪雨災害により増えた工事箇所はあるのかとの質疑に対して、執行部より、計画はおおむね県では決まっていたと思われる。7月豪雨災害による2カ所増えた箇所があるとの答弁がありました。

委員より、県が管理している市町村もあると思うが、大津町の上井手も県が管理できないのか。また、改修等の全体計画はあるのか。あればその資料を見せてほしいとの質疑に対して、執行部より、上井手については河川ではないし、県とそういった協議をしたこともないが、県の管理は厳しいと思われる。地元区長や学識経験者を交えた上井手・下井手かんがい排水事業推進協議会を立ち上げ一期、二期以降の改修計画を作成し、その計画により改修工事が進められているとの答弁がありました。

次に、農業用施設災害復旧費について審議しました。

委員より、今回の災害は激甚災害に指定されているが地元負担は30%かとの質疑に対して、執行部より、激甚災害の指定を受けているが、補助率は定率ではない。大津町全体の査定額を被害戸数で割り、1戸当たりの被害額で補助率が決定される。白川の堰5カ所の査定が完了しており、最終的には70%から80%の補助率まではいくのではないかと考えているとの答弁がありました。

委員より、各地区での補助率の説明はしているかとの質疑に対して、執行部より、補助率が確定していないため、当初は最低50%は補助との説明をしている。矢護川流域と瀬田地区では説明会を行い、他の地区では区長さんに説明をお願いして受益者から同意書をいただいているとの答弁がありました。

委員より、国庫補助の工事は町の発注か、いつ発注して、いつ完了するかとの質疑に対して、執行部より、町が発注する。年明けから発注して3年以内に完了するよう計画している。矢護川・白川の県の護岸工事との調整があり、繰越するものや新年度で発注となることもあると思うとの答弁がありました。

委員より、補正予算の概要に添付された資料は不親切であるとの意見がありました。

委員より、災害の対象外や40万未満の小災害復旧補助金の周知はどうするかとの質疑に対して、執行部より、予算成立後、対応を検討して周知していくとの答弁がありました。

経済部商業観光課。

質疑はありませんでした。

土木部環境保全課。

職員の人事異動に伴う人件費の補正のため質疑はありませんでした。

土木部道路整備課。

職員の人事異動に伴う人件費の補正のため質疑はありませんでした。

下水道課。

職員の人事異動に伴う人件費の補正のため質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第66号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号は、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、委託料減額の事業団分低入札の内容はなにかとの質疑に対して、執行部より、事業団規定により85%以下を低入札としており、50%から80%とのことであった。契約分については、沈砂池・砂防関係で、設備の設置作成等で、自社・企業努力により安価となったもので問題ないとの答弁がありました。

委員より、清正公道公園付近の工事で路肩の保全等は大丈夫かとの質疑に対して、執行部より、路肩保全、安全管理には万全を期し、埋設位置を南側に取り、土留を埋め殺し処理する等により実施するとの答弁がありました。

採決の結果、議案第67号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号は、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、人事異動後、農業集落排水係は職員数がゼロかとの質疑に対して、執行部より、施設係及び公共下水道係を課内兼務としているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第69号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号、中小企業振興基本条例の制定を求める請願書」について、紹介議員より、議会で決定してもらえれば執行部で検討していただくならばという趣旨であるとの補足説明がありました。

委員より、基本的施策が伴うならば経費は必要となる。

委員より、菊陽町もできている。企業が定着するような施策を検討してほしい。

委員より、中小企業が活性化するためにも条例は必要である。

委員より、中小企業が活性化すれば、地域も活性化する。

委員より、中小企業を育成するためにも必要である。

以上のような意見が出て、採決の結果、請願第1号は全員賛成で採択すべきものと決しました。

陳情第5号、岡本家西側の町道下森線拡幅に関する陳情について。

委員より、岡本家の文化財指定はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、町指定の文化財となっているとの答弁がありました。

委員より、陳情箇所だけの拡幅ではなく、下森地区の全体的な計画はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、下森地区は全体の拡幅が必要であり、要望があれば考えていきたい。要望箇所の北側も狭いので区長に相談したが、地主が難しいとのことであったとの答弁がありました。

委員より、地域の住民が迷惑しているならば、なるべく拡幅したが良いのではないか。

委員より、土地の提供があるならば拡幅したがよい。

委員より、ブロック塀の工事費はいくらぐらいかとの質疑に対して、執行部より、70万円程度であるとの答弁がありました。

委員より、下森の入口になるので拡幅する必要があると思うとの意見があり、採決の結果、陳情第5号は全員賛成で採択すべきものと決しました。

陳情第3号、継続審査、上井手の改修について。

委員より、現在の工事では要望箇所は完了しないのかとの質疑に対し、事務局より、区長に確認したところ、要望が7項目あるが2項目は工事中で、1項目の左岸擁壁の補強は現在の区域内とのことであり、9月の委員会で説明した場所の上流とのことである。残りの1項目の要望の河床掘削は、現在砂利を敷きこんで護岸の工事が行われており、砂利の撤去が行われないとわからないとのことであるとの答弁がありました。

採決の結果、陳情第3号は全員賛成で継続審議すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長永田和彦君。

○文教厚生常任委員長（永田和彦君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第66号関連、議案第68号、議案第70号、継続審査の陳情第2号の4件であります。12月4日午前10時より役場4階の大会議室において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の概要と結果を要約して報告申し上げます。

議案第66号関連、平成24年度大津町一般会計補正予算（第7号）について、福祉部健康福祉課関係におきましては、委員より、一人親家庭が増えているということだが、昨年一人親家庭の数は、また、精神障害者が増えているということでの予防策はないのかとの質疑に対し、執行部より、一人親家庭医療費助成事業に係る受給資格者数は、平成24年度が316世帯、平成23年度が290世帯となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成22年度が149人、平成23年度が168人です。また、自立支援医療、精神通院における認定件数も増加傾向にあり、うつ病などが増えていますとの答弁がありました。

委員より、うつ病対策はないのかとの質疑に対し、執行部より、増加原因には社会的・経済的要因が推測されます。現在、自殺対策事業において、家庭・地域での気付きや相談窓口の案内などの啓発活動及び研究会を行っていますとの答弁がありました。

委員より、がん検診の啓発はどういうことをしているのかとの質疑に対し、執行部より、40歳以上への個人通知、健康推進計画策定委員10名にも健診を受けるよう地域で啓発活動を年1回行ってもらっています。住民全体を対象としているので、漏れ健診の通知を行っております。行政嘱託員会議等の際に啓発のお願いをしております。電話や戸別訪問まではしていませんが、昨年度よ

り個人通知を出したことで、今年度のほうが受診率は上がっております。国・県のテレビコマーシャルなどより、住民の自主意識は上がっていますとの答弁がありました。

委員より、地域福祉について、地域のコミュニティ活性化をするための行事等にお金がかかります。町の助成金はないのかとの質疑に対しまして、執行部より、町では、健康福祉課としての助成はありませんが、企画課の地域づくり活動支援事業の助成があります。また、社協の自主財源で申請すれば3万円から5万円の助成がありますとの答弁がありました。地域福祉に取り組むことで、例えば医療費削減につながるなど、実績や分析が必要。社協だけでなく町としても効果等を把握しておく必要があると委員より発言がありました。

福祉部保険医療課関係におきましては、執行部より、民間施設給与等改善費について説明します。配布した資料をご覧くださいませ。厚生労働省発出の2つの通知により、措置事務の指針が示されております。光進園は今年度から標記加算を受けることとなりました。その目的は、民間施設と公共施設の給与水準等に格差を生じておりまして、その是正のため加算されるもので、職員の平均勤続年数により加算率が決まります。結果として加算額は1万3千189円となりました。このため1人当たりの措置単価が上昇し、措置人数の増加とともに措置費補正の要因となりましたとの説明がありました。

委員より、光進園の入所者数を教えてくださいとの質疑に対し、執行部より、現在49人の入所者があります。そのうち大津町の方が35人ですとの答弁がありました。

委員より、災害により入所された方の様子などを伺っておりますかとの質疑に対しまして、執行部より、入所された後、数度様子を伺っております。安心して生活でき、助かりますと言われました。相談については、包括支援センターと一緒に受けておりますとの答弁がありました。

委員より、医療について対象となる子どもさんはどの年代が多いのですかとの質疑に対し、執行部より、子ども医療の対象となります0歳から12歳で、0歳から4歳までが各400人台で一番多くなっております。5歳以降12歳までは、320から380人の間で推移していますとの答弁がありました。

子育て支援課関係におきましては、委員より、子育てサポート事業の委託箇所数と委託先はどうなっているのかとの質疑に対しまして、執行部より、大津町ファミリーサポートセンターが現在1カ所、NPO子どもサポートみんなのおうちに委託し、大津町子育て健診センターの2階で事業を行っていますとの答弁がありました。

委員より、家庭的保育改修等補助金、現在事業を実施している場所（びちゅ）について、立地条件を不安に思いますが、補助に対して立地条件はあるのかとの質疑に対し、執行部より、立地条件に規制はありません。現在の事業先も犯罪防止や危機管理に十分注意して保育にあたってもらっていますとの答弁がありました。

委員より、今後も不可抗力の事故などに注意し、危機感を持って事業に取り組んでほしいとの意見がありました。

委員より、家庭的保育事業については、大津町が県内第一号に取り組んだと聞いているが、ほかに

県内で実施している市町村はあるのかとの質疑に対しまして、執行部より、合志市が11月から1カ所、12月から1カ所開始しております。菊陽町については、現在検討中であります。また、熊本市では保育所型の家庭的保育事業が始まりましたとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係におきましては、委員より、スクールバス運転賃金について、昨日飲酒運転による交通事故の報道がありました。大津町ではそのようなチェックを行っておりますかとの質疑に対しまして、執行部より、年度当初や月時の注意指導は行っておりますが、アルコール検知器を使ったチェックまでは行っておりません。今後は徹底を図っていきたく思いますとの答弁がありました。

委員より、室小学校の野外放送施設設置工事ですが、ほかの学校にはすべてあるのですかとの質疑に対し、執行部より、護川小学校と大津東小学校はありませんが、運動会するときなどは放送室から機材を持ち出して使用しておりますとの答弁がありました。

委員より、美咲野小学校建設関係の補正予算で、当初予算での計上漏れということですが、事業を進める上でチェックリストみたいなものはあるのですか。繰り返しミスがないようにお願いしますとの質疑に対し、執行部より、年度別に大まかな事業管理表はつくって進めていきましたが、詳細なものについてはありませんとの答弁がありました。

教育部給食センター関係では、質疑はありません。

教育部生涯学習課関係におきましては、委員より、文化遺産補助金について、今までにほかの行事等で支出したことはあるのかとの質疑に対し、執行部より、今回行事については、10年に一度の実施のため、そのときに申請が上がったものについては支出している。このほかについては、平成14年度に陣内地区、平成15年度に杉水地区、18年度に平川地区にそれぞれ支出をしておりますとの答弁がありました。

教育部公民館関係におきましては、委員より、生涯学習センター正面フロアが暗いと思うが、町民からそういった声はないのかとの質疑に対し、執行部より、若干暗いかと思いますが、ロビーのスポットライトを全点灯して対応していますとの答弁がありました。

委員より、施設の構造と利用者の捉え方もあるかと思うが、できるだけ対応をしてくださいという意見がありました。

採決の結果、議案第66号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、平成24年度と大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について審議をいたしました。

委員より、介護認定新システム改修の内容を教えてくださいとの質疑に対し、執行部より、介護の利用実態や認定者数などを国に報告しております。制度改正により、新たなサービス項目の追加など、国が報告データの構成を変更しました。そのため、町で使用している介護認定支援システムを改修するものですとの答弁がありました。

執行部より、本会議における質問にお答えしたいと思います。ケアマネプランの作成についてですが、平成24年10月現在、包括42件、委託124件、ケアマネ1人当たりの受け持ち件数においては、包括14件、委託1件から27件とばらつきがあります。受け持ちの上限は40件で

あります。作成料について、1件当たり4千120円、初回は7千120円であります。ほかの居宅支援事業者への委託方法は、どこの居宅介護支援事業者で受け持つかは、基本的には包括で担当いたします。介護支援の場合、本人の意向を確認しますとの説明がありました。

委員より、ケアマネージャー4人の退職についての理由を教えてくださいとの質疑に対し、執行部より、ケアマネージャー4人は臨時職員なので、9月末で更新せずに退職されました。2名は正規職員での就職、1名は子どもさんの病気、1名は本人の都合による理由での退職となっておりますとの答弁がありました。

委員より、包括でケアマネを実施せずに委託にされるということは考えておられないかとの質疑に対し、執行部より、要支援1、2は包括でケアマネ業務を行うことになっております。支援1、2の中には、住宅改修のみ、福祉用具購入のみの方もおられます。包括支援センターでは、自立支援に向けてプランの作成を実施しております。これを委託しますと、区分変更申請等も多くなり、自立支援に向けての対策が難しくなります。自立支援に向けて現在取り組んでいるところですので、随時ケアマネの募集を行いながら、町で実施していきたいと考えますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第68号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。委員より、後期高齢医療保険制度は無くすということでしたが、その後どうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、現時点では具体的な話はありませんとの答弁がありました。

採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査の陳情第2号、熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情についてを審議いたしました。

執行部より、現在の4歳児未満児の補助要綱から就学前の伸びを概算計算すると補助額としては300万円から500万円程度の伸びがあるということでお聞きしております。全国47都道府県の状況といたしましては、中学校までが2件、小学6年生までが2件、小学3年生までが5件、未就学までが29件、4歳児までが1件、3歳児までが4件、2歳児までが4件となっております。また、菊池地域の現状としては、菊池市と菊陽町が中学生まで、大津町と合志市が小学6年生までとなっております。議会でもたびたび年齢の引き上げの話は出ておりますが、昨今の経済状況から見るとかなり厳しい状況であり、一回扶助費の増額をすれば永久的にやらなければならない。政策的な問題もあり、支援策としてはどうなのか、即無料というのはどうなのかということで、町としても政治的判断を仰ぐしかないというのが現状でありますとの説明がありました。

委員より、今後消費税が10%になるとかなりきつくなってくるとの意見があり、執行部より、保護者としての負担ということでは、保護義務ということでの捉え方で考えるとどうなのか。ただ、生活を支えてあげなければならない方々のことも考えなければならない。非常に難しい部分がありますという意見が出されました。

委員より、国の状況などいろんな問題もあります。政権も今後どうなるかわかりません。今後の状況を見ながら、県としても全国的に見ても上げなければならないという認識はあるとの意見が出され

ました。

委員より、政権が変わればまた、今後どうなるかわからない。現状での判断は非常に難しい。無責任な判断はできないと思いますとの意見が出され、採決の結果、陳情第2号は全員賛成で継続審議するものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第65号、議案第66号関連の2件であります。当委員会は、12月4日に委員会室におきまして執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果についてご報告いたします。

議案第65号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について。総務課から説明を受けましたが、質疑ございませんでした。

採決の結果、議案第65号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成24年度大津町一般会計補正予算（第7号）について。議会事務局では、委員より、ホームページの公開までの時間はどのくらいかかりますかと質疑に対し、執行部より、筆耕反訳の委託業者が電子データを持っていますので、PDFデータに変換する必要があります。変換後は町ホームページへの連載は事務局職員が行うこととなります。平成20年から29回の議会が開催されておりますので、平成25年3月までには公開ができますとの答弁でございました。

総務課では、委員より、工事請負費の工事場所は吹田団地内で元幼稚園予定地であったところですか。また、面積はどれほどありますか。また、現況はどうなっていますかと質疑に対して、執行部より、吹田団地入口から上がって西側のほうで、当初は保育園用地として開発業者から町に移管されたと聞いております。約3千平米あります。地元の方でグループをつくって家庭菜園をされていますとの答弁でした。

委員より、防犯対策費の光熱水費について、増額となっているが、まだ電気料金の値上げはなされていないと思うが、増額の理由についての質疑に対し、執行部より、電気代に含まれている調整費の値上がりと、新しく本田技研南側外灯を設置したためですとの答弁でした。

税務課では、委員より、電子申告の実績はどうなっているとの質疑に対し、執行部より、給与報告書については317件から457件に、法人税申告が50件から364件に、償却資産申告には39件から55件に、前年度より電子申告の利用は増加しており、今後も周知広報を図りたいと思いますとの答弁でした。

委員より、固定資産税滞納繰越分はどのくらいありますかとの質疑に対し、執行部より、滞納繰越分については現在1億6千300万円ほどあります。予算として1千万円を見込んでいましたが、10月末の実績として2千万円ほどの収納がありましたので、1千万円の増額補正を行いましたとの答

弁でした。

委員より、今後不納欠損が増えないようにとの質疑に対し、執行部より、管理系の職員が本年度1名増となり、年間を通しての滞納者の進行管理ができるようになりました。平日に徴収に行っても不在や居留守などで滞納者に会えないことがありますので、公平公正な税の収納に向け、進行管理の下、休日徴収などで対応したいと考えていますとの答弁でした。

委員より、担当職員はもちろんですが、管理職の対応はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、年2回、部長、課長とともに徴収に行っています。今後も全職員が税に関心を持つように取り組んでいきたいと考えていますとの答弁でした。

住民課、企画課関係では、さしたる質疑ございませんでした。

採決の結果、議案第66号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 陳情第2号の熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情が委員長の報告では継続審議と報告がありました。私が聞きたいのは、この陳情に賛成か、反対かということではなく、ご承知のとおり、我々議会はこれが最終の定例議会であります。今議会でこうした陳情を継続にするということは、いわゆる審議未了、廃案にするということは、当然議員各位も承知になさっておられるかと思いますが、経済建設委員会でも一つ継続審査にしましたが、これは陳情趣旨がほぼ満たされているということで、あえて継続審議にしたわけがありますが、この文教厚生常任委員会におきまして、審議未了廃案になることを承知の上で継続審議となったのか。誰一人そういう点を指摘しなかったのか。しなかったらしなかったで結構です。お答え願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長永田和彦君。

○文教厚生常任委員長（永田和彦君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

陳情第2号、熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情についてであります。実はこの陳情について、先ほど申し述べましたとおり要約してお伝えしましたが、その委員会の中の審議というのは、いわゆる継続審査することで審議未了になる、これはもうご存じのとおり、ご指摘のとおりでございますので、採択で賛成か、反対か、それとも継続審査にするかということで、事前に委員会委員と皆さんと話し合った結果、ここで我々としても判断が付かないと。もちろん、困っている方々に対してのフォローアップはしていきたいというのは心の中であるが、ここで我々がその熊本県へ、熊本県がまだやると言っていないのに、順番からするならば熊本県がやりますから、じゃ町もやりますという形が好ましくないとか、いろんな意見が出ました。ですから、本当に各委員会が心を痛めて、継続審査にすることによって、そのいきなり否

決というふうには持っていないで、まだこれは次の議会でも審議していただいたらどうだろうかという心遣いで継続審査でどうだろうかという意見がだんだん出てきまして、皆さんの意見が一致して、そして採決の結果、継続審査ということになったのが流れでございます。ですから、心遣いと今後も検討をしなければならない重要な陳情であったということでもあります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度質問をいたします。

私は、陳情の中身を聞いたわけでありませんが、あえて中身まで答弁していただきましたので、それではお聞きいたしますが、この陳情は熊本県に、要するに子ども医療費に関する補助を増やしてほしいという要望書です。当議会がもしこれを可決して県に上げたとしても、県がやらないよと言ったらそれまでなんです。町民はやってほしいと、その願いを届けるだけをなぜわざわざ前回の議会から継続審査にして、この間、多分1回も審査はなされてこなかったんでしょう。それを確認しますよ。間に委員会でも開いて、より深く審議するというのであれば、そういう手続きもなされたのかなと思わざるを得ませんけれども、前回の議会から今回の定例議会まで、そういった審議の機会があったかどうか、これが第1点目です。

それから、議会は賛成か反対をですね、最終的に決定するところです。その決定権を放棄するということは、町民に対する責任を全うできないということになってしまうわけです。ですから、賛成だろうが、反対だろうが、それは議会の決定、民主主義ですから構いません。しかし、審議未了になってしまうことをあえて承知されていたんだろうと思いますけど、じゃもう一回確認をします。誰一人、審議未了になってしまうから採決を採るべきだと、こういうご意見は誰一人なかったのかどうかですね、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長永田和彦君。

○文教厚生常任委員長（永田和彦君） 再質疑にお答えいたします。

前定例議会から今定例議会まで、3カ月間あるわけですけども、その間に委員さんに集まっていたら審議をしたことはありません。ただし、継続審議というものは、情報収集に努めなくてはならないということでもありますから、それが何もしていなかったであるならば、それはその人の理解で結構ですけども、皆さん、各委員におかれまして情報収集に努めてこられて、そして12月の定例議会で審議をしたということにご理解願いたいと思います。

そしてまた付託に応える、確かにそのとおりです。しかしながら、この採決の仕方というものは、陳情におきまして継続審議という、そういった採決もあるということです。これでぶつつり終わるわけではありませんので、ですから恐らくこの陳情というものは、来年度、最初にまた出てくると思います。出てこなかったら出てこないほうが逆に無責任かもしれませんので、出てくると思いますので、それに期待したいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 経済建設常任委員長に質疑をいたします。

請願の審議を中小企業振興基本条例の制定を求める請願というものが出ております。このことについて質疑をしたいと思います。この請願書の出所というものが、熊本民主商工会・大津班としております。私は、この熊本民主商工会というものを知りませんので、この熊本民主商工会というものがどういった活動をされているところなのか調べられたかお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） 今の質疑で、提出団体の民主商工会についてどういうものであるか調べたかということなのですが、これについては調べておりません。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第65号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第66号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決し

ます。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、請願第1号、中小企業振興基本条例制定を定める請願書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号、岡本家西側の町道下森線拡幅に関する陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 金田俊二君の議員辞職の件について

○議長（大田黒英生君） 日程第5、金田俊二君の議員辞職の件についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、金田俊二君の退場を求めます。

〔金田俊二君 退場〕

○議長（大田黒英生君） 職員に辞職願いを朗読させます。

○事務局長（府内隆一君） 読み上げます。

平成24年12月6日、大津町議会議長大田黒英生様。

大津町議会議員金田俊二。

辞職願い。このたび、一身上の都合により、議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。金田俊二君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。金田俊二君の議員の辞職を許可することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第5回大津町議会定例会を閉会します。

午後3時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年12月7日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 吉 永 弘 則

大津町議会議員 源 川 貞 夫